

令和4年 第1回臨時会 第2回定例会

# 大和村議会同議録

第1回臨時会	令和4年5月30日（月）開会 令和4年5月30日（月）閉会
第2回定例会	令和4年6月14日（火）開会 令和4年6月17日（金）閉会

## 大和村議会



## 令和4年第1回大和村議会臨時会会期日程

5月30日(月) 開会～5月30日(月) 閉会 会期1日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	5月30日	月	本会議	<p>開 会</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 議案第21号 令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託契約の締結について</p> <p>4 議案第22号 消防ポンプ自動車購入取得について</p> <p>5 承認第3号 令和3年度大和村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について</p> <p>6 承認第4号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について</p> <p>7 承認第5号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について</p> <p>8 承認第6号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について</p> <p>9 承認第7号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について</p> <p>10 承認第8号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について</p> <p>11 承認第9号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について</p> <p>12 議案第23号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p>

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	5月30日	月	本会議	13 議案第24号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 14 承認第10号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について 15 承認第11号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について  閉 会

# 第 1 回 大和村議会臨時会

第 1 日

令和 4 年 5 月 3 0 日 (月)

大 和 村 議 会



## 令和4年第1回大和村議会臨時会会議録

令和4年5月30日（月）

午後1時30分 開 会

### 1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第21号 令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託契約の締結について
- 日程第 4 議案第22号 消防ポンプ自動車購入取得について
- 日程第 5 承認第 3号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 4号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 5号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 6号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 7号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第10 承認第 8号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第11 承認第 9号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について
- 日程第12 議案第23号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第24号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 承認第10号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第15 承認第11号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(5名)

1番	市田実孝君	8番	宮田到君
3番	重信安男君	9番	奥田忠廣君
5番	藏正君		

3 欠席議員は次のとおりである。(3名)

2番	前田清和君	7番	中井文忠君
6番	勝山浩平君		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大崎一也君	主査	後藤美穂子君
--------	-------	----	--------

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	仲新城長政君	教委事務局長	森永学君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	早川勝志君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	松崎泰郎君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

開会の前に申し上げます。議員8名中3名の議員が、コロナの濃厚接触者となり欠席いたしております。出席議員は5名であります。定足数には問題がありません。また、副村長より就任の挨拶の申し入れがありましたが、議員全員の出席の場での挨拶が良いのではないかと申し上げ、6月定例会での就任挨拶をすることにいたしました。

皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第1回大和村議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、宮田 到君、1番、市田実孝君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 議案第21号 令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託契約の締結について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第21号、令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託の請負契約の締結について、提案の理由を

申し上げます。

令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託の請負契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託契約の締結について、内容の御説明を申し上げます。

まず、防災行政無線設備更新業務委託の概要につきましては、本村の防災行政無線は平成22年度にアナログからデジタルに移行し、13年が経過いたしました。令和2年度には役場無線室の機器更新を行い、令和4年度から3カ年計画で国が推奨する規格へ、大金久中継局、各集落の屋外子局及び各家庭にある戸別受信器の更新を年次的に行い、村民へ早く正確な情報が周知ができるよう機能強化を図るものであり、このたび大金久中継局の設備更新について仮契約を行っております。

契約の方法といたしましては、随意契約での執行、契約金額は6,039万円、契約の相手方は住所、鹿児島県奄美市名瀬長浜町29番5号、氏名、株式会社奄美通信システム、代表取締役 椀山廣市であります。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は可決されました。

日程第4 議案第22号 消防ポンプ自動車購入取得について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議案第22号、消防ポンプ自動車購入取得についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

消防ポンプ自動車購入取得について、提案の理由を申し上げます。

大和村消防団の消防ポンプ自動車購入取得の契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条議会の議決に付すべき財産の取得または処分の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

消防ポンプ自動車購入取得について、内容の御説明を申し上げます。

現在、大和村消防団思勝分団に配備しております消防ポンプ自動車におきましては、平成4年度に購入配備され、導入から29年が経過し、経年劣化による支障の懸念もあることから、今回、新たに車両を購入し、現在所有する車両との入替え更新を行うことで、消防ポンプ車両の機能向上と消防団活動における資機材の充実を図り、消防力体制の向上に取り組むものであります。

なお、契約の方法といたしましては、指名競争入札により執行し仮契約を行っている状況です。契約の金額といたしましては2,310万円、契約の相手方は住所、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、氏名、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役社長、尾曲昭二でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は可決されました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、承認第3号、令和3年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第7号）は、歳入におきましては、地方交付税の調整など、歳出におきましては、財政調整基金積立、減債基金積立など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ8,647万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,340万6,000円にいたしました。今回の補正は、歳入歳出ともに令和3年度の事業実績等による補正でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。款1村税から12ページにあります款8自動車税環境性能割交付金までは、収入見込及び実績に伴う調整をしております。

12ページをお願いいたします。款10地方交付税は、特別交付税の交付額の確定に伴い、9,353万6,000円増額いたしました。地方交付税の総額17億806万2,000円の内訳でございますが、普通交付税の総額が15億3,452万6,000円、特別交付税が1億7,353万6,000円となっております。前年度に対し普通交付税が1億2,959万2,000円の増、特別交付税は484万8,000円の減となりました。当初予算に比較いたしますと、2億1,087万1,000円の増となっております。

14ページをお開きください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と養育医療費国庫負担金の合計として224万1,000円増額

いたしました。

14ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金以降につきましても、収入見込及び実績に伴い調整をしております。

18ページをお開きください。款17寄附金、項1寄附金、目2まほろば大和応援寄附金は、寄附金の増により230万6,000円を増額いたしました。令和3年度におけるまほろば大和応援寄附金の実績として、件数で662件、寄附金額が合計1,980万6,000円となりました。

同じく18ページをお願いいたします。款20諸収入、項3雑入、目2雑入、節6雑入は、総務費雑入として大島支庁派遣職員における県からの人件費分のほか、各課の関係する収入の増減といたしまして、合計で585万9,000円を増額いたしました。

19ページをお願いいたします。款21村債においては、各起債を調整し、1,810万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

20ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節24積立金において大和村ふるさと応援基金に1,993万6,000円を積み立てました。平成20年度からの制度創設からの実績は、件数で2,663件、金額で9,922万7,000円となっております。

同じく20ページ、目4財政管理費においては、積立金として財政調整基金積立金を1億5,779万1,000円、減債基金を633万円、振興基金を289万2,000円増額し、合計で1億6,701万3,000円を増額いたしました。なお、令和3年度末の財政調整基金は、前年度より1億5,700万円増の7億5,535万7,000円になる見込みでございます。

同じく20ページ、目7企画費は、各事業実績により849万1,000円を減額しております。

21ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目12地方創生臨時交付金事業におきましては、コロナ禍における誘客促進補助金及びPCR検査助成の実績に伴い、合計で220万円を減額しております。

24ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19扶助費は、こちらのコロナ禍における子育て世帯臨時特別給付金非課税世帯の実績として400万円を減額いたしました。

24ページの款4衛生費、項1保健衛生費から、31ページの款11教育費までにつきましても、各事業の実績による増減や特別会計の決算に伴い繰出金等の調整を行いました。

31ページをお願いいたします。予備費において93万4,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

なお、一般会計の令和3年度から令和4年度への繰越明許費の財源内訳が確定しましたので、36ページに報告第1号として、令和3年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して報告いたします。

また、最終ページには報告第2号として、令和3年度大和村事故繰越計算書を添付いたしまして報告いたします。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、承認第4号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては督促手数料の確定及び繰入金の調整など、歳出におきましては総務管理費、施設管理費及び予備費の調整など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ340万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,838万6,000円にいたしました。

8ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。款1使用料及び手数料、項2手数料、目1督促手数料は、9万9,000円の増額によるものでございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を350万円減額いたしました。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明を申し上げます。款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費は、水道料金消費税額を50万円減額いたしました。款1事業費、項1水道管理費、2施設管理費は、修繕料を100万円、検定料を100万円、水質検査手数料を100万円、それぞれ減額いたしました。款3予備費におきまして、9万9,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

最近、湯湾釜集落の簡易水道が、しょっちゅう断水になっているんですけど、その要因というか、原因というか、説明をお願いします。

○住民税務課長（池田浩二君）

主な要因といたしましては、現在、集落排水事業関連の接続に関する工事をしているんですけど、それに関して、業者のほうでやっているんですけど、その中で一部断水をしなないとできないとか、そういった工事の内容もありますので、なるべく断水などはしないような形で、今後お願いはしていこうかなと思っています。内容としてはそういったもの。

○5番（藏 正君）

水源池とか貯水池の不具合によるものではないということですね。

○議長（奥田忠廣君）

電気がついていませんよ。

○5番（藏 正君）

以前に確か、多分、区長さんなんかの説明によると午前中に作業をして、昼から復旧する予定だったから、だったけども復旧できなかったの、水を配っていますよね、各集落に、各世帯に。そのときの放送を聞けてない人、その放送をした時間帯に集落にいなかった人というのがたくさんい

て、これ、何なのということ、僕にも複数の問い合わせがありました。ちょっと調べてみるねということで、区長に調べたら、そういったことだったということで分かったんですけど、あれをね、一つはトイレとか、そんな用水に用に使ってねということと、飲料用に使ってねというのがありましたよ。説明書がないから、どうして、誰がここに置いていったのか分からないんですよ。あそこにこういったことで、この袋入りは何にしてください、ペットボトルは飲料水にしてくださいと書いてくれていたら、何の問題もないんですよ。たった一つ、そういった説明書きの紙が入っていないもんだから、知らん人はその袋のやつを飲んでる人もいるわけ。あれ、飲んででも大丈夫だとは思うんだけど、要するに不審なものじゃないのかなという心配をしている方が、僕には電話がきているんですよ。そういった何というのかな、村民に対するちょっとした配慮、ただ紙に一つその説明を書いておくだけで済む話が、そこにそういった配慮に気づかないあなた方の、その今の体制というか、それは僕は集落排水のことでも、また後で言わなくちゃいけないんですけど、そういったことというのはね、村民からすると何で一言書いてくれないのという、それが連鎖して、何かすごい、役場職員どうなってるのというふうになってくるんですよ。そこら辺はどのように考える、誰かほかにそういったことを言ってきた人はいませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに藏議員のおっしゃることはもっともだと思います。玄関先にただ水が置いてあるだけでは、これは何の水なのか、放送を聞いていない人はもちろん内容は分からないと思いますので、今後はそのようなことがないようにですね、私たちが課内で十分協議をしてですね、置くにしても、これはどういった理由でこういう内容の水ですので、使って下さいという、そういう一言書いてですね、そういった対応はしていきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、承認第5号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては基金繰入金  
の減額など、歳出におきましては保険給付費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づ  
き専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたしま  
す。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の  
御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,394万3,000円減額し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ2億2,830万6,000円といたしました。

9ページの歳入から主なものを御説明を申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険  
税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税額の収納実績見込みに伴い135万  
2,000円を増額いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、保健給付費実績に伴う普  
通交付金及びと特別交付金額の確定により6万1,000円を減額いたしました。

10ページをお開きください。款5繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、準  
備基金繰入金を2,583万1,000円減額いたしました。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目12国民健康保険災害等臨時特例補助金につきましては、新  
型コロナウイルス感染症関連による税の減免対策費用として28万4,000円を増額いたしました。

次に、12ページの歳出の主なものについて御説明を申し上げます。款2保険給付費、項1療養諸  
費、目1一般被保険者療養給付費の1,691万8,000円の減額及び目2一般被保険者療養費22万円の減

額につきましては、療養給付費実績によるものです。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費に係る実績に伴い532万8,000円を減額いたしました。

13ページをお開きください。款 4 保険事業費、項 1 保険事業費につきましては、特定検診及び保健指導等に係る事業実績に伴い、91万4,000円を減額いたしました。款 8 予備費におきまして3,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第 5 号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 8 承認第 6 号 令和 3 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第 8、承認第 6 号、令和 3 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 3 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について、提案の理由

を申し上げます。

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては、地域支援交付金や一般会計からの繰入金等の減額など、歳出におきましては、地域支援事業費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,811万6,000円といたしました。

7ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、介護保険料の収納実績見込に伴い183万9,000円を増額いたしました。

款3国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、主もに地域支援事業費実績見込みに伴う補助金として、合計56万8,000円を増額いたしました。

8ページをお開きください。款7繰入金、項3基金繰入金、目1介護給付費準備基金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として229万2,000円を減額いたしました。

次に、100ページから歳出の主なものを御説明を申し上げます。款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定審査事務負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による審査件数の減少により66万3,000円を減額いたしました。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から、目9居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護サービス利用実績に伴いそれぞれ補正を行い、11ページをお開きいただきまして、合計で61万7,000円を増額いたしました。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費から、目7介護予防サービス計画給付費につきましては、介護予防サービス予防実績に伴い、合計で40万5,000円を減額いたしました。

12ページ、款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業、目6一般介護予防事業につきましては、新型コロナウイルス対策による事業縮小に伴い43万3,000円を減額し、13ページをお開きいただきまして、合計で24万1,000円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、承認第6号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正（第4号）の専決処分の承認に  
ついて

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、承認第7号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正（第4号）は、歳入におきましては、使用料及び繰入金金の調整など、歳出におきましては、総務費及び事業費の調整など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正（第4号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,360万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

れ2億2,208万5,000円にいたしました。

8ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。款1 使用料及び手数料、項1 集排使用料、目2 農業集落排水事業使用料につきましては、現年度使用料の収入見込額により150万8,000円増額いたしました。

款4 繰入金、項1 繰入金、目1 繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を1,510万円減額いたしました。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明を申し上げます。款1 総務費、項1 総務費、目1 総務管理費につきましては、中部地区の排水設備設置費助成金を600万円、東部地区の排水設備設置費助成金を100万円、それぞれ減額いたしました。

款2 事業費、項1 事業費、目1 農業集落排水事業東部地区は、重機借上料を323万6,000円、工事請負費を293万5,000円、原材料費を67万円、それぞれ減額いたしました。

款4 予備費におきまして、24万1,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしく願います。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

集落排水事業の件につきましては、もう何度も申し上げておりますけれども、私も集落に帰ると、何やってんと言われる立場にあるということは認識していただきたいと思います。今回、集落の中でまた2人目のけが人、けがをされた方が発生してしまいました。集落でも高齢者ばかりですから、高齢者の方のけがというのは、後遺症とかも命取りになりかねないですよ。以前から、前に酔っぱらいの方があれにはまってけがをしたときで、そういった対策というのはちゃんと取ってくださいねということを申し上げているんですけど、何と言うのかな、多分、建設課長あたりから、その業者への指導というのは徹底してされているのは、もう僕は何かも言っているから、されているんだろうとは思いますが、それがその現場で変化がないというのが、例えば湯灣釜の墓のほうに通って行く下り坂のある、まだ完全な仕上げができてないところ、あそこなんかも、見てみると、仮だというのは分かるんですよ。仕上げは今からするんだというのは分かるけど、それまでの期間が長すぎる。長すぎるのにあのでこぼこの具合でほったらかされている。そんなのを見ると、もしかしたらこういった予算のところ、すごい工事費が削られてしまっていて、そこまで仮の具合を、そんなにきれいにできないですよとか、そんな事情にまであるのかなと思ったり、見た目、すごい雑なように見えてしょうがないんですけど、その辺、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

これはもう蔵議員が何度もおっしゃって、私ども建設課としても業者のほうに指導はしているつもりでございます。強く指導はしているんですが、なかなかその対策が取られてないというのも現

状でございます。まだ私たちが、まだ指導不足というのは、言われても、本当申し訳ないぐらいに思っているところでございます。今、藏議員がおっしゃったように、工事費、重機借上料が減額に、今回専決でなっておりますが、そこらの対応をですね、もう少し、もう一回、再度建設課全体ですね、再度考えて、住民から苦情がないように、また、安全対策についてもですね、話は聞いております。すぐ対応したつもりではございますが、もともとこの対応する、その住民から声があつて対応するとかいうのは、本当、遅いことでございます。私としても申し訳ないと思っておりますけれども、そういったことがないように重々、また今後もですね、強く業者のほうに指導して、そういったやっぱり住民目線、前からも言っております、住民目線で仕事をするように、業者には強く今後も指導していきながら、今、現在未舗装の部分についても早急に対応したいと思います。以上です。

#### ○5番（藏 正君）

例えば、元請けの業者から今回のあれなんかも下請けの、その元請けのほうに区長から言ったら、ああ、私達が下請けに出している業者じゃとか言って、そっちのせいにしてしまったりですねよ、そしてその下請けの従業員なんか誰かと話した話を聞くと、湯湾釜の区長はちょっとやかましい人とか、全くその反省の色があるようには聞こえない。それは直接僕が聞いた話ではないからあれですけども、だけど、そういった何と言うかな、業者によって、ものすごく住民に対するそういった配慮が、すごい欠けてきているんじゃないかなと、今までやってきた業者にしても、何か今回、湯湾釜に入ってきている業者さんを見ると、今まですごく、あの業者が入って来てよかったねと言われる業者にしてもですよ、何かこう雑だったり、住民への説明がなかったりとか、もうずっとです。細かいことがいろいろあるんですよ。曲がり角の、角の前に説明札をつけているから、そのコーナーがまた曲がりにくかったりとか、細かいことがあります。橋のあっちを切ってくれたらあれだなと思ったら、それはすぐ切りますと言って、昨日、この間切ったんじゃないですかね。もう両方通れるようになってから切っているから、あまりありがたくない。何か、何というかな、その、この間言った酔っぱらいに対する配慮とかも、夜間灯についてもね、紐で灯りをつけていたらいいと思っているかもしれないけど、僕が知っているこの酔っぱらいは、そんなところにも転げて行くぐらいの人なんですよ。だから、鋼管で、そこには人が寄ってつかんでも大丈夫ぐらいの、そんな配慮まですべきなんじゃないかなと思ったりも、思いますよ。もしものことを考えていくと、取り返しのつかないことになりかねないと思ったらね、その辺の予算的などころも含めて、もう一回業者、こんだけ削れているのに、そこまでできんよと言われるんだったら、そこら辺の予算の配慮なんかも必要なんじゃないんですかね。

#### ○建設課長（前田逸人君）

そうですね、下請けも入っております。元請けのほうにもう少し現場代理人、主任技術者のほうに強く指導してですね、もし下請けをしているのであれば、その元請けの主任技術者に強く指導してですね、そこを守ってもらうように、そんな下請けでそういった対応をしないような形で指導し

ていきながら、もう一回、再度、現場をもう一回検証してですね、今、どこがどういうふうに悪いのかというのを、やっぱりもう一度再確認をして、また現場指導に入りたいと思います。以上です。

○5番（藏 正君）

村長、先ほども言った簡易水道のそういった配慮、住民に対する職員がね、住民に対する配慮というのも併せて、行政指導もしっかりなんですけど、もう一回庁内の職員に対する、集落住民目線というのをもう一度、みんなで思い直す必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これはまさに藏議員のおっしゃるとおりだと思います。かねがね私たちは、これは住民目線という言葉では言いますが、なかなか実行されていないのは、住民に対する思い入れがないから、ただやればよいということが、今まさに現実的に起こっているんじゃないかなというふうに思っていますので、これは湯湾釜集落だけでなく、やはりほかの集落においても、そういうことがないように、我々はもう一度、やっぱり意識をしっかりと高めてもらうためにも、自分たちは誰のために仕事をやっているんだということを、今一度考えながら業務をしっかりと進めていきたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（重信安男君）

関連しまして、交通安全ですね、集落排水の。僕はまほろば保育園の子供をやっぱり送り迎えする親御さんがおまして、やっぱり工事中ですからと気をつけてはいるんですよ。ですけど、昨日は通れたから今日も通れるんだろうと思ってそこを行ったら、業者さんに止められて、ここは通れませんからバックして、向こうから回ってくださいと言われたと。だから、女性の方が大体多いですよ。バック、なかなか苦手ですよ。バックしていて、ぶつけて、横を傷つけて、車の。そういう例もありますので、交通安全誘導員ですよ、そういうのもちゃんと考えていくべきじゃない、これから先は。ああいう小さな集落、小さな道路ですので、そのほうがですよ、業者さんも仕事やりやすいんですよ。自分たちで仕事しながら誘導して、それはもういいかげんな誘導になりますからね、バックしてくださいって。バックすればぶつけて、車を傷つけて、大損ですよ、村民は。朝忙しい時期、夕方忙しい時期に。だから、県道だけでなく、やっぱり村内の集落内も今後ちゃんと考えるべきじゃないですか。どうですか。

○建設課長（前田逸人君）

誘導員につきましては、設計で見れるところ、見れないところ、そういった場所があるんですが、そこはちょっとその場所を見ながら検討させていただきたいと思います。そこを誘導、今日は通れて明日が通れないとかいうのは、まほろば保育園にもですね、工事工程を再度周知させて、明

日はここは工事が入る場所とかいうのを周知徹底をさせていきながら、工事を進めさせていただきたいと思います。以上です。

○3番（重信安男君）

これからですね、それぐらいの事故で済んだからいいですけど、もし子供をひいたりとか、そういう大きな事故とかにつながったら大変ですので、これはもう本当にそういう簡単なことじゃないですよ、真剣に考えていくべきことだと思います。そのほうが業者の仕事がやりやすいんですよ。集落の方もやっぱり歩きやすい。警備員が立っておれば、安全に対策をちゃんとしていると、それはもう大和村だけじゃないんですよ、奄美市もほかのところも。だけど最近、奄美市は市道でも立てるようになってはきていますが、車が少ないからどうのこうのじゃなくて、事故が起きる前にちゃんとそういう対策をするべきだと、私は思いますので、これからも真剣にそれは考えてください。これはもうお願いします。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

答弁は要りませんか。要らないと言っているよ。

ほかに質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

一つ忘れていました。先ほどの集落排水の件で、湯湾釜集落の公民館の消防車庫があるところから出てくる道は、あれ本来はね、通り抜けできないところなんですよ。湯湾釜集落の集落の判断で消防の車の出入りとか、それが便利になるようにということで、集落民であの壁を取っ払って通れるようにしているんですよ。ですから、あっちはほかの人は通るなよと言っているわけじゃなくて、でも、今回のその集落排水事業の工事をするにあたって、業者の方なんかあっちが通れるものだから、向こうを迂回路にさせて、相当使っているんですよ。それで公民館の中通りがめちゃくちゃ壊れているわけ。それは何とか村のほうで、あそこの修理というか、そこの修復というのは図ってもらえないかなと思うんですけど、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

現場のほうはそうです、そこをちょっと使っているところもありますので、最終的にはちゃんともとにあった原形復旧というのを必ず行います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、承認第8号、令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては、介護サービス費収入や基金繰入金金の減額など、歳出におきましては、一般管理費及び施設整備費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,646万7,000円といたしました。

7ページの歳入から御説明いたします。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入の560万円の減額は、今年度のサービス利用実績見込みによるものです。

同じく目2 居宅介護サービス費収入も同様に420万円の増額は、同様にサービス利用実績見込みによるものです。

項2 自己負担金収入から項3 特定入所者介護サービス費収入におきましても、今年度のサービス

利用実績見込みにより調整をしております。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を200万1,000円減額いたしました。

次に、8ページの歳出について主なものを御説明いたします。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、人件費など200万円減額をいたしました。

款3施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費につきましては、地方創生臨時交付金を活用したため50万円減額をいたしました。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金につきましては、220万円減額をいたしました。

款6予備費におきまして、11万8,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、承認第9号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入におきましては、一般会計繰入金諸収入の減額など、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金保険事業費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,803万7,000円といたしました。

5ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、職員手当等の減額により149万8,000円を減額し、目2保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定金額の確定により29万5,000円を減額し、合計で179万3,000円を減額いたしました。

款5諸収入、項4雑入につきましては、実績に伴う保険事業費補助金額の確定により41万9,000円を減額いたしました。

次に、6ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員手当の調整及び会議のオンライン参加等に伴い71万2,000円を減額いたしました。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定分担金の確定により89万5,000円を減額いたしました。

款3保険事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費及び目2保険事業費につきましては、人間ドック等保険事業の利用者実績に伴い、合計で60万4,000円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第23号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第23号、大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和3年人事院勧告による給与改定に基づき、特別職等の期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

令和3年の人事院による勧告について、勧告に従い期末手当の支給月数を引き下げることとしたものの、同年12月の期末手当の支給月数の引き下げは見送り、その引き下げ相当額を本年6月の期末手当から減額することで調整することとされました。人事院勧告による給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給率を年間0.1月分引き下げるものであります。期末手当の支給率の改定については、年間0.1月分を6月及び12月で均等に0.05月分引き下げ、これまでの支給率1.675月から1.625月とします。また、勧告見送り分の特例措置として、第1条の規定による改正後の算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を差し引く内容

となっております。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第24号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第24号、大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和3年人事院勧告に基づき本村職員の期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

令和3年の人事院による勧告について、勧告に従い期末手当の支給月数を引き下げることとしたものの、同年12月の期末手当の引き下げは見送り、その引き下げ相当額を本年6月の期末手当から減額することで調整することとされました。

その勧告概要としましては、職員の期末手当の支給率を0.15月、再任用職員については0.1月分引き下げの内容となっております。期末手当の支給率の改定については、年間0.15月分を6月及び12月で均等に0.075月分引き下げ、一般職員をこれまでの支給率1.275月から1.2月へ、管理職1.075月から1.0月へ改正し、再任用職員については年間0.1月分を6月及び12月で均等に0.05月分引き下げ、再任用職員をこれまでの0.725月から0.675月へ、再任用管理職は0.625月から0.575月へ改正いたします。また、勧告見送り分の特例措置として、第1条の規定による改正後の算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額にそれぞれの割合を乗じた額を差し引きします。

そのほか、第2条において会計年度任用職員の特例措置適用除外を附則にて改正を行う内容となっております。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 承認第10号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、承認第10号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正しようとする内容につきましては、まず第1点目に、医療分の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に引き上げようとするものでございます。

次に第2点目に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 承認第11号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、承認第11号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正しようとする主な内容につきまして、まず第1点目に、個人住民税については所得税の住宅ローン控除の摘要者について、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じようとするものでございます。

2点目に、固定資産税については、景気回復に万全を期するため、土地に係る固定資産税の負担調整額措置について激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%にしようとするものでございます。

3点目に、軽自動車税については、二輪車等の所有者がほかの市町村に引っ越した場合等については、新旧の両市町村について申告が必要ですが、今後は新市町村への申告に基づき新市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築し、納税者の手続負担の軽減を図ろうとするものでございます。

4点目に、地方税務手続のデジタル化の推進を図るため、エルタックス地方税のオンライン手続

のためのシステムを通じ、電子申告及び申請の対象手続や電子納付対象課目、納付手段の拡大を図ろうとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第11号を採決いたします。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして令和4年第1回大和村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長      奥 田 忠 廣

大和村議会議員      宮 田      到

大和村議会議員      市 田 実 孝

## 令和4年第2回大和村議会定例会会期日程

6月14日(火) 開会～6月17日(金) 閉会 会期4日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月14日	火	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第25号 令和4年度大和村一般会計補正予算(第1号)について
				6 議案第26号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
				7 議案第27号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
				8 議案第28号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第1号)について
				9 議案第29号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
				10 議案第30号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算(第1号)について
				11 議案第31号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
				12 同意第2号 大和村固定資産評価員の選任について
				13 常任委員の選任について
				14 常任委員会の報告について
15 議会運営委員の選任について				

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月14日	火	本会議	16 議会運営委員会の報告について
第2日	6月15日	水	休 会	
第3日	6月16日	木	休 会	
第4日	6月17日	金	本会議	<p>1 一般質問（5名）</p> <p style="padding-left: 40px;">午前（2名）</p> <p style="padding-left: 40px;">5番 藏 正 議員</p> <p style="padding-left: 40px;">1番 市田 実孝 議員</p> <p style="padding-left: 40px;">午後（3名）</p> <p style="padding-left: 40px;">2番 前田 清和 議員</p> <p style="padding-left: 40px;">6番 勝山 浩平 議員</p> <p style="padding-left: 40px;">3番 重信 安男 議員</p> <p>2 議員派遣の件について</p> <p>3 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について</p> <p>4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p>閉会</p>

# 第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 4 年 6 月 1 4 日 (火)

大 和 村 議 会



## 令和4年第2回大和村議会定例会会議録

令和4年6月14日(火)

午後1時30分 開 会

### 1 議事日程

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第25号 令和4年度大和村一般会計補正予算(第1号)について

日程第 6 議案第26号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第 7 議案第27号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第 8 議案第28号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第1号)について

日程第 9 議案第29号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第30号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第31号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第12 同意第 2号 大和村固定資産評価員の選任について

日程第13 常任委員の選任について

日程第14 常任委員会の報告について

日程第15 議会運営委員の選任について

日程第16 議会運営委員会の報告について

散会の宣告

### 2 出席議員は次のとおりである。(7名)

1番 市田実孝君

6番 勝山浩平君

2番 前田清和君

8番 宮田 到君

3番 重信安男君

9番 奥田忠廣君

5番 藏 正君

3 欠席議員は次のとおりである。(1名)

7番 中井文忠君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 主査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院 幼君	教育長	晨原 弘久君
副村長	仲新城 長政君	教委事務局長	森 永学君
総務課長	政村 勇二君	企画観光課長	早川 勝志君
建設課長	前田 逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島 武正君
教委指導主事	前田 剛君	保健福祉課長	早川 理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石 松美君	大和診療所事務長	松崎 泰郎君
住民税務課長	池田 浩二君	大和の園園長	勝 健一郎君

開会 午後1時30分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

議事日程に入る前に、去る4月1日付けで大和村副村長に仲新城長政氏が就任され、本定例会に出席されております。

就任挨拶の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

○副村長（仲新城長政君）

皆さん、こんにちは。大変高いところからではございますが、議長からお許しをいただきましたので、御挨拶を申し上げます。

私は去る3月、数多くの人材がおられる中、伊集院村長から副村長への御推挙をいただき、そして議会の皆様ありがたい選任同意をいただきまして、4月1日付けで副村長に就任させていただきました。心から感謝を申し上げますと同時に、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。副村長というこのような重責を与えていただきましたことは、この上ない光栄なことでございますと同時に、事の重大さに改めて身の引き締まる思いです。これからは職責を全うするために誠心誠意全力で頑張っていきたいと、気持ちを新たにしているところです。私は約40年間、大和村役場の職員として勤めさせていただきました。これからも微力ではございますが職員として培った経験を生かしながら、村長の目指す小さくとも光り輝き続ける村大和村の実現に向けて村長を補佐し、議会の皆様と連携をさせていただき、職員と一緒に全力で取り組んでいきますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻、御協力を賜りますようお願い申し上げます。まだまだ言葉は足りませんが就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

[拍手]

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第127条の規定によって、2番、前田清和君、3番、重信安男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から7月17日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年第1回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告は終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。行政報告の前に、先般より防災無線で放送しております大和村のコロナ感染者についての現在の状況を報告させていただきます。

御案内のとおり、これまでのコロナ感染者が村内で80名ということになっております。全体の人口の5.6%の割合になっておりますが、何と云っても人との接触の際に十分気をつけなければならないというのを、改めて我々も感じているところでもございまして、職員をはじめ、みんな感染防止対策をしっかりと取りながら、今後も業務を進めていきたいというふうに思っておりますので、議会の皆さんの御理解をいただければというふうに思います。

それでは、令和4年第1回の定例会以降の行政報告をさせていただきます。今年度予算について、みなさんのほうから多大な御意見、御要望を賜って、我々も新年度が2カ月が過ぎたところでもございます。皆さんのしっかり要望に応えられるように村政を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

3月には3月の9日でございますけれども、大島地区郵便局長会のほうからセンサーカメラということで、湯湾岳駐車場周辺にセンサーカメラを設置をさせていただきました。局長会のほうもいろんな形で地域貢献をなされているようで、今後とも連携を図りながら我々も進めていきたいというふうに思っているところでございます。

3月20日でございますけれども、御案内のとおり27日に宮古崎トンネルが開通を迎えました。それにあたりまして、これまで血縁関係にあります根瀬部町内会と国直集落との交流会を盛大に行う予定でございましたけれども、コロナ禍の中ということで、それぞれの役員の皆さんが国直公民館にお集まりいただいて、それぞれが今後の交流を深めていこうということで交流会を開催させていただいたところでもございます。大和浜集落の棒踊りをはじめ、根瀬部町内会としましては、いろいろとこれまでもいろんなつながりがあったわけでございますので、このトンネル開通を機に今後ともこの地域の交流が深まっていければというふうに、情報交換もこれからやっていきたいというふうに思っているところでございます。

4月に入りまして、4月1日に皆さんにも御紹介させていただきました、今年度は保育士、保健師を入れまして5名の新規採用職員を我々も採用いたしました。少数精鋭で村の発展のために、それぞれが気持ちを新たにして業務に取り組んでいるところでもございますので、議会の皆様にもどうぞ御指導いただければというふうに思います。

また、3月31日を終えて退職をされました郁島武正氏が再任用という形で、再度産業振興課長を拝命をしたところでございます。また、皆様には今後とも厳しく御指導いただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

5月に入りまして、なかなか感染もおさまらない中でございましたけれども、5月17日に県議会の環境厚生委員会の皆様が行政視察ということで、自然遺産登録を迎えた中で、また、コロナ禍の中ということで、大和村では野生生物保護センターにおきまして環境省の取組、そして大和村のロードキルなどの取組について、県議会の皆様にも御報告をさせていただきました。そしてまた、いろんな形で自然遺産の登録に向けた受入体制についても、県議会の皆様に大和村の現状もお伝えし、またいろいろな形で要望もさせていただいたところでもございます。いろんな場面を通じて大和村の今後とも活性化につながる取組にも、我々も意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。

6月に入りまして、大和村の特産でございますプラムの出発式が、久しぶりに開催をすることができました。JAさんの共販を主体に我々もしっかり農家の皆さんと連携を図りながら、今後とも村の特産品が更に生産量が伸びるように、我々も努めていきたいというふうに思っているところでございます。

次の週の6日の日には、県知事のほうにスモモを贈呈をさせていただきました。これは毎年の恒例でございますけれども、やはり大和村が一大産地ということで、県内外にいろいろとPRするためにも、一つのPRのイベントとして、我々も今後とも知事にもいろんな形で大和村の情報をお伝えしていきたいというふうに思っています。

併せて、これまでJAの経済連の皆様にも、これまでスモモのPRにはいろいろと御協力を賜っておりましたけれども、知事とあわせて経済連の皆様にも大和村のスモモの生産状況、そして今後の取組にも経済連にもしっかり連携を図りながら、協力依頼もさせていただいたところでもござい

ます。

それに併せまして、これまで新聞にも載っておりましたが、全日空の社長に瀬戸内出身の柴田さんが就任をされたということで、柴田社長がいろいろと奄美の特産を関東の方でいろいろPRしたいということで、ANAの系統であります成城石井のほうでスモモが販売できないかということをおもてがみいただきまして、土日にかけてまして一応100キロほど成城石井さんに送りまして販売をさせていただきました。今後、我々も特産品をいろんな形で柴田社長を通じてですね、関東圏内で発信できればというふうに考えているところでもございます。

それから、先日でございますけれども、12日の日曜日にはスモモフェスタを開催させていただきました。FMラジオでも情報が流れておりましたけれども、約500人の皆さんがお越しをいただいて、見てみますと9割以上の方が村外からのお客さんではなかったかというふうに思っております。また、実証農園を含めてスモモ狩りを体験することによって、いろいろと大和村の魅力がいち早く分かっていただいたのではないかとこのように感じたところでもございます。大和村の限られた樹園地の中で、我々も今後、農業体験を主にした形で観光体験等、いろいろとタイアップしながら大和村の魅力を発信していければというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第25号 令和4年度大和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第25号、令和4年度大和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や人事異動に伴う人件費の調整など、歳入歳出それぞれ7,299万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和4年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和4年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,299万6,000円増額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ32億8,799万6,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動による人件費関係の調整や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保によるものであります。

歳入の主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として216万5,000円を計上いたしました。

同じく8ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と風しん抗体検査事業の合計といたしまして191万7,000円を計上いたしました。

同じく8ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、支出に伴う財源不足を補うため5,500万円を計上いたしました。

9ページをお開きください。款20諸収入、項3雑入、目2雑入、節6雑入は、一般コミュニティ助成事業として190万円、また節16市町村振興基金助成金は、集落備品整備における内示額の決定により760万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

なお、歳出における各項目の節2給与、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事異動における補正でございますので説明は省略させていただきます。

11ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、定住促進住宅確保のため大金久集落にある私有地及び建物における公有財産購入費と、購入後の登記事務委託料の合計といたしまして230万円を増額計上いたしました。

同じく11ページにあります目7企画費、節17備品購入費でございますが、各集落からの要望に対する備品購入費用及び村内の移動支援のための公用車購入費用の合計で870万円を増額計上いたしました。

13ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金でございますが、大和浜集落公民館空調設置に伴う一般コミュニティ助成事業及び大金久集落旧公民館解体助成金の合計といたしまして、393万6,000円を増額計上いたしました。

14ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目26移動支援事業は、新規事業であります村内の移動支援に関する経費といたしまして162万4,000円を増額計上いたしました。

16ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、温暖化対策省エネ推進業務委託と合わせ簡易水道特別会計及び集落排水事業特別会計の繰出金の合計で1,930万円を増額計上いたしました。

同じく16ページでございます。款4衛生費、項2清掃費、目2し尿処理費は、衛生センター及び嶺山公園専用地下水の設備工事における工事請負費として600万円を増額計上いたしました。

18ページをお開きください。款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、フォレストポリスグラウンドゴルフ場認定更新における費用弁償及び認定手数料のほか、伐採委託料並びにグラウンド

ゴルフ管理における草刈機購入やキャンプ場の備品購入と合わせ合計で203万9,000円を増額計上いたしました。

20ページをお開きください。款13予備費におきましては、74万6,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

5点伺います。まずは、総務課長から説明をいただいた11ページ、財産管理費、大金久の私有地と建物を購入とありますが、当初予算で修繕費を1,300万ほど計上しておりますけれども、最近のこの物価の急騰、高騰による整備費等への影響はありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

当初予算で、これは設計管理委託も含めての合計の金額が1,800万であったと思います。その中で、過去の事例、昨年度の実績に基づいた予算計上をさせていただきました。実際、今回補正に上げた私有地、建物の状況を見ましてですね、そこにおいてはまた、前回の改修内容と違うパターンも考えられます。必要なもの、不必要なもの、前回と比較して逆に金額が下がる場合もございますので、必ずしも、確かに物価の高騰、そして物品の搬入等の日数にも時間を要するという情報も、私どもも伺っておりますが、実際、建物を購入したあとにですね、現状を確認した上で、また設計委託を出すのか、また最低限、必要最低限必要なものですね、水回りであったりとか、逆に安価で修理ができるものであれば、またそういった場合には設計委託にも出さず、修繕等も必要な部分での改修で貸し出しができればというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

今、住宅が不足しておりまして、なるべく早い整備、リフォームを望むところではありますが、最近の住宅は、やはり以前から提案しているWi-Fiとかが、ネット環境とかですね、大変大事ですから、恐らく資材の高騰もあるでしょう。なるべく早く整備をするために、必要であれば補正予算でまた計上していただくなどしていただいて、大体、修繕の完成と入居の公募の時期というのは、いつぐらいを考えておりますか。早い整備を望んでいますが。

○総務課長（政村勇二君）

工程的なものでございますが、今回、この補正予算が通過いたしまして、この地権者にまずは購入の手続を踏まえ、その後、登記事務も済んだ後ですね、実際の設計が必要なのか、そしてまた修繕でいけるものなのかの判断もしていきたいと思っておりますので、間違いなくと言える立場であれば、まずはもう年度内にはもちろん、今回、当初にも計上しているところでもございますので、年度内には完成、遅くとも来年度当初には入居募集が可能だと思っておりますが、やはり早急

な、やはり現在のですね、住宅入居状況もございますので、急げるものであれば、また早急に対応を図っていきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

2点目、14ページですね、新規事業で移動支援事業とありますが、会計年度任用職員を雇って村内集落内を週3回3日ほど巡回をして、公用車、車両の納車次第スタートをしたいということでありましたが、この事業の内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

移動支援事業の内容でございますけれども、現在、村内において公共交通のバスの便数が以前と比較して減少しているということに伴い、車がない方々への利便性に関しましては、非常に不便者が生じているということをお察ししまして、村独自で何か手だてができないかということで、この移動支援というのを検討しているところでございます。中身につきましては、現在運行しております公共交通機関の時間に重ならないような時間を設定しまして、できるだけ乗っていただきやすいように、集落内を運行するという形の形態を考えております。対象者につきましても、高齢者のみならず、どなたでも活用ができるようにということで現在のところ計画をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

対象者は幅広く村民ということでありましたが、料金設定などはどのようになっておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

料金設定についてでございますけれども、現在運行しております、村内で運行されておりますバスと同等ということで、今のところ検討しております。

○6番（勝山浩平君）

昨年12月の一般質問で、本村の観光拠点であるまほろば館へのバス停設置を求めたことがありましたが、今年度のこの移動支援にあわせてバス停設置も検討していくという答弁でありましたけれども、まほろば館前のバス停設置の検討結果はどのようなものですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

まほろば館の前のバス停設置につきましては、設置する方向で、今現在進んでおります。ただ、時期については先ほど申し上げましたが、移動支援等の配置等も含めまして調整させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

3点目、16ページのコロナの4回目接種費ですね、先日、18歳から59歳の基礎疾患のある方への申請の書類が届きましたが、全員に恐らく発送してあって、基礎疾患がある方という定義が大変分かりやすく、分かりやすいものだと感じましたけれども、4回目の接種に向けての実施計画は、また、ワクチンの種類は今回、どの種を使用する計画なのか伺います。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず、コロナの4回目の接種計画についてでございますけれども、現在のところ、時期としましては7月中旬あたりを予定して準備を進めているところです。まだワクチンの納入が済んでおりませんので、納入確保でき次第ということになりますけれども、現在のところ7月中旬予定でございます。

あと、ワクチンの種類についてでございますけれども、現在までファイザーを3回目まで接種ということで、新たに分配といたしましてはモデルナの納入も予定されているということで、数といたしましては、恐らく半々、5割ですね、ということになろうかというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

4回目の接種は60歳以上と基礎疾患がある方、また医師が認めた方となっておりますけれども、本村の医療従事者、介護従事者、また救急隊員に対しては、4回目においても優先的に接種をするべきではないかと思いますが、接種の予定はありますか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

医療従事者、あと介護施設の職員関係、そのまた医師が必要とするのであれば、小川医師と相談の下、早期接種を考えていきたいと思っております。救急隊員も入ることとなります。

○6番（勝山浩平君）

先日、地元の新聞の報道でもありましたけれども、医者が重症化率が高いと認めた人という定義の中には、喫煙習慣のある人、運動不足の人、肥満の人、私も含まれるんですけど、本人の申請、不安がある方は喫煙、運動不足、運動不足なんてのは分かりませんよね。肥満は見た目で見分かりますし、喫煙も分かりますけど、運動不足は分かりませんが、こういった項目があるので、この項目をうまく利用して接種を受けたい方は積極的に受けてくださいというような大島郡の医師会の記事が載っておりましたが、本村の村民に対しても、この医師会の判断を周知をして、積極的に接種を受けるようなことを呼びかけるべきではありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいますように、今回、基礎疾患の範囲というのが、非常にこう、明確に広がっているというのが印象を受けております。その中で肥満であったりという項目もございます。現在、周知方法といたしましては、対象となる方々に全員、年齢対象ですね、18歳から59歳までの方に全員に同じように通知をいたしまして、申請をしたら受けることができますというふうになっておりますので、申請がある以上はどなたでも受けることができるというふうに、まず考えております。特別な周知というのは考えておりませんでしたけれども、接種の近くになりましたら接種の呼びかけというのをいたしますので、その中で行うことは十分可能かというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

4回目接種ではないんですが、5歳から11歳の子供たちへの接種、夏休みに移動が多くなる時期の前に、2回目あたりの接種をなるべく行っていく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

5歳から11歳までの年齢対象の方々についてでございますけれども、本村におきましてはいち早く接種を希望する方については終了ということで接種終了という状況になっております。

○6番（勝山浩平君）

16ページですね、これも説明いただきました温暖化対策推進業務委託、村が有する公共施設において再生可能エネルギーの設備ができるかどうかの可能性の調査と伺っておりますが、この事業の内容の説明を確認のためお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

今、勝山議員がおっしゃられた公共施設に対する省エネ対策の事業ということで計上しております。当初、100万円ほど当初予算で計上していたんですが、調査する会社のほうに計上してもらったら、まだ100万円ほど不足しておりましたので、今回、110万補正しております。公共施設における、ここにあるLED化とかですね、そういった電気の消費関係、あと公用車のガソリンの消費関係とかですね、そういったものを調査しながら、将来的に太陽光とか水力発電とか、またあれですね、それ以外のものができるのかどうかというのをですね、調査しながら、奄美大島の中でもいろいろ大和村の条件としては、平地が少ないとか、いろんなほかの離島などと比べて、条件も変わってきますので、そういった大和村に合った再生エネルギーが、こういったものがあるのかということの方向性をですね、示すための調査にもなります。

○6番（勝山浩平君）

本村がこれから整備予定のアマミノクロウサギ保護展示施設にソーラーパネルが設置される予定と伺っておりますが、政府が今取り組んでいる2050カーボンニュートラル、これを本村も推進をしていくためにも、鹿児島県の管理する県所有の大和ダム、大和ダムでの小水力発電の可能性を県に要望をして調査をしていただくことはできませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和ダムは県の管理になっておりますので、そのへんは県のほうに相談したいと思います。現在放流もしておりますので、その水を使いながらミニ水力発電等ができるのかどうか、県に確認をして取り組んでいきたいと思っております。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと私のほうから補足させていただきますが、大和ダムの件は、以前議員からも御質問がありまして、これまでは小水力の発電で設備をするのと、費用対効果が合わないというのが県の見解がずっと出ていました。我々も今回、この温暖化の委託を出す中で、村があつた施設に小水力はできないかということで、一応伺っております。これも含めてですね、どういう形で我々が小水力を活用できるのかということを含めてですね、今後、方向性が見出していけるのではないかとこのように思っておりますので、それも含めて検討させていただきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

村長、ありがとうございます。最後、5点目ですね、17ページ、農業振興費認定農業者生産向上助成金50万円とありますが、また郁島課長と本会議で、議会で質疑答弁ができることを大変うれしく思っております。また、今後もユーモアのある答弁を期待をしておりますので、改めてよろしくをお願いいたします。この事業は認定農業者に農業機材の購入に対して100万円を上限で、2分の1を助成、本村に6名いらっしゃるということでありましたが、この事業の内容の説明をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

この事業は、先ほど議員が100万円を上限というふうにおっしゃいましたけれども、上限額50万円で100万円購入に対して50万円を助成すると、言えば、漁業者の方に漁具助成で同じような事業がありますけれども、農業関係の認定農業者にはありませんでしたので、同じような形です。対象者は大和村に認定農業者6名いらっしゃるんですが、1名は奄美市の方ですので省いて、5名の方が対象ということで、要望等につきましては、農業機器、特に多いのがタンカンの樹園地内で運搬するキャタピラー式の運搬車とか、防風林の杉が伸びて高くなりすぎると植え替えていきますが、その防風林を整備するための高所作業車とか、そういったものを購入したいという声がありますので、それに対応するような形の事業の創設でございます。

○6番（勝山浩平君）

内容が間違っておりまして、ありがとうございます、指摘をしていただいて。村民5名の認定農業者がいらっしゃいますけど、この認定農業者が主に栽培している作物は何ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

主にタンカン、タンカンがメインでございまして、その1の方がタンカン、スモモ、津の輝き等も作っているということですが、ほぼタンカン農家さんがメインでございます。

○6番（勝山浩平君）

今回のこの助成事業は認定農業者に限り、認定農業者のメリットだと思いますが、認定農業者のメリットは他に何ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

認定農業者制度というのが、平成5年からですね、創設されて、農業経営基盤強化促進法ということで、新たに創設された事業なんですけれども、認定農業者に厳しい縛りがあります。規模拡大をしていくために5年後、10年後の計画を立てて生産性を向上させていくという縛りがありまして、その計画書を市町村が認めて認定農業者になるわけなんですけれども、その中で、そうなった場合に市町村と関係機関が重点的に支援をするということになりますので、村自体では認定農業者は何名おりましたけれども、そのように認定農業者に限った支援がありませんでしたので、これはその一つになるのではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

最後です、何度もすみませんね。認定農業者、スモモ、タンカンが主でスモモもいらっしゃる

いうことでしたけど、ほかの品目でも認定農業者が育っていくように、しっかりとさらに支援体制を取っていただいて、認定農業者の育成、増加に努めていただきたいと思います。またその農家からの需要に応じては、この今回の事業の拡充等の検討もぜひしてもらいたいと思いますが、まずは今回やってみてでしょうけれども、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

おっしゃるとおり、今回やってみた上で、状況を見て、また検討してまいりたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

○5番（藏 正君）

防災の関連で、ちょっと確認だけしておきたいと思うんですけども、以前にトンガ沖火山の爆発で避難したときの、一番の課題として上げられたのがトイレの課題が上がったと思うんですけど、皆さん、これは議会の皆さんに配付されてた自治体ワークスとかいうのがある、これは総務課長あたりも、これ御覧になっていますか。この中にですね、安心清潔に使えるトイレが避難生活の資質向上をかなえるというのがありまして、ぜひ総務課長、10ページ、後で見ていただきたいと思いますと思うんですけど、これがですね、20フィートコンテナ、20フィートのコンテナで、サイズで言うと6mの2.5mとかなっているんですけど、これを車いすトイレ対応が1基、男女2基ずつのが配置されていて、これが電気、水、要らないというやつ、水が要らないというか、水はその設置場所に500ℓタンク当たり1回だけ準備しておけば、それが循環されて、きれいに循環された形で半永久的に使えますよというような説明になっています。だから、あの避難のときの結構皆さんの質問の中にも、このトイレの課題というのはいっぱい上げられていて、私個人的に見て、こういういいものができているんだなというふうに思ったんですけど、こういったものでもですよ、今後、勉強というか、調査されて、どのくらいで購入できるのかとか、簡単に購入できるものなのか、臨時的にすぐ設置できるものなのかとか、調査していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

藏議員がおっしゃるように、トンガ沖地震の後からですね、やはり防災に関する意識の向上というのが、我々行政だけではなく、もちろん現場を預かる消防団員を含め村民、そして事務嘱託員、様々なところから多数の意見を伺っております。そういった中で、今お話のありました備蓄品に関しましても、大型扇風機とか、発電機とかというのは、村長の答弁にもありましたが、学校を避難所とした機能向上を図っていく上で配備はしております。そのほか、前回のトンガ沖地震には、マット等とか、マットですね、敷くマットとか、村民が結構な人数避難してもたいようなブランケットとか、そういったものの備蓄品の配布も各学校済んだところでございます。併せまして、事務嘱託員会の方でもですね、今度は集落備蓄に関する話し合いも進めておりまして、それはやはり確かに大きなものであると、なかなか備蓄品の数も備蓄はできないというところの中で、倉庫に関

しては事業用分も今後考えていかなければいけないというところで、また今回の事務嘱託員の中では、こういったものをどういうふうに備蓄できますかという案も、話し合いも進めている状況でもございます。中では、この簡易トイレの話もございましたので、我々が把握している防災グッズと言いますと、どうしても防災カタログに偏ったものでしかなかったものですから、先ほど蔵議員のほうから御提案いただいたものも確認をしながらですね、より高い防災意識の向上を図る上で、どういったものができるのか、やはり備蓄倉庫が現在ない状況であれば、一つの例を取って言うなれば、現在ある消防団員の車庫ですね、そのスペースをうまく活用できないかという、それは個人的に私が考えていることで、これから消防団長含めて、協議を進めていかなければならないというふうに思っていますので、そういった各集落における自主防災組織における備蓄品の確保、そしてまたソフト面における意識の訓練等の意識の向上等も踏まえて、推進をしていければなというふうに思っているところでございます。

#### ○5番（蔵 正君）

今、答弁の中にもありましたけれども、避難のときに学校施設が使えたらいいんじゃないかという質問も、私もしたんですけれども、そのときの教育長からの答弁の中にも、学校が今のところ非常時にすぐに使えるような取り決めができていないという返事があったんですね、鍵の預かりとか。その後、そういった各集落の区長さんたちと、例えばいつそういった避難のあれがきても、使えるような体制を取るような話し合いとか、鍵の預かりとか、そういった連携の対策とかいうのは取れていますか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

今回のこの話のですね、トンガ沖地震の後に話を進めておりまして、まず、校長先生方、やはり鍵を預かって、校長先生、校長会のほうには教育委員会を通しましてお話をさせていただきました。もちろん全校長、災害時において協力はしたいと、確かにというところでの了解をいただいた上で、やはりその鍵の管理になりますと、どうしても誰でもというところにはいかないものですから、先日ですね、事務嘱託員における会の中で、ほぼもうほとんどの集落の事務嘱託員の方が、自主防災組織の会長を担っている方がほとんどでしたので、そういった上で、事務嘱託員の皆さんにもお話をさせていただいて、今、鍵の準備もしているところと、一つの学校は鍵の配付は済んでおります。早急にですね、残りの学校もその校区にある事務嘱託員の方にですね、鍵の配付をする計画段取りはついている状況でございますので、鍵を預ける校長先生、そして受ける事務嘱託員の皆さんも了解も得ているところでございます。

#### ○5番（蔵 正君）

いつ起こるか分からない災害でありますので、こっちの学校が使えなかったねというふうにならないようにですね、早急な対策をお願いしたいと思います。それと、教育長に伺いますけれども、この中にも、本の中にも書いてあるように、学校教育の中で普段から避難的な意識、防災的な意識を子供たちに植え付けていくことで、いざというときのスムーズな避難体制が取れるとかいうこと

がうたわれているんですけども、現在、大和の各学校では、そういったものは導入されておられますか。

○教育長（農原弘久君）

各学校では、地震、津波、それからそれ以外の大雨の避難とか、そういったことは十分学校教育活動で計画的になされております。ただ、平日に学校で授業とかしている、その時間帯であれば各学校で避難を行います。例えば大和小中学校は以前は岩崎林道でやっておりましたけども、逆に大雨とか津波とかで一晩過ごすとなると、かえって危ないということで、防災センターを利用したりしていました。休日の場合に地震、津波とかなった場合は、それぞれの家庭で、国直であればあそこのサンセットパークですか、逃げるようにとか、そういうふうに各集落ごとに避難場所などを各学校で指導して、それぞれで避難するように、そういう指導も各学校でしております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにございませんか。

○3番（重信安男君）

18ページのグラウンドゴルフ認定について、関連してちょっと伺います。写真のほうをちょっと配りたいんですが、よろしいですか。それは議員だけ今配っています。

この大和村のですね、フォレストポリスのグラウンドゴルフ指定コース、これは大島郡で最初に指定コースになったと聞いております。奄美には3カ所で、鹿児島県でも11カ所しかないというふうに聞いて、大変貴重な大和村のですね、貴重なゴルフ場だと思っておるんですけども、前々からですね、指定管理者、管理企業ですか、そこにいろいろとそういう草刈り、芝刈り、コースをね、きれいに整備してくれということで管理させてもらっているんですが、見てのとおり、このとおり、指定コースから外れるぐらい、荒らされているんですよ。どう思われますか、課長。

○産業振興課長（郁島武正君）

フォレストポリスの二つのグラウンドゴルフ場、ルリカケスとクロウサギコースですが、もともと両コースともグラウンドゴルフ場として整備されたものではなくて、多目的広場という、整備されたのをグラウンドゴルフ場にしました。そのため、管理についてもグラウンドゴルフ場になる以前から、乗用型草刈機を使って、ずっとですね、しております、重信議員がおっしゃるようにグラウンドゴルフ愛好者の方から整備の仕方が悪いと、車輪のわだちがあるというような苦情がありまして、今年度になってからグラウンドゴルフ協会の方と指定管理者、あと役場と話し合いを持ちまして、その結果、指定管理されている方たちは、ほかのコースを見てないと、一遍そういう管理がなされているところを見てきたほうがいいのではないかとということで、役場と指定管理者と6名ほどで、笠利町のグラウンドゴルフ場と住用町のグラウンドゴルフ場を視察、整備の仕方についても担当者に聞いたりして視察をしました。その結果、ここで使うような乗用型の車輪付きで刈っている場所もあるんですが、コースについてはそういう機械では刈らないと。今回、補正予算に計上しておりますけれども、ティーモアという機械で、ゴルフ場を整備するような機械で、それはもう

車輪ではなくてドラム式ですので、それで細かく裁断して、なおかつ前のほうにかごを付けることにより、刈った草も飛び散らなくなるということで、今後、このようなわだちが出ることはなくなるよう、今度の認定と併せていいコースになるよう期待しているんですが、6月この時期、雨が降り続いて、草刈りをする時期になってもやまないもんですから、やむを得ず入れてこのような状態になったと思うんですけども、それも指定管理者から報告を受けて指導はしているところですので、この機械が入りましたら、このような跡がつくことはないと思います。ないでしょう。

### ○3番（重信安男君）

私が先々週土曜日にグラウンドゴルフ協会ですね、毎週土曜日は練習するというので決まっています、私が事務局長もちょっとしているもんですから、私も6月4日に行ってみたら、もうこんなになっているもんですから、課長が話されたことは、大分前で行って、見学にもされているわけですよ。何のために見学に行っているのか、分からんわけですよ。見学に行ったら、こういうことします。協会の方からも、高齢者の年輩の方からも、もうやる気がないと、こんなコース、指定コースじゃないよ。何回言っても分からん。何年も前から言っているのに、いつもこうだと。どんなにしたらきれいな管理をしてくれるんですか。私もですね、本当にびっくりして、初めて、梅雨時で久々に行つてやろうと思ったら、このとおりですよ。やる気も出ない。せっかく遠いですからね、行きましたから、やっぱり練習はしましたよ。けども、ちゃんとしたら練習ができない状態、やっぱり指定コースですから、いろんな地方からもやっぱり練習しに来る方もいるんですよ、大和村内だけではなく。恥ずかしいですよ、こんな状態で、大和村は何しているんですか、管理者はと、言われますよ。

### ○産業振興課長（郁島武正君）

これは先日の話ですから、視察に行った、もちろん後でございまして、このコースが荒れた件に関しては、協会の方からも役場のほうに連絡がありまして、また指定管理者の代表の方からもあつて、その担当の方に厳しく注意したということも聞いております。先ほどの答弁と重なりますけれども、梅雨時で草が生えて、放置するわけにもいかず、乗用型を走らせてしまったということですが、少し走ればこのようになるというのは分かりますので、その辺はちょっと、その新しい機械が来るまでは注意してもらわないと、また繰り返すかなということもありますので、役場のほうからも指導したいと思います。

### ○3番（重信安男君）

今週の日曜日、19日はまたグラウンドゴルフ大会が大和村内であるわけですよ。こういう状況で、コースだけをですね、ボールを打つコースをぶうーと走っているもんですから、ボールなんかはまっすぐ行きません、これ、へこんで。打つところから、ホール、球が入るところ、グリーンですかね。グリーンというところは、常にきれいにしておかんといかんの、何と言うんですかね、もう芝生、雑草というか、芝生なんですよ、もともとは。芝生も剥がれているんですよ、全部。だから、この芝生の復旧も指定業者に弁償してさせるべきじゃないですか。芝生もちゃんと貼りな

さいと、自腹で。それぐらい強く言わないと、ちゃんと管理しないと思いますよ、これからも。させるべきですね。実際、行って見れば分かりますよ、本当に。芝生のほとんどグリーンの周りは剥がれて、剥げてますよ。どうですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

自分もまだ現場は確認しておりませんが、今写真を見ると、ここまで芝生が剥がれているのは、写真を見て確認しました。砂とか、そういった芝の種とかも、向こうのほうにありますので、その辺も含めて適正に管理するよう指導したいと思います。

○3番（重信安男君）

最後ですけど、その指定管理者は観光業で、何か忙しいみたいですので、やっぱり観光ばかりでなく指定管理で全部やるという、一回受けているわけですから、ちゃんとそういうところの施設関係もそれからフォレストのやはり道路関係もですね、ボランティアでもいいですから、側溝に溜まっている芝とかですよ、葉っぱとかもいっぱい溜まっていて、ああいうのが災害とかにつながっていきますので、それぐらいやるぐらいしたらどうですか。観光業ばかり一生懸命せんで。

○産業振興課長（郁島武正君）

その団体が忙しいかどうかは別といたしまして、指定管理委託を受けたわけですから、指定管理の仕様書に書かれている業務につきましてはきちんとやるように、側溝の掃除とか入っていませんけれども、その辺を含めて、併せてしっかりするように、定期的にミーティングしますので、指導したいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに。

○建設課長（前田逸人君）

道路の管理につきましては、村道管理の建設課のほうになっていますので、そこは台風の後とか、この前の雨についても、側溝のほうが詰まっているところがありますので、そこは随時見回りをしまして、パトロールしまして、詰まっているところは解消していきたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（前田清和君）

2点ほど伺いいたします。先ほど蔵議員からも防災に関してお話がありました。総務課長に確認ですが、11ページの備品購入費310万予算組んであると思います。多分、これは計算すれば、各11集落ありますので、各集落に30万の志戸勘に10万円の310万だというふうに思わせていただきます。先ほど総務課長のほうから説明がありました。今までなかなかその自主防災組織、各集落に備品というのを、なかなか区長さん方が公民館が狭いとか、そういう置く場所がないということで、なかなかこの話が進まなかったんですが、トンガの地震以降、事務嘱託員の方々も考えてくれたなと思って一歩先に前進したというふうに、私自身も思わせていただきます。それで確認ですが、こ

の30万円、各集落、その備品は各集落でどういうのがほしいとか、こういうのがほしいとかいうのを聞いて、各集落に30万円分の備品を送るのか、それとも行政として、総務課として、この備品を揃えて、各集落に配置するのか、その確認をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

この11ページにあります備品購入費、市町村振興助成金とありますが、この310万は全く別です、これは2年間、令和3年度からですね、11集落あるうち10集落から、例えば公民館にある机とか、椅子とか、そういったもの、集落によっては音響設備とか、そういったものを2年間で10集落揃えた今年度分の予算が310万きたというところで、先ほど私が藏議員の質問に対して答弁をしました、その備蓄品の配付に関しましては、今現在、我々が村が持っている備蓄品の中かからですね、前は2年ほど前から2度ほど事務嘱託員会において集落備蓄品を預かっていただけませんかというところで、なるべく配付をしてくれと、倉庫がないという話も伺っていたことが、今回、こういった動き出したことに対してですね、我々もできる分その備蓄品配付を了解いただいて配付しようというところで、今考えているのは、やはりマットであったり、寝具であったり、そういったものの備蓄と合わせてまして、簡易トイレ、今ある備蓄品を配付しようというところです。倉庫に関しましては、大和浜集落と、今度新しく大棚集落の消防団の格納庫ですね、車両の横にまたそういった倉庫を専用の倉庫もございますので、そういったところなども、ある集落は活用していただければいいのかなというふうに考えているところです。そのほか、各集落の自主防災組織からの要望に対してですね、例えば大きい集落、小さな集落とございますので、そういったところでも必要な物等があればですね、また連絡をいただけて、早急にできるものなのか、また事業を導入しなければいけない備品なのかというのも考慮しながらですね、防災意識の向上に取り組んでいければというふうに考えております。

○2番（前田清和君）

総務課長、ありがとうございました、ちょっと勘違いしておりました。それでですね、先日3日ほど前ですかね、湯湾釜集落で断水があったということで、住民税務課の職員が大棚のほうまで来て、ペットボトルを20本ほど、2ℓの水を買いに来てくれたんですよ。藏議員にも聞いたんですけど、もらえた方もおられれば、おられなかったのか分からないんですけど、総務課はそうして、その水の備蓄品、ペットボトルの水とかも持っていると思うんですが、今回湯湾釜集落で断水したときに、総務課と住民税務課との連絡というか、連携は話はあったんでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

この断水の件に関しましては、過去の話にもなりますけれども、今回だけではなくて、度々ある段階で、こちらの村として確保している備蓄水、5年保存水という備蓄があるんですけども、そういったところの配付もした経緯もございます。今回、また新たに住民税務課でも確保している水がございましたので、そちらを先に運用していただいて、足りない分に関しては村内の商店から買っていただいたというところでございます。飲み水の共有に関しては、我々と住民税務課、水道部

局である住民税務課との連携も図っているところでございます。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、そういう連携を各課で取っていただいて、いち早い対応をしていただきたいというふうに思います。

もう1点、最後ですが、13ページの公民館解体助成金、大金久の公民館ということで200万計上しております。これは多分急傾斜地の絡みで工事が始まるということで、多分その旧公民館の場所が、ちょっと工地上、邪魔になるのかなということでの200万円を、大金久集落から要望があつての、この200万円の助成を組んだのか、それとも行政として公民館を解体するために200万円の助成なのか、その確認をお願いします。

○住民税務課長（池田浩二君）

この大金久地区の旧公民館の解体については、大金久集落から要望書が届きました。それに対して、またこちらのほうで見積書なども提出されておりましたので、こちらのほうで予算計上をさせていただいたという経緯でございます。

○2番（前田清和君）

これは県の事業で急傾斜地のあれがあるということで、村が大金久からの要望を受けて、村として200万円の助成を組んだということですかね。普通、集落の公民館とかいうのは、大棚も旧公民館、古いのがあるんですけど、それは今までほかの集落も解体したときにね、村からのそういう助成をもらって、集落のこういう公共場所というのを解体した事例が今まであるのか。大和浜も昔ここに公民館がありましたけど、あれも村が補助したのか、大和浜集落で解体したのかも、ちょっと僕はそこまで分かりませんが、今回、この大金久の公民館、旧公民館を助成したという200万円の流れというか、経緯を、大金久からそういう意見があつたとしても、村とどういふあれがあるんでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

担当課長答弁に補足説明をさせていただきますけれども、集落の取り決めは、老朽化した公民館を解体するのは集落の予算で、処分費を村が助成するという取り決めを、これまでさせていただいて、以前から大金久集落からも公民館建設時にそういう依頼がございました。しかしながら、集落としましては取り壊す経費がないということで、これがちょっと頓挫しておりまして、あそこの公共事業とは全く関係はございません。集落も以前から取り壊したいという意向があつて、それまで多分、集落の基金がそれなりに積み立てがなされた経緯下で、取り壊したいからということで、村に要望が上がりまして、我々としては処分費の助成を村がしようということで、今回予算を計上させていただきました。

○2番（前田清和君）

最後に、村長、じゃあ、伺います。大棚公民館も旧公民館ですよ、築40年近くなつて、近所の方々にも大変御迷惑をかけていまして、集落としては本当は集落が解体して、解体した助成も全て

集落持ちだと、私は大棚集落としての認識しているんです。大棚の旧公民館ですよ。もちろん自分の集落で自分たちの特別会計などを使ったりして、それは処分するべきだというふうに認識しているんですが、今の村長の答弁だと、それは村が集落からの要望で、お金がないと、集落としての解体する費用もなく、そこに助成を200万でもつけさせてもらったんですが、例えばそれが大棚からそういう、もし声があったときに、行政としてね、また大金久がやったように、大棚にもこういうのができるのかと。

○村長（伊集院 幼君）

その件は、集落の方も説明は聞いている方も、数名委員の方もいらっしゃいます。だけど、集落の事情で壊せない事情があるということも議員は聞いたか分かりませんが、今そういう状況があるというのは、我々も承知しておりますので、集落からそういう要請があれば、我々としてはしっかり予算化をして対応していきたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第26号 令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第26号、令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきましては繰入金が増額、歳出におきましては総務管理費及び施設管理費の報酬及び委託料などの増額によりまして、歳入歳出それぞれ1,190万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,190万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,620万8,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の1,190万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を図ったものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費の旅費及び役務費の増額につきましては、水道技術者管理資格講習会受講に係るものでございます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費の報酬職員手当等共済費旅費の増額につきましては、会計年度任用職員に係るものでございます。需用費の増額につきましては、断水等に係る緊急用飲料水給水袋購入、委託料の増額につきましては、公営企業法適用に伴うシステム導入によるものでございます。使用料及び賃借料の増額につきましては、志戸勘地区水道管修繕取替に伴う重機借上げ料でございます。

款3予備費において8万7,000円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第27号 令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第27号、令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出において一般会計繰入金と一般管理費の増額を行い、それぞれ489万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ489、万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,932万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費補助金は、大和診療所の人件費に係る特別調整交付金額として203万2,000円を増額いたしました。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、人事異動に伴い職員給与等を273万1,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴う職員給与費等を273万1,000円増額いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、大和診療所の人件費等に係る繰出金として203万2,000円を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第28号 令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第28号、令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）は、一般管理費報酬費等の増額に伴

い、歳入歳出それぞれ304万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### ○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和4年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ304万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,248万4,000円としようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金101万6,000円と、項2他会計繰入金、目1国保会計繰入金203万2,000円の増額は、いずれも歳出増によるもので繰入金合計304万8,000円を増額計上いたしました。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節1報酬219万5,000円の増額、同じく節3職員手当41万7,000円の増額、同じく節4共済費36万9,000円の増額、同じく節8旅費会計年度任用職員通勤手当6万7,000円の増額は、いずれも会計年度任用職員人件費の増によるもので、歳出合計304万8,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

#### ○2番（前田清和君）

すみません、診療所事務長にお伺いいたします。補正予算とはちょっと関係ないですが、今、診療所の場所についてなんですけど、県道からちょっと大和診療所は奥のほうに入っておりまして、ちょっと初めて来る方とかがなかなか分からないって、どこ入って行けばいいとかという声も多々あります。特に大和のガソリンスタンド前と大和の端っこの奥田豊店ですか、そちらから入って行くのが一番なんですけど、なかなかその看板もないということで、村内知っている方はそこに入って行けば診療所が山手のほうにあるというのは分かるんですが、その村外の方、最近では診療でも村外の方も来られるということで、県道沿いあたりにでも大和診療所という看板の案内一つとか、そしてまた大和の学校を通過して、プールをそのまま山手のほうに走る方もおられるんですよね。プールを曲がって、学校を曲がって行かないと診療所は行けませんよとか、そういう説明もすることもあります。ですので、村内の方は分かっているけど、村外の方でたまたま大和村に来て、急に具合が悪くなったとか、怪我された方々がもし診療所を利用される際は、やはり看板の一つがあれば安心して診療所まで行けるのではないかなというのが1点。

それを今後検討していただければなというのと、もう1点は、診療所前の駐車場の件なんですが、診療所前の道路整備に加えて住宅の駐車場もきれいに整備されました。大分きれいにはなったんですが、実際、診療所がいっぱいになると、保育所前まで車が行列になって、片側通行しかできないのがここ最近の現状なんです。特に、保育所の方々がおられますので、保育所の先生方も駐車場が今ない状況で、もうその片側の道に止めるか、それとも昔の農産加工場の間の駐車場に止めるか。だからその駐車場の確保がほとんどできてないんですよ。救急車が走ったときとかにも、片側通行しか診療所から保育所まではできませんので、やはりそれは危険性も伴うのではないかなというふうに思っております。それで、前も何年か前に診療所の駐車場の確保の件で、診療所の向かいの山手側に個人の空き地がある、もしそこを利用すれば、整地して、そこにまた利用すればまた5台6台の確保はできるのではないかなというのも、前話させていただきました。ですので、診療所の事務長は毎日職場のほうに来られて、駐車場の管理状況とか一番分かっていると思うんです。今後の対応としてですね、どのようなお考えをされているのか、お伺いしたいなというふうに思います。

#### ○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

まず、議員から質問がありました大和診療所のインフォメーションの関係ですが、重信議員のほうから2年ほど前にその質問がありまして、対応するというので答弁しています。今、現状として大和商店前、それと奥田壘の前には、小さい看板があることは皆さん御存知だと思います。多分、知っているから、もうそのまま入って行って、その看板自体があるのを確認してない人も多いと思うんですけど、小さいものであります。ただ単純に大和診療所と書いてあるものでありますから、インバウンドとか、そこらあたりの観光客の場合には分かりにくいものかとも認識しています。それと、プール前の大和の小のプール前の看板に関しましては、今現状としては、今作っているところです。もの自体の枠は作っているんですけど、それに書く内容として、どういうのがいいかというのを、今検討しているところです。枠自体は作っています。早目にできるものかと思っています。その大和の小と、それと奥田壘店前もそれと同時期にできるものかと、検討していこうと思っています。

次に、駐車場についてですが、現在、診療所の駐車場の使い方というか、ワクチン接種、個別のワクチン接種、休みの日とか、平日のとかで、そこで車が10台とか20台とか、今そのワクチン接種と、それとPCR検査、抗原検査、コロナに係る車が駐車場のほうで、車の中においてやっているものですから、とても混雑しています。これは今までになかった状態で、一般の利用者とか、いろんな人に迷惑をかけているというのも認識しています。住宅前に新しく何台か止められる駐車場ができたんですけど、そこに職員は3名を確保しています。あとは住宅の利用者とかという方が使っている状態です。いろいろ道路の横に駐車していることも分かっているんですけど、それに保育所の職員とかも、とても近隣の住民の方も止めているのが現状であります。そこらあたりをどう解決するかというのは、関連の部署といろいろ対応していかなければいけないと思っています。

それと、新しい診療所前の私有地に関しては、議員の方から何度か質問されていますけど、その地権者の方がどの方かというのは認識していますけど、その方とかが使用する形で借用なのか、それとも売る形になるかとか等は、今現在把握していません。これから、関連部署等と確認しながら、検討していきたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

診療所の駐車場の問題は、以前からいろいろございまして、我々も周囲の土地を模索して調べましたけれども、登記ができない土地ばかりで、もう買うことができないということがありまして、今現在、大圃のカトリック跡のですね、用地を買えないかということで、昨年からカトリックのほうと交渉がございまして、まだしっかり契約に至っておりませんが、近いうちそのカトリック跡地を道路の線形も含めた形で、線形も変えながら後々駐車場に残りの土地をしていければということで、今現在考えておりますので、ちょっと時間はかかるか分かりませんが、しっかり診療所の来客者には不便をかけないような対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第29号 令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第29号、令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入において繰入金が増額、歳出においては総務費の報酬及び委託料の増額など、歳入歳出それぞれ660万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和4年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ660万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,346万4,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の660万円の増額は、歳出の増額に伴い調整を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の報酬及び共済費の増額につきましては、会計年度任用職員に係るものでございます。委託料の増額につきましては、公営企業法適用に伴うシステム導入に係るものでございます。

款4予備費において、3万3,000円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

○5番（藏 正君）

前にも聞いたかもしれませんが、この企業会計システムの導入というのが600万円あって、これ一般財源というふうになっているわけですが、どうもよく分からないのは、このシステムを導入することでどういった効果が見込まれるんですか、もう一度教えていただきたいと思えます。

○住民税務課長（池田浩二君）

この公営企業システムというものはですね、基本的には今までの役場でやっております公会計システムとは全く別のものになります。要するに、役場でやっている会計は単式簿記に方式、今回、令和6年度から予定しております公営企業は複式簿記の形態になりますので、そもそも会計上が違

いますので、この新しいシステムを導入することによって、現在、トライエックスというシステムのほうで料金を支払ってもらい納付書などを印刷をしているんですけど、それにまた、そのトライエックスのほうで料金の収納も行っております。それとこの新しく設置する予定の公営企業会計システムを連動させていかないと、もう毎日の業務ができません。もちろん予算書、決算書も作れませんので、そういった形で、まず業務の決算、予算の考え方が全く違ってきますので、それに伴って、今行っている公会計システムと別に切り離して公営企業システムというのを導入して業務を進めていこうという考えで、このシステムを導入する予定であります。

#### ○5番（藏 正君）

何か、その会計の方法じゃなくて、国がこういったことを何のために、こういったことを、こういった効果を望んでこんな法律ができあがって行って、大和村に何の恩恵というか、簡易水道もそうじゃないですか、同じこの二つを、新しいシステムを導入することで、こういったいいことが考えられるのという、国は何を目的にこういったものを法律を制定したんですかということ、ちょっと教えてほしいんです。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

まず、この公営企業法システムを導入することによって、固定資産、浄水場ですね、浄水などの施設、そして水道の本管の施設、そういったものを合わせて固定資産というんですけど、そういった資産管理と水道料金、収入があるんですけど、そういった収入支出のバランスをちゃんと把握して、これは一つの会社になりますので、経営をちゃんと適正化するような形でしていくような方向性を示すということで、国のほうで今までの役場の会計とは切り離して公営企業会計の方式でやりなさいということで、今実際やっている市町村もあるんですけど、そういった考え方のほうでやるんですけど、今の、実際メリットがあるかどうかということなんですけど、令和3年度の本会議のほうの答弁でもちょっと話したことがあるんですけど、実際、メリットといえば、今言ったことが実際本当にメリットになるのかというのは、今ちょっと、なかなか見えてこないところなんです。でも実際、これはもうこの令和6年度の4月からは、もう行わないといけないものですから、今、この4年度に体制管理とか、システムを導入して環境を整備して、5年度に仮運用という形で、もう運用できる手前まで行って、仮運用して、令和6年から実際本番が始まるという形になってきますので、また仮運用、そして本番が始まりながらですね、こういったふうに資産管理とか、そういったものができてくるのかというのはですね、実際、そこがこないと少し見えてこないところもあるんですけど、今のところメリットがあるといえば、なかなかメリットがあるということは、ちょっと目に見えてこないところがあるのが正直なところでございます。

#### ○5番（藏 正君）

簡単に言ったら公的な会計から切り離して行って、国は民営化をしようとしているんですか。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

民営化ということではないんですが、もう完全に役場の単式簿記のやり方と切り離して、資産管

理とか、負債とか、いろいろ今、一般の会社とかでやっている方式があるんですけど、そういった形で損益計算書とか、貸借対照表とかあるんですけど、そういったものを作りながら、ちゃんと適正に資産管理などをですね、ちゃんとおこなっていきなさいということで話が来ておりますので、民営化にしていくとかいう、そういう話ではございません。

#### ○5番（藏 正君）

議長、最後、村長、今の話を聞いていますと、今までもこれを見るだけでも、下水道関係で7,600万の繰入金がないとやっていけないような形でやっているんですよ。それを複式簿記にしていくことで、住民がこれを心配するのは、それでじゃ、こんなふうにもっとかかるんですよ、住民ももっと負担しなくちゃいけないですよという形になっていって、そういった利用料金が上がっていくのを心配する声が多分出て来ると思うんですよ。そういうことに対しては、村的には法律の中で、それに対して何かな、今までどおりに村が負担した形でやっていけるのか、法律的に村民の住民の負担が仕方なく増えていくの見込まれるのか、その辺は分かってないんですかね。

#### ○村長（伊集院 幼君）

基本的には採算ですから、やっぱり今課長がおっしゃったように、一つの企業として運営をしていかなければならない。だから、そのかわりその投資したものをどこで稼ぐかといったら、やはりその収量でしか稼げないというのが、これの公営企業のシステムのやり方ですね。ですけど、大和村としては人口規模によって、村の5,000人以上はこれでやりなさいという、義務付けなんです。けど、小さいところは繰出金を持ちながら経営ができるという流れになりますので、今のところ大和村としては今までどおり使用料を変えずに、我々としてはいく方向で、今考えています。ただ、システム上、公営会計をやらなければならないということで、もう令和6年からスターとするものですから、一応そのシステムを入れてやることはやるんですけども、基本的には今までどおり我々は変わらないやり方で、我々大和村の規模としてはできるんじゃないかというふうに思っておりますので、その点は即使用料の値上げとかというところは、今のところ考えていません。

#### ○5番（藏 正君）

これが複式簿記になっていったときに、回収できない方、未収金のままの人たちが出てきますよ。普通そういったところに貸し倒れ、引当金みたいな複式簿記の場合は、そういった取れない人に対して早急に引き当てをしていかなければいけないような形も出てくると思うんですけど、そういった引当金というのは、逆に言うと村が負担しなくちゃいけないような形になっていくんですか。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

確かに、水道料金ということでして、それを一つ売っているほうとしては、回収ができなければ売掛金、また貸倒引当金ということで計上しないといけないんですけど、それをまた村が何かしらの補填とか、そういったものはですね、今のところそういったものは考えておりませんので、ただできる限り100%回収できるような形で、今水道料金も大分徴収率は上がってきているところなん

ですけど、さらにそういったもので公営企業になりますと、そういった売掛金が残らないようにですね、全力で料金の回収をするような形で努めていきたいと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかにありませんか。

○1番（市田実孝君）

私のほうから、この排水事業がですね、今途中で湯灣釜とか、国直とかに、今後入るだろうと思えますが、もう既に終わったところ、やっぱり穴を掘ってですね、埋め直してですね、当時はいいのかなってこともあったんですけども、年数が経ちますと、どうしても道路は劣化してきますので、思勝は特にですね、側溝が多いもんですから、工事したときには検査も通ってなだらかだったかも分かりませんが、側溝との間は転圧といいますか、多分それが弱いんだろうと思うんですけども、何か所かですね、このところがへこんで、車で走ればぼこっとバウンドするようなところが見受けられるんですが、管理の面で各集落をですね、随時定期的に回られておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○建設課長（前田逸人君）

今、議員のおっしゃるように、集落排水事業が終わったあと、そういった状況が大小、少なからず見受けられるところがございます。パトロールしているかといいますと、パトロールは今現在、そういったところはやっていないところがございます、今後、そういったところが地盤が安定するのになちょっと、まだ安定してなかったとかいうところもありますので、そこはちょっとパトロールしながら改善していかないとはいけません。

○1番（市田実孝君）

やっぱり今後ですね、70代、80代の方々が特にこの大和村は高齢化社会に入りますので、お年寄りという方はですね、ちょっとした家の中でも、敷居で転ぶような状況になりますので、何か、名音でも何かそういったあれがあったような、耳に入ったんですけども、やっぱり道路のね、整備を課長のほうでやっぱり各集落の主だった道路、完全な都会で言えばスーパー前の道路のような整備された道路に、今後、計画などはないですかね。

○建設課長（前田逸人君）

段差解消、それは集落内の道路の中で、特にそういった箇所が多少見受けられます、先ほどの答弁にもありましたようにですね。今後はですね、そういった集落内の道路の整備事業があれば、そこで補修はかけていければいいなと考えておりますけれども、早急に名音とか、ちょっと話が前後しますけれども、集落内の道路は大分、高度成長期とか、そういったところで造られている道路でございますので、各集落、古くなっている道路がございますので、そこは事業が取り入れられるところは事業で補修していきながら、早期に対応するところはですね、早急にそういった単独で補修するような形で進めたいと思えます。

○1番（市田実孝君）

ぜひ今後、お年寄りのためにもそういった事業をですね、前向きに取り入れて、進まれて管理をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第30号 令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第30号、令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）は、基金繰入金を減額し、総務費を減額するなど、歳入歳出それぞれ20万1,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和4年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,805万8,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を20万1,000円減額計上いたしました。これにつきましては、歳出の減額により調整を行いました。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の20万1,000円の減額は、職員の異動によるものです。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第31号 令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第31号、令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出におきまして人事異動に伴う人件費の調整により、それぞれ430万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和4年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ430万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,363万1,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明を申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人事異動に伴うもので430万円増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等を430万円増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 同意第2号 大和村固定資産評価員の選任について

### ○議長（奥田忠廣君）

日程第12、同意第2号、大和村固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

### ○村長（伊集院 幼君）

大和村固定資産評価員の選任について、提案の理由を申し上げます。

前副村長の任期満了に伴いまして、仲新城長政氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

### ○住民税務課長（池田浩二君）

大和村固定資産評価員の選任について、内容の説明を申し上げます。

令和4年3月31日をもって泉 有智前副村長の任期満了に伴い、仲新城長政氏の固定資産評価委員の専任のため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、学歴、職歴等につきましては、議案書に添付してありますので、履歴書のとおりでございます。

御意見方よろしくお願いいたします。

### ○議長（奥田忠廣君）

これは、選任される人は除斥じゃないのか。除斥だろう。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、大和村固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第13 常任委員の選任

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、市田実孝君、2番、前田清和君、3番、重信安男君、5番、藏 正君、6番、勝山浩平君、7番、中井文忠君、8番、宮田 到君、9番、奥田忠廣君、以上の8名を総務建設委員に指名いたしたいと思ます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を常任委員の選任することに決定いたしました。

なお、常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会で互選することになっておりますので、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時27分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

### 日程第14 常任委員会の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、これから常任委員会の報告を行います。

ただいま常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が報告されましたので、これを報告いたします。

総務建設委員長に、2番、前田清和君、総務副委員長に、1番、市田実孝君が決定いたしました。

た。

-----○-----

#### 日程第15 議会運営委員の選任

##### ○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、2番、前田清和君、3番、重信安男君、6番、勝山浩平君、8番、宮田 到君、以上の4名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条2項の規定によって、議会運営委員会で互選することになっておりますので、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時34分

-----○-----

##### ○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第16 議会運営委員会の報告

##### ○議長（奥田忠廣君）

日程第16、これから、議会運営委員会の報告を行います。

ただいま、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が報告されましたので、これを報告いたします。

議会運営委員長に、3番、重信安男君、議会運営副委員長に、2番、前田清和君を決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時35分

# 第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 4 年 6 月 1 7 日 (金)

大 和 村 議 会



## 令和4年第2回大和村議会定例会会議録

令和4年6月17日（金）

午前10時15分開議

### 1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問（5名）

午前（2名）

5番 藏 正 議員

1番 市田 実孝 議員

午後（3名）

2番 前田 清和 議員

6番 勝山 浩平 議員

3番 重信 安男 議員

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

### 2 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 市田 実孝 君

6番 勝山 浩平 君

2番 前田 清和 君

8番 宮田 到 君

3番 重信 安男 君

9番 奥田 忠廣 君

5番 藏 正 君

### 3 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 中井 文忠 君

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君 主 査 後藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	森 永 学 君
総務課長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	早 川 勝 志 君
建設課長	前 田 逸 人 君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁 島 武 正 君
教委指導主事	前 田 剛 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時15分

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付したとおり議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、おはようございます。早速一般質問を申し上げたいと思います。

最初に、本村の自然環境を生かした本村独自の教育環境の樹立について伺います。先日、島根県隠岐諸島の島前高校がテレビで紹介されていました。廃校寸前だった高校が、当時の海士町の山内道雄町長や地元住民の活躍により、現在では全国から入学志願者が相次ぎ、地元学生が3分の1で、残りの3分の2は島外からの生徒が占めて、各地から集まった生徒間の交流や定住に関わる地元住民との交流から、生徒たちが何をやりたいのかを発見していくというような内容でした。冒頭のインタビューで島外からの学生は、何をしたいのかを見つけるために来ましたと答えたのが印象的でした。小・中・高と地元の学校を通った私は、高校卒業時に至るまで自分が何をしたいのか、どんな職業につきたいのかを考えていませんでした。皆さんはどうですか。高校を卒業したのちの人生について、その当時、考えていましたか。島の子供たちには温暖な環境の下でのびのびと成長してほしいと思いますが、我々がもう少し工夫することで、子供たちが自分が好きなことや得手不得手に気付き、もっと知りたい、もっとやってみたいということに気付くことが、後々の子供たちの方向性に役立つような気がしてなりません。これまでにおいても、本村独自の大和っ子スクールが開設されており、子供たちの貴重な体験の場になっているのは間違いありませんが、大和村独自の取組だよねと言われるような、もう一步深掘りした内容を構築して、子供たちが自分が好きなことを発見し、何をしたいのかを見つけていけるような環境づくりが必要ではないでしょうか、答弁を求めます。

次に、観光客への昼食の提供について伺います。知人から、今どきのお母さんは、ピクニックに弁当を作らず、行った先々の食事処の料理や、珍しいパンやサンドイッチなどを目当てにしているのよと言われました。大和村が近くなったけど、食事をする場所が少ないとの意味でしょう。週末に大和村を訪れる家族連れをターゲットに、週末限定のレストランや事前の広報を徹底したピンポイントでの移動販売など、新しいサービスの提供について事業展開のチャンスと捉えた方策を練るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

次に、アマミノクロウサギによる樹園地の食害対策事業について伺います。アマミノクロウサギ

による食害が本村以外でも増加している中で、本年度から施行予定のアマミノクロウサギとイノシシとの同時防除事業は、近隣からも注目され、世界でも初めての防除事業になると思いますが、いつごろから着工されるのか、年次ごとの計画はどのようなものか、防護柵の回し方などについて説明を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁の後、自席より再質問いたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初の自然環境の本村独自の教育環境の樹立についての御質問につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきますので、私のほうからは2点目の観光客への昼食についての御質問から答弁をさせていただきます。

本村における食事処につきましては、現在、村内で予約なしで飲食が可能な店舗につきましては8店舗ございまして、土日の営業をしているところが7店舗が営業をしているということでございます。既存の店舗に現状を伺いましたところ、満席になり対応可能客数を超えることは、一部の店舗に見られたものの、休日常に満席になるということではないということでありまして、全体的に見ると、まだ収容余力があるのではないかとこのように考えております。しかしながら、大和村には食事をするところがないという声が聞こえるということは、村内で飲食店がどこにあるのか知られていないということではないかと思われまます。現在、村内飲食店等をホームページや観光ガイドマップ、ドライブマップ等に広く掲載をしているほか、大和村集落まると体験協議会のホームページでも掲載をし、利用の促進を図っているところでございます。宮古崎トンネルの開通によりまして、村外から本村への来訪者が増加し、リピーターの増加や口コミによる新たな来訪者が期待できるため、民間事業者と連携を図りながら、利用しやすい取組を進めてまいりたいと考えております。また併せて、大和村集落まると体験協議会と強力をしながら、既存店舗が収容能力を最大限に活用し営業することで、安定した経営につながるような取組なども検討してまいりたいと思っております。

次に、3点目のアマミノクロウサギによる樹園地の食害対策事業についての御質問でございますが、福元地区におけるアマミノクロウサギによるタンカンの樹皮食害被害は年々増加してきているため、村におきましては平成29年度から環境省、鹿児島大学、大島支庁等の関係機関と連携を図り、事業化に向け実証を行ってまいりましたが、令和4年度から鳥獣被害対策実践事業を活用し、年次的に侵入防止策の整備をしていくこととしております。本年度の事業開始時期でございますが、事業費の決定後、補助金申請などを行い、交付決定後に資材の入札を行いますので、建込みをする時期等につきましては、11月頃からはなるのではないかと考えております。

年次ごとの整備計画につきましては、従来のイノシシ侵入防止柵より事業費が大きくなることから、被害の多い箇所から進めていく予定でございますが、今年度は約2,200mほどを整備予定に考えておりまして、今後、毎年の事業配分にもよりますが、整備終了までには7・8年かかるのでは

ないかというふうに考えております。防護柵の整備の仕方につきましては、以前、福元地区は県営農地環境整備事業で侵入防止柵の整備を行っております。同事業におきましては、多くの樹園地を大きく一つに囲んで整備をしておりましたが、鳥獣被害対策実践事業におきましては、3名の受益者で組合を作って実施してまいりますので、圃場ごとの整備が可能だと考えております。そのため整備後の管理も行いやすいのではないかと考えておまして、そのような部分的な整備が、私たちとしては可能ではないかと考えておりますので、そのように取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○教育長（農原弘久君）

本村の自然環境を生かした本村独自の教育環境の樹立についての御質問でございますが、大和村の豊かな自然を子供たちに理解してもらうことは、学校教育でも実施でございますが、議員御質問のとおり、教育委員会におきましても大和っ子スクールとして自然を学べる取組を実施しております。コロナ禍において令和3年度は、何とか二つの大和っ子スクールを実施することができましたが、そのうちの一つが本村の豊かな自然を生かしたタナガ取り体験でございました。午前中には奄美野生生物保護センターで環境省の職員の方に、奄美の自然について講話をしていただきましたが、奄美に生息する生き物の写真を使った子供たちのやり取りでは、子供たちが積極的に発言をしていて、自然に大変関心があるように感じました。そして、午後からの大和村の川でタナガを取る体験では、自然にふれあいながらも楽しそうにタナガを探しておりました。今年度も自然環境を生かした取組を実施したいと考えており、どのようなものにするか、現在検討しているところでございますが、タナガ取りのように実際に自然にふれあう取組は、本村の自然を理解していくことにつながると思っておりますので、子供たちが興味を持って参加できるようなメニューを考えてまいりたいと思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により、関係局長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○5番（藏 正君）

環境教育について質問したいと思っておりますけれども、今ありましたけど、今年度の具体的な計画というのはどのようなものになっていますか。

#### ○教育委員会事務局長（森永 学君）

現在、子供たちに自然に親しんでいただける取組を、今、環境省の方とかとも相談をしながら、どういう事業にするか検討をしている段階でございます。

#### ○5番（藏 正君）

検討しているとおっしゃいましたけど、もうスモモも終わって夏休みを迎える前にきていますけど、まだその辺で内容的なものは、まだ決定していないということなんですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

現在、日にちは7月の28日に行くことを、環境省の方とは打ち合わせをしておりますが、その具体的な中身を、今詰めている最中でございます。

○5番（藏 正君）

先ほど令和3年度にはタナガ取り体験をしたということで、すごくそういった実体験が子供たちの経験につながって、興味をそそってということだと思っておりますけど、それは毎年、何か継続した形で、例えばタナガ取りをやったのであれば、そのタナガ取りがどんな効果を、子供たちにどんな影響を与えたか、どんな効果を生むのか。じゃ、次の年、同じような形で何か継続していく。大和村はずっとそんなことを継続していって行く中で、ずっと続けていった中で、大和村独自のそういった自然教育とかいうものが、次々出来上がっていくと思うんですね。だから、単発なものじゃなくて、何かそういったことを継続していくことというのは、すごく大事なことじゃないかなと思うんですけど、いかかがですか。

○教育長（農原弘久君）

大和っ子スクールは社会教育のほうでまたやるんですが、一応、学校教育のほうではですね、令和2年度、3年度に主に小学校のほうで研究を積みまして、複式指導なもので、全ての学校が小学校、複式なものですから、A年度、B年度というふうにカリキュラムを組みまして、郷土教育の一環として自然環境体験学習などを含んでおります。令和2年度がA年度で、令和3年度はB年度、今年はまたA年度に戻ると、その中で、実は5、6年生がタナガ取り体験を行います。行いました、令和2年度。ですので、今後はまた戻りますので、そこでタナガ取り体験などをやります。ですから隔年度で行うことにしています。そして、今議員がおっしゃるように、どういう効果がという、そういったのを体験とタナガの生息条件とか、そういったものを自然保護センターの方々、講師を招いて体験と机上学習を組み合わせたとことを、学校教育のほうが作って、2年度3年度で作成してあります。あと、それだけじゃなくて、議員が求める大和っ子スクール社会教育のほうでも、もっと幅広くできるのではないかとということ、例えば、私どもだけでは発案できない、あるいは実行できないような、ちょっと幅広い外部との交流とか、そういったものを今、考えているところであります。

○5番（藏 正君）

今おっしゃっていただいて、そういった経験の中から自然の重要性とか、そういったことまで習いながら、そのカリキュラムの中で習っていくということとかいうのがたくさんあると思うんです。今、教育長が最後におっしゃってくれた、自分も伺おうかなと思ったのが、これまでもその大和っ子スクール、学校のほうじゃない方ですね、大和っ子スクールのその中身の構成というか、企画というのは、これまではどんな形で、じゃ、今年は何をしようというのを、どういった形で作ってこられたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

大和っ子スクールのメニューの中身でございますが、教育委員会のほうで考えるものと、外部からこういうことがやりたい、自分なんかやるから、これを大和っ子スクールでやってくれという意見などがあって、それにうちが乗っかるというか、一緒になってやる、そういう取組をしております。

#### ○5番（藏 正君）

そこら辺をですね、自分も前にも提案しているのは、そういった、いわば全国的にとか、世界的にとか、そんなところで子供たちと携わってきて、子供たちの成長を見てきた方々とのつながりというの、大事なところがあるんじゃないかなと思って、子供たちの個性を引っ張り上げるというかね、そういったのに秀でた人たちとのつながりというの、すごく大事じゃないかなと思って提案しているんですけど、そういった方とのコラボの中で、さらに継続した形が取れていくことで、大和村が注目されていくような、これは子供たちにとっての話とまた別で、立場上、大和村が小中学生のうちは大和村で教育させたいねと思わせるような、そんなものになっていくべきじゃないかなと、すごく思うんですね。だからそこで申し上げる、その点で申し上げるんですけど、やっぱりそういった大和村独特の取組というのを作り上げていくには、やっぱりそういった専門の方の知恵を借りたりしながら、今年の反省点、じゃ、来年どうやってつなげていくとかということ、ずっと繰り返していくことで独自性というのが作り上げていかれるんじゃないかなと思うんです。その辺について、今、そういった形で取り組んでいるという答弁をいただいて、ちょっと安心をしているところなんですけど、そこで、ちょっと申し上げたいのは、もちろん予算というのがありますよね。だから、その予算がないからできませんとかいうことでは、決していけないと思うんですよ。もちろん当初予算では決まってはくるんですけど、そういった話し合いの中で、じゃ、次年度はこれぐらいの予算を確保して、こういった形で取り組んでみようかとか、そういった予算に対しては、子供たちのあれについて、柔軟な体制を取ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○教育委員会事務局長（森永 学君）

予算についてはですね、増やす場合、これをやるからこれだけの予算が要る、そういうことが大事だと、そういうことで積算をしていくわけでございますので、また来年度何をやるかとか決まっておりましたら、当初予算の段階でそれだけ増やしたりできるかもしれませんが、途中途中、人から提案などを受け入れて、メニューとかが変わってきたら、またちょっと話がまた変わってきますので、その辺も考えて、こちらが予算組みを行っていきたいと考えております。

#### ○5番（藏 正君）

子供のそういった教育の場を作るということで、いろいろ最初から決まった形で、さっき言った専門家との相談とか、いろいろやっていく中で、ちょっと補正をしなければいけない場合とかが出てくると思うんですけども、その辺の予算についての柔軟な体制を取っていくというところで、村長からの答弁もいただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

子供たちの体験から、自然と関わるいろんな取組は、いろいろ想定もできると思います。我々も予算がないからということばかりじゃなくて、今、子供たちにどういった形で機会を与えるかということじは、先ほど教育委員会からありましたように、外部でいろんな取組をされている方がいらっしゃると思いますので、環境省だけじゃなく、やっぱり民間の方たちの取り組んでいるノウハウを子供たちに自然と関わることによって、いろんな形で興味を示したり、またその子供たちの良さが引き出せる部分も出て来るのではないかと考えておりますので、教育委員会としっかり連携を図りながら、我々は予算措置をやっていききたいというふうに考えています。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、子供たちが自分が好きなもの、自分が得意なものというのに気付く機会というのを、たくさんいろんな場面を作ってあげていただきたいと思います。

次に、週末、食事の提供について伺いますが、先ほど村長の答弁の中で、8店舗あって、店舗的には間に合っているんじゃないかという話がありましたが、そこで気になるのが、間に合っていると言いながら、村長も壇上から言っていただきましたけれども、知らない人がまだまだいっぱいいるという話ですよ。そこで思うのが、宣伝はしているつもりなんだけれども、なかなか伝わっていないというところで、やっぱりメインになる、前も申し上げましたけど、案内所というか、とりあえず大和村に行ったら、そこに寄って見たらいいよという場所を1カ所構築する必要がありませんか。前の答弁では役場のほうで、役場に来られた方にはこんな案内をしますというけど、観光を目的で来た人に、ピクニックに来た人が役場に寄るということは、あんまりないと思うんですよ。だから、どこか、国直集落あたりが一番入口という形で捉えたときに、集落に行って、その集落のどこどこに案内所があるから、そこに寄ったらいろんなことを教えてくれるよとか、そこで弁当が注文できるよとか、何か拠点になるところというのが、これから必要になってくると思うんですけど、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに以前から議員の皆さんから御提言をいただいております。その観光案内所と申しますか、我々もすぐすぐできていない現状にございますけれども、やはり窓口は必要だと思っています。そういう位置付けを持ったところが、まさに私は道の駅であろうかなと。本当は、本来なら村内の入口に、やっぱりその場所があれば一番理想だと思いますけども、我々もどういう形で、来た方たちに、やっぱりこうして情報を提供できるかということは、これまでも考えておりますけれども、やはりこの飲食店というのがどういう形で分かりやすくするのかなということも、庁内でも分かりやすい案内の仕方をですね、我々ももう少し民間の皆さんと話をしながら、道路沿いに看板を立てるのか、もう議員のおっしゃるような、やっぱりこういう窓口がない大和村では、どういう形で紹介をしていくのかということを含めてですね、我々もしっかり考えていきたいというふうに思います。

我々も対応が遅れているのは、大変申し訳なく思っておりますけれども、やはり観光案内所というのは、やっぱり道の駅に一番合った位置付けかなというふうに考えておりますので、整備についてはちょっと期間を要しますけれども、その間における実際の案内の仕方を、我々もしっかり考えていきたいというふうに思います。

#### ○5番（藏 正君）

村長、その道の駅と言っちゃうと、大分時間を待たなくちゃいけなくなります。ですから、何と云うのか、例えばプレハブでも何でも、何でもと言ったらいけないんですけど、簡単な形で、実際に大和村の観光関係を預かっているまると協議会というのがあるわけですから、まると協議会の事務所的なものと同用してできるような、簡易な施設をどこかに、何と云うのかな、国直のどこかに場所をこしらえて、まずはそういった簡単な案内所というのから始めてもいいんじゃないでしょうか。あるのとないのとで全然、来た人がそこでいろんな大和村の情報を聞いて、次から来る時も生かせるし、ほかの人にも案内して、やっぱり拠点になる場所というのがあるので、その宣伝効果というのが全然変わってくると思うんですけど、いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

私が申し上げた道の駅ができるまではということではなくて、我々も今まで気づかない間に、やっぱり村内にいろんな方たちがこうして訪れて来ている。これはもうトンネル効果もあるだろうし、我々が想定しないぐらいのお客さんが来ているということでございますので、我々はこれまで、そこまで踏み込んだ協議はしてなかったんですけど、やはり今後ですね、やっぱりこういう議員の質問にありますように、訪れて来た人たちに、どう案内をするかということ、しっかりまた我々も早急な協議会との検討をですね、させていただきたいと思います。

#### ○5番（藏 正君）

ちょっと具体的な話になるんですけども、冒頭で申し上げましたように、週末限定のレストランとか、このごろ、まると協議会の中にいるスタッフの中には、調理師の免許を持っている方なんかもあるという話を聞いています。まほろば館にはすごい厨房とか、加工場というのがあります。実際の店舗、レストラン店舗がなくてもですね、その加工場の中で調理されたものを外で提供するというようなことは、届出上、可能になると思うんですよ。ですから、そういった若い方々のそういった技術を生かした形で、週末限定の、人数も限定された予約有りでもいいんですけど、何かそういった形で始めてみませんかというのは、まると協議会との協議なんかをしていくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○企画観光課長（早川勝志君）

現在、先ほど村長から答弁したとおり、村内の既存の飲食店には、まだ余裕があるという形に考えておまして、まずはその既存店舗の有効活用とか、その辺を進めていきたいというふうに村は考えております。ただ、もし新しく店舗を新規にオープンさせたいとなると、それはもちろん、こちらのほうでも応援して応募していただけたらというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

もちろん大和村内の店舗、もともとある店舗、大事なんですよね。守っていかなければいけないのは分かるんですけど、だけど、これから新しく観光客を誘致していく、みんなに、お客さんにも喜んでもらうというときに、絶対必要なのが、もともとある8店舗の競争力というか、自分たちはこの店舗に対して新しいアイデアとか、何か新しいメニューとか、逆に古いメニュー、残していく、自分たちは勝負メニューというんですかね、そういったもので、やっぱり競争力というのは意識してもらわないと、この店舗があるから新しいのはやめとこう、そういう守り方の姿勢では、全然発展性がなくなってしまって、お客さんも喜ばないと思うんですよね。ですから、そういった指導も合わせて、新しい若者たちは新しい形でチャレンジをする。その既存の店舗は既存の店舗なりの自分たちの独自性で勝負をするという、何かそういったものを、さっき言った案内所で、この店はこれがおいしいですよというようなのが平等に宣伝できるような、そういった形をとっていくべきであって、だから、ただ守りだけに固執してしまうと、発展性が全く欠けてしまうと思うんですけど、その辺の考え方についてちょっと。

○企画観光課長（早川勝志君）

先ほども申しあげましたけれども、新規店舗をですね、行政主体で誘導することになりますと、既存店舗の経営の悪化とか、その辺を招く恐れがあります。また、やはりその既存の店舗もですね、やはり競争、先ほど議員がおっしゃったとおり、新規のメニューの開発ですとか、その辺は当然必要となってくるかと思しますので、それが集落まるごと体験協議会と協議しながら、また進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

以前、移動販売車、惣菜関係を各集落を回って、今現状、今どのようになっておられますか。

○企画観光課長（早川勝志君）

車両の購入は終わりました、現在、集落まるごと体験協議会、大和村集落まるごと体験協議会と協議している最中なんですけれども、ちょっと集落まるごと体験協議会の会長の選任が、今定まっておらないところで、そこは協議会のほうで現在進めているところでございますので、それがまた決まりましたらですね、また再度進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

再度とおっしゃいましたけど、以前と同じような形でやる予定なんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

それも含めてですね、協議会のほうと話しを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

やっぱり、その以前のやり方だと、平等性を重要視して、どの総菜屋さんが出してくるのを、全部預からなくてはいけない。残ったものは、本当かどうか分かりませんが、役場のほうで職員の方

に無理して買ってもらっているとか、そういった各集落においてでもですね、お願いしやすいところにちょっとお願いして多めに買ってもらうとか、やっぱりそれだと長続きしないと思うんですよ。ですから、その売れ残ったのは返品ですよ、だから、そこも自分たちの勝負というか、やっぱりそこに自信の品物を出してやっていく。そこでまた一つの提案なのが、知人からの声といえばあれなんですけど、例えば国直公園に、うみがめ公園に行くけど、そこに横にお店があるんですけど、できたらそこに店みたいなのがあって、パンがあったり、サンドイッチがあったり、何か弁当を売っていたりとか、何かそういった出前みたいなのはできないものかねっていったときに、そのときにその移動販売車のことを思い出して、ピンポイントで何かイベントがあるときには、そこに出前、移動販売車が行って販売をする。だけど、そこに乗っけるメニューは、そのお願いする、出品する人たちが自信を持って、売れ残らないようなものを持たせるとか、何かこう、新しい考え方をしていかないと、守りだけだと、出せば出すだけでリスクをしょわないじゃないですか。やっぱりその、出品側はちょっとはリスクも考えた形でやっていくという決まりも必要じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○企画観光課長（早川勝志君）

議員がおっしゃるとおりだと思ったんです。ただ、移動販売の主体がですね、まほろば協議会になりますので、やはりそこは協議会の中ですね、全加入している方々も含めた形で話し合っていたいて、決定した事項で進めていけたらというふうに考えているところでございます。

#### ○5番（藏 正君）

まるごと協議会との、まるごと協議会に確か800万ぐらいの支援金がありますよね。その中で、予算委員会でしたか、中でもちょっと確認しましたが、例えば新しい大和村の新しいメニュー、村のお土産品になるようなメニュー開発について、開発室なんかまで設けて思い切って作るべきじゃないかなということを上げたときにですよ、そのときに、そのまるごと協議会の800万の中に、約200万ほど、そういった開発費が入っているんだという話がありました。だけど、それって村民には分からないわけですよ。村民からすると、あの800万、どうなっているのという、ちょっと疑いの、あれで何ができたの、ものができてたら、こんなものが開発されたんだねと、まるごと協議会、すごいとかいう話になっていくんですけど、それが目に見えたものが出てこない、村民からすると、あれなんかは使いたい放題じゃないと思ってしまうんですよ。それを思わせたらいけないわけじゃないですか。それを思わせないためには、企画観光課あたりが、やっぱりまるごと協議会等の年間の活動についてどうなっているの、今、どんな形になっているのというのを、いつも監視じゃないけど、尻をたたきながら、その今の状況というのを監視していかないといけないと思うんですけど、その辺の協議会との協議の仕方というのは、年間どのぐらいの打ち合わせ会が持たれているのか、その辺をちょっと教えてください。

#### ○企画観光課長（早川勝志君）

協議会との協議なんですけど、まず協議会の監事にですね、企画観光課長が当て職になっていま

して、もちろん総会でとか、その打ち合わせとかには出席させていただいております。また、監査もこちらのほうでしているのが現状でございます。協議なんですけれども、随時、昨年までの流れでいきますと、会長と随時やり取りをしながら、この事業はどうだったという話で担当者のほうがやっているのが現状でございます。

○5番（藏 正君）

担当者が定期じゃなくて、随時まるごとの会長さんと個人的にというか、会っているというのですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

会長がですね、役場のほうにいらっしゃって、役場のほうで打ち合わせをさせていただいているというのが現状です。

○5番（藏 正君）

先ほど言ったように、村民に対しての疑心というのを抱かせないような形にするための、何かやっぱり報告書みたいなのがあって、この800万について、こんな形で使いました、今まだ商品はできていませんけど、現状、今こんな段階にありますよとか、さっき言った週末レストランに向けて、今こんな整備中ですよとか、何か、そのまるごと協議会に預ける予算が、どんなふうに動いているんだよというのは、ある程度やっぱり村民に知らしめる必要があると、我々議会からも、全然見えてこないんですね。質問したときに初めて、商品どうなってんのと聞いたときに、初めてそのうちの200万ぐらいは開発費に当てていますとかいうのが分かってくるわけで、だから、ちょっと開示する必要があると思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

決算の開示という話になるかと思うんですけども、どういった形でするのか、できるのかどうかも含めて、また協議会と協議しながら、そこは検討していきたいというふうに考えております。

○5番（藏 正君）

そのスタッフと、この間、フォレストポリスに行ってピザを始めているよということで、そちらを食べてきましたけれども、なかなかのもんだなと思いました。だけどやっぱり宣伝は、本人なんかもしているつもりなんですよ。あんたが見てないだけよとか言われましたけど、だけどやっぱりそんなに知られていない状況にあります。ですから、やっぱり次々、来た人が、大和村に1回来た人が次々、あれ、何か、ピザを売っているみたい、自分なんか、山まで上がりきらなかったけど、次、行かんばいかんと、宣伝できるような、やっぱり必ず大和村に行ったら、ここの案内所に寄ったほうがいいよと言われるような、そういった場所、案内所と、それと宣伝の仕方、併せてね、宣伝の仕方と、あの若い子たちは、あんたなんか、その移動販売車で、こっちでばっかりやっとならなくてあれじゃないと言ったら、じゃ、平日は下に下りて持って行かんと、なかなか週末しか人来んとねとかいう話があったり、彼らなりにいろいろ考えてはいるんですよ。ですから、その考えに、だったらこんなことをしてみたらどうなのとかいうような協議を、担当者が個人的に話しす

るんじゃないくて、ちょっとやっぱり、何と言うかな、みんなで知恵を出し合うような、そういった協議の仕方もあるんじゃないですかね。いかがですか。

#### ○企画観光課長（早川勝志君）

協議につきましては、もちろん担当者も含めまして、課の中で対応させておりまして、1対1というわけではなくて、課含めてですね、対応させていただいておるような状況です。

#### ○5番（藏 正君）

ぜひですね、今、まるごと協議会の若い方々が、もっと自分たちで次々、よし、これやるぞと、躍動できるような、何かそういった打ち合わせをどんどんやって、そんな動きができやすいような環境づくりに努めていただきたいと思います。

あと最後に、クロウサギの食害対策について、これはこれまで課題とか、動物園の方々とかがいろいろ研究されて出来上がっていく、本当、周りが本当に注目している事業になると思います。ですから、これについて、先ほど村長から答弁をいただいたんですが、ちょっと気になるのが、福元地区の樹園地についての3名の受益者という話が出ましたけど、3名となると、場所的にはなかなか確保しづらい、どうしても3名の基準があったら広域になりすぎて、前の形と同じ、広すぎるような場所が出てこないかなと思うんですけど、そういった特定の、2名でいっぱいいっぱいになるような場所が、もしあったときに、そこら辺は特別に何か対応をできるようなことをしていかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

前の事業と違いまして、3名以上というような縛りがございしますが、福元地区全体を全体計画の中で上げておりますので、必ずしもその場所に3名というわけではなくてですね、ちょっと飛んでも3名以上、組合を作って、整備のほうも圃場ごとにできれば一番いいんですけども、なるべく離れていたら、それ1カ所、こういう形ですね、こういう形の以前とは違うような巻き方をしていますので、そしてその3名について心配することはないかと思います。

#### ○5番（藏 正君）

これはもう要望になりますけど、7年から8年かかるという話ですけど、やっぱりこれから、最初に巻いたところは、もう安心になっていて、これからどんどんクロウサギの被害が広がっていくことを考えると、後回しになっていくところの方々が、いろいろな声が出て来るとおられますので、そこら辺については工事の進捗状況を見ながら、県に要望をかけていただきたいと思います。

最後に、福元の柑橘部会に対する説明会とかいう予定について教えていただきたいと思います。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

最初に、完了期間を短縮したいという、それは農家さんはもつともだだと思います。こちらとしても、当初の要望では3,000m余り、3,200m余りを要望したんですが、県の予算の関係でちょっと減らされたということですが、鳥獣被害対策実践事業だけでやると年間3,000m程度が限度だろうということで、予算の関係で2,000になったんですが、併せて、令和5年度から県営事業の、

以前巻いた耐用年数が切れて、県営事業も併用できるような形で要望していく予定にしています。それをすると、両事業でするとかなり短縮になるのではないかと考えております。柑橘部会との打ち合わせですが、優先順位をつけて被害箇所が多い場所からということでございますけども、今年度はファミミタ地区から巻いていくわけですが、その後はですね、やはり福元地区の農家さんと話し合っ、被害の状況等を聞き取って、生産者の方の要望を聞いて、場所は決めていかなければいけないかなと考えています。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏 正君の一般質問を終わります。

次に、1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。それでは、私の質問を読まさせていただきます。

1番、デジタル化で働きやすい職場づくりについて。

2番、村内の海岸、公園及び港湾におけるキャンプ等の規制の在り方について。

3番、県道と集落道の区別化表示について。

4番、大和小中学校前の舗装について。

以上、4項目を質問させていただきます。あとは自席にて質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のデジタル化で働きやすい職場づくりについての御質問でございますが、質問の内容にもございますように、農業や介護現場における身体に負担がかからないような取組についての御質問でございますが、まず、農業分野におけるアシストスーツ導入についてでございますが、農作業などの身体的負担が大きい作業をする場合にアシストスーツを着用すると、小さな力で作業が行えるようになるため、人手不足で1人当たりの作業量が多いときや、年齢的に体力が衰えているときなどに役立ち、農作業時の身体的負担を軽減するだけでなく、作業効率の向上や作業時間を短縮する効果があると考えられます。農作業におきましては、重いものを繰り返し上げたり下ろしたり、また持ち運びする作業が多く、高齢農家にとっては非常に重労働となっているところであります。特に、今スモモの収穫時期を迎えておりますが、収穫物の運搬は腕や腰に大きな負担となっており、アシストスーツの導入により何割かの負担が軽減されることが考えられます。また、湯湾釜選果場でのコンテナの積み下ろしや、合同会社ひらとみでの肥料の積み下ろしについても、農作業と同じように身体的負担が大きいことから、合同会社ひらとみでアシストスーツを購入し、効果について実証をしているところでございます。効果が実証されましたら、農家の方へも研修会等で周知をし、意見を聞きながら、利用意向が多い場合には事業導入について検討を行ってまいりたいと考えております。

そのほか介護の現場においてのマッスルスーツの導入に関しましては、現在のところは導入はし

ていないところでございますが、体の大きな利用者様の移乗介助など、スタッフが日々試行錯誤しながら援助をしているところでございます。まずは基本的なボディメカニクスを把握し、非装着型のスライディングボードの活用などをしながら対応をしているところでございますが、今後、いろいろなタイプのものが商品化もされていることも予測されますので、現場での介護職員の負担軽減に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の村内の海岸、公園及び港湾におけるキャンプ等の規制の在り方についての御質問でございますが、コロナ禍における外出制限や、宮古崎トンネル開通による村外等からの交通利便性の向上により、本村でもキャンプやバーベキューが増加傾向にあり、今後、ごみの不法投棄や騒音、異臭等のトラブルが懸念をされます。本村における公園の規制等につきましては、大和村観光公園施設等の設置及び管理に関する条例にて、花火、キャンプファイヤー等、火気等などの使用及び公園の一部または全部を独占して使用することを制限しております。特に、キャンプ利用者が多い国直集落に置かまはては、集落内の観光利用について集落民で話し合い、集落の持続可能な観光利用を目的とした7項目のルールを定め、国直集落ローカルルールを策定し、海岸でのキャンプ利用等については、区長さんに届出をすることにしております。届出があった際に、キャンプ希望者に対しまして、直接注意事項を伝えることで、集落の観光利用と生活環境保全の両立が可能となるよう、積極的に取り組んでおります。

このように集落民自らが集落環境の利用ルールを取り決めるということは、生活環境を保全する上で非常に大切な取組でございますので、今後、村としても集落に置けるルール策定について協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、海岸の規制等が作られているのかということでもございますが、この海岸につきましては、港湾、漁港の施設とは違って、特に規制がなされていないところでもございます。そういう中では、先ほど答弁をしました海岸の利用におけることにつきましては、集落と十分協議をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の県道と集落道の区別化表示についての御質問でございますが、現在、大和村におきまはては、令和2年度から名音集落と大榎集落におきまして生活道路対策エリア事業を実施し、集落内の舗装、排水対策工事と合わせて歩行空間の確保を図る目的として整備を進めているところでもございます。

このような対策が可能な集落道につきましては、車道部に緑色の着色を行い、歩行者の安全対策を実施しているところでございます。また毎年、県道、村道におきましては、通学路の交通安全点検を大島支庁、警察、教育委員会、学校と連携を図りながら実施をしているところでございまして、点検等で見つかった危険な箇所につきましては、早期に対応可能なものについては、カーブミラーやガードレール等の補修や設置を行い、集落内道路につきましても路面表示シールなどによる歩行者への注意喚起も行っているところでございます。

しかしながら、集落内の道路は幅員が狭い場所もございまして、全ての道路に減速表示や歩行空間を確保することは難しいところでもありますので、今後は、現在進めております事業で対応できる場所につきましては、事業の中で歩行者への安全対策を図りながら、通学路の交通安全点検を中心に、県道、集落道について減速表示等ができる場所については、対策を検討してまいりたいと考えております。

最後の4点目の大和小中学校前の舗装についての御質問でございますが、現在、村といたしまして企業との間において、令和元年度から当時の地籍調査の結果を基に用地境界確定について協議を進めているところでもございます。しかしながら、企業の担当者も異動や退職されていることから、なかなか当時の状況については把握が難しく、時間を要していることから、未だ用地境界確定には至っていない現状でございます。村といたしましては、企業へこの小中学校前の道路についての整備計画を説明も行っているところでもございまして、境界につきましては再度地籍調査の同意をいただきながら、今年度中には企業に対しまして再度交渉を行うこととしております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、後は関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○1番（市田実孝君）

最初にですね、福祉課長にちょっと伺いたいんですけども、男性と女性の生存率ですが、全国では女性のほうが長生きされて、男性のほうが短いのがありますが、大和村の現状はいかがでしょうか。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

生存率というところでもございますけれども、正確な資料は、今手元に持ち合わせておりませんが、大和村におきましても女性のほうが寿命が長いということになっております。むしろ男性のほうは早世ですね、早くに亡くなる方がデータとしても高いというのは、ここ数年ずっと続いているという状況でございます。

#### ○1番（市田実孝君）

今、保健福祉課長もおっしゃったようにですね、男性が早く介護状態に入ることですよ、早く死ぬということは。そうしますと、ここにおられる大抵の男性の方が介護状態に陥ったときに、恐らく平均体重は60キロ、70キロだと思います。その方を介護するのは女性の方が主だと思います。その意思がない、失礼ですけど、亡くなった方を持ったらとても重たいですよ。そういう状態に近い状態、意思がない男性の方を女性の方が介護する状態、それはもうとても大変な介護状態に陥りますから、できれば施設なりでお願いしたいという状況があるんだと、私は思います。

それで園長にお伺いしますけども、大和の園では、このアシストスーツ等は、今導入されておりますか。

#### ○大和の園園長（勝 健一郎君）

先ほど村長の答弁にもありましたように、現在のところはマッスルスーツの導入は行っておりま

せん。

○1番（市田実孝君）

介護ロボット普及モデル事業御案内、福祉用具、これ厚生省が進めている話ですけども、大体老人福祉の講習会等で、この介護ロボットの普及をできるだけ進めて、既にスーツを導入してやっている事業者が、都会ではたくさんあるようです。この大島管内のこのような講習会案内とかはございませんか、園長。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

介護の現場でのICTの活用につきましての研修は、大島本島内では研修会があったということはありませんが、鹿児島市のほうでの研修会はありましたが、コロナ禍の中におきまして、実際に現場での研修ではなくて、ウェブでの研修であったと覚えております。

○1番（市田実孝君）

今日も70%の梅雨時期で雨ということで、防災の面ですら、1階で介護なさった方が、予測は雨が降るとことは十分分かってたんですけども、2階で寝とって、奥さんがですね、重たいもんだから2階に上げておこうかなと判断したんですよ。目が覚めて、2、3時間後に起きたら、1階が水没し始めて、必死で廊下の前まで引っ張って行ったんですけども、力不足で旦那さんを亡くされたというような話を耳にしますときに、何らかのそのような補助が必要ではないかと、私は考えて述べさせていただきましたが、保健福祉課長はこのような補助具は必要とは思いませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

介護ロボットスーツをはじめ、いろいろな補助具があるというのは承知しております。以前からですね、国のほうでもそういった補助金がありますということで、そういった事業で招致をしております。その上で、私個人としてもですね、今後、高齢化社会を迎える中で、こういったものをうまく活用して、人材不足を補っていったり、あるいは介護現場の負担をなくしていくような方法というのは必要というふうに考えておまして、以前からも事業所のほうにもこういった事業がありますよということはお知らせをしているところでもございます。そういった意味で必要というふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

産業課長にお伺いいたします。村長から先ほど答弁いただきましたように、湯湾釜の選果場、スモモの選果場ですね、あの1個のコンテナの満杯状態のスモモの主さは何キロぐらいだと思いますか、課長。

○産業振興課長（郁島武正君）

満タンですと23.5キロということで。

○1番（市田実孝君）

よろしいですか。その作業の方を見ておられますと、1日に100ケースとか、持っておられるんですよ、現実には。どのような肉体の若い青年でも、大変な労働環境に置かされているものと、私

はと思いますが、産業課長、どう思われますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

以前からですね、選果場でのコンテナの持ち上げ、またひらとみでの倉庫の堆肥、肥料の積み下ろしで、少し手助けになるようなものはないかということで、アシストスーツの導入については考えておまして、このたび導入してですね、実際、使いました。信じないかもしれませんが、こういう形ですね。実際これ、あまり力がないやつですが、ここに下にあるのを持ち上げるのは、大変2、3割力が少なくて済むんですけど、それを持って歩くとなると歩きづらいいもんですから、それがちょっと難点だと思います。肥料の積み下ろしにおいても、積み下ろしだけ動かずにいれば楽にできるんですけど、それを持って運ぶとなると、また歩くのにちょっと支障があるということで、アシストする部位によっていろんなスーツがあると思いますけれども、このスーツに関しては、あまり動かずに連続して重いものを持ち上げるという作業に適しているということでございますので、作業の種類によって、いろんなスーツを使い分ける必要があるかと思っております。まだもう少し実証しなければ、農家の方にはちょっと進められないかなと思っております。

○1番（市田実孝君）

そういうことで、八尾とかですね、中小企業で衛星を打ち上げると評判になった町工場が多い八尾のですね、小さな個人企業、そしたら、部品とかの、大企業から注文のきた部品とかの町工場ですね、ここのコンテナに鉄の部品を入れたら30キロ40キロになるんですよ。そういった中で作業するために、電動リフトというのがあるんですよ。ボタン一つでぱっぱとかけて、ぱっと持って行けるような、この選果場が桁が高いのは、いずれそういったのも導入するんだろうねと、私は考えていたんですよ。移動にですね、ここから勝山議員のところまで行くまでに、何秒とかかる、レールでぱっと走れるから。それをそんなに何千万もするような機械じゃないんですよ。そういった導入も考えたほうが、私はいんじゃないかと思うんです。農業分野でもロボット、高齢化や労働不足に対応するために農林水産省でも今のスーツですね、何とかそういったのを進めてくれと、スマート農業をしたい、今農業分野に高齢化が進んでいる大和村、まさに入っていますので、そういったのもいち早く取り入れていってもらったほうがいいと思いますが、課長、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今回導入したアシストスーツも農林水産省が推奨しているものを購入して実証しようとしたところでございます。先ほども申しましたように、なかなか業種が、作業が限られてくるのではないかという、今は思いがしております。また、先ほど市田議員が言った電動リフトですかね、電動リフトではないんですけども、コンテナを積んで上げる機械は、既にあります。しかし、足で踏んで上げるもんですから、それはあまり使ってないというような感じで、そういったリフトとかあれば、作業効率がよくなって、身体的負担は軽くなると思いますので、導入については今後検討したいと思います。

○1番（市田実孝君）

働きやすい、若者がですね、という、デジタルで働きやすい環境づくりで、総務課長に伺いたいんですけども、バランスボールって御存知ですか。今ですね、役所でもこのバランスボールを導入する役所が、全国でも多分今から増えていくんじゃないですか。決められた時間ですね。こういったのを意見とか、職員の中から出た経緯はございませんか。

○総務課長（政村勇二君）

市田議員がおっしゃる、そのバランスボールの利用につきましては、バランスボールを椅子の代わりに使っているということの解釈でよろしいでしょうか。今現在ですね、やはり健康増進のための保健福祉課の部局におきまして、課長及び課長補佐、そういった保健福祉課の女性職員を主に導入で現在使っている状況はございます。これから、こういった形で推奨するかという話になりますと、バランスボール確かに体の体幹といいますか、そういったところをトレーニングする上で、健康的にはいいものだと思いますが、やはり私自身の個人的なことなんですけれども、なかなか2年ほど前に、ちょっと大きな足の怪我をして、正直、私自体のバランス悪い状態でのバランスボールを使用しての業務となると、それがうまく業務が進むのかということも懸念できますので、そういったところについてはですね、まずはその必要性が、それが働きやすい職場の環境になるというふうなところで、またその器具を使つての環境づくりについては、関係課の保健福祉部局とも相談しながら進めていければなというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

和歌山県の田辺市では、一応導入するというところで、記事等を拝見いたしますが、オフィスでのバランスボールの効果ですね、肩こりや腰痛の症状が軽減する。集中力が高まり仕事の効率が上がるというようなことで、長い時間ですね、机に向かって事務をしたら腰が痛いですよ、私なんか、尻もですね。もし、そういったのを利用したい職員とかおられましたら、それを進めたほうが今後、いいんじゃないかと私は思いますけども、村長にお伺いします。このようなITとか、そういったのは積極的にですね、今後、職員の職場改善なり、そういったのを推し進めてほしいと思いますが、一言お願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

時代の流れでいろいろと、いろんな取組が進められています。このデジタル化の取組もまさにその一つでございますので、我々も先ほど議員から質問にありました高齢者に対する取組、そしてまた職員の職場環境の改善に対する取組等はいろいろあると思いますので、そこら辺は我々もしっかり、やっぱり職員が健康で元気でなければ、村民のサービスもできませんので、我々もしっかり今後、職員と一緒にあって取り組んでまいりたいというふうに思います。

○1番（市田実孝君）

2番に移らせていただきたいと思います。先日ですか、津名久のところを通ったら、これは事業が何かしているんじゃないかということで、あれは何ねということで、私のほうにも問い合わせがきました。この村内の施設の使用許可とかは、村長で条例等作っているよということですけど

も、これは時間制限とか、使用料を取るとか、そういったことまでいってみられておりますか、総務課長。

○建設課長（前田逸人君）

よろしいですか、すみません。港湾施設内の管理は建設課のほうになっておりますので、私から答弁させていただきます。港湾施設の占用利用関係はですね、港湾占用条例の中に占用の用途によって、場所によって決められております。日当たり、月当たりということで決められております。以上です。

○1番（市田実孝君）

やっぱりですね、集落近くの公共施設等でバーベキューとかをした場合ですね、夕飯を食べたのとは違う臭いが飛んできますよね。そういったことを踏まえて、使用には判断していただきたいと思いますが。

○建設課長（前田逸人君）

集落前の海岸でバーベキューとかキャンプしている、時々様子を見かけることがございます。確かに臭いとか煙とか、集落のほうに流れる海岸でやっている皆さんがおられるかと思えますけど、今のところ村長の答弁にもありましており、海岸に簡易的な、軽易的なキャンプやバーベキュー等は、今のところ規制がございませんので、今後はですね、海岸に面している集落において、海岸使用についての何か、何らか要望がありましたら、一緒になって考えていきたいと思っております。以上です。

○1番（市田実孝君）

やっぱり誘致企業はですね、近年、そのバーベキュー会場とかも、中に設置するような関係がありますので、そういったところを利用を進めるとか、今後して、村内の集落近くとかのそれは、できるだけ遠慮いただくような方法で、私は進めたほうが良いと思います。

3番に移らせていただきます。県道とですね、集落内の個別化、表示についてですけれども、宮古崎トンネルの開通で車での移動がスムーズになりました。村長、誠にありがたい事です。ですが、4月生まれ私が免許更新に行きました。そうしますと、管内の重大事故、大島管内ですね、全てがレンタカーによるスピード事故だということをお聞きいたしました、先月ね。それで、宮古崎トンネルのこの走りよいトンネルの、ついついスピードが出るトンネルですので、そのスピードでもともと大和村を御存知の方や村内の方は、集落内はお年寄りや幼い子供たちが道で遊んでいるということを御存知だと思います。観光で来られる方はそういったことは御存知ありません。企画課長にお伺いします。このたび、新しいパンフレットでめぐぐるぐる大和村の中で、島を楽しむ方法として五つの心得の中の1番目が挨拶、2番目のごみの処理、3番目に安心安全運転で集落内はようりより、ゆっくりですね、と注意書きされております。ですが、この観光をされる方は、減速の表示もなければ、ここからが集落道ですよと区別もないもんだから、私としてはこれで不足だと思いますが、課長のお考えはいかがですか。

#### ○企画観光課長（早川勝志君）

議員のおっしゃるとおり、めぐるぐるぐる大和村のほうには、五つの心得ということで観光者向けにお願いといたしますか、記載がされております。その中で、どこでも安全運転ということでお願いしているところがございます。議員のおっしゃるとおり、最近、観光で来られる方がレンタカーで集落内、また村県道を走るとい方が多くありまして、やはり先ほどもおっしゃったように事故も多いようでございます。そこで、今後ですね、道路管理者であります村の建設課、または県の大島支庁の土木課、建設課とですね、連携を密にしてですね、追看板ができるのであれば追看板とか、そういった形で進めていきたいというふうに考えているところがございます。

#### ○1番（市田実孝君）

今後、こういった状況が進みますと、観光客の増加でいろんな事で支障が来るものも出てきますので、その減速表示看板とか、集落内の入口にですね、そういったものを検討して、白線を引いたり、黄色の線を引いたり、そういったのを進めてほしいんですけど、いかがですか。

#### ○建設課長（前田逸人君）

確かに議員のおっしゃるように、県道部から集落に、内部に入る区分が、その分岐点の場所については、スピードを出される、集落内の道路が広い県道から入る集落内の広い道路に関しての入る部分について、ちょっと意味が分かる、県道が広いところから、集落内の道路が広い場所の分岐点については、確かにスピードを出して侵入する場合がございます、確かに。ですけど、集落全部が全部、そういった集落内の分岐点の広いかということ、そうでない道路も集落内にはありますので、そこはですね、今、現に先ほど申しました通学路の交通安全点検で、子供たち通学路に指定されているところについては、村長の答弁もありました、路面シールをして止まれとか、歩行者には注意喚起をしているんですけども、車を運転されているレンタカーの方には、多分道路がどんな状態なのか分からない状態ですので、今後は通学路の交通安全点検によって大島支庁やら警察やら建設課、また教育委員会等、現場の状況を見ながらですね、広い集落道路に関しては減速表示とかできるような形で、現場も見ながら、確認しながら、できるところには対応していきたいと思っております。以上です。

#### ○1番（市田実孝君）

それでは4番目に移らせていただきます。この梅雨の時期に大和校に通う子供たちを目にしますが、水溜りを避けながら、合羽を着て、小学校に通学している、傘をさしてですね、往来する車を避けながら、これがスクールゾーンかと思われるような道路の現状ですが、ここで教育長にお尋ねいたします。教育長はランニングが趣味のようでございますので、しょっちゅうそこら辺も目に伺いますが、子供たちは校庭だけでなく、学校周辺もランニングしているようですが、その現場を見て、村長や建設課長に早期解決の時期はいつ頃なのか伺ったことがございますか。

#### ○教育長（農原弘久君）

確かに大和小中学校の前の道路は、水溜りができるような舗装ができないような状況であること

は承知しております。ただこれは、先ほどの村長の答弁にもありましたように、私企業の所有地だと、そういうふうにも聞いておりますので、そのところの話は聞いたりもしております、進めてはいるけれども、なかなか難しい状況にあるということは聞いております。また、子供たちのランニングに関しては、その野生保護センター、川沿いですか、ブルーシートのところとか、そういったところを主に進めておりますので、あの道路を、学校前の道路を常に走ったりとか、それは避けるように学校には指導はしているところです。

○1番（市田実孝君）

教育長もこのスクールゾーン、各学校学校のですね、ゾーンが舗装されて、グリーンでマークされて、そのグリーンがある自体、観光業者とかも注意なさるんですよ、ああ、ここはもうスクールゾーンだということで、そういったのを早期にしてほしいなと教育長、思われますか。

○教育長（農原弘久君）

できることならそれにこしたことはないと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、一私企業の所有地ということで、そのところはなかなか難しい部分もあるだろうなと認識しております。

○1番（市田実孝君）

何度も申し上げますが、集落の土地、当時ですね、土地所有者は、当時の企業の発展、または雇用の増加を期待してパルプ事業でですね、山間部の多いこの大和村で、わずかな田畑を提供し、村内の活性、大和村の中心校の発展を期待した気持ちで譲渡したものだと思います。村長、40年、50年も歳月が流れた今日、私たちの将来ある子供たちのために、環境づくりに若い世代の方々のために、村政として最大課題として努力していくべきだと思いますが、改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど答弁もしましたように、この企業とはもう10年ほど、毎回お話をしながら進めてきました。もう議員も御存知だと思いますけれども、なかなかこれまで地籍の立ち会いを、集落の皆さんの協力をもらって立ち会いもしたところがございますけれども、最終的な企業の書類がそろってない中で、まだ地籍が滞っている状況にあるということで、我々も地籍調査を先に決めてもらおうということで、これまで粘り強く話をしてきました。しかしながら、企業として土地の確定については、いろいろと自分たちの調査をしなければならないという御意見の中で、なかなか解決に至っておりませんでした。その後、10年が経過している中で、昨年、この学校の通学路の問題について、早く解決できる道はないかということで、これはもうトップだけでなく、会社の副社長を含めて、財産管理の関係する職員とうちの職員も交えて話を今進めているところでもあり、大和村に協力をしていただくことを前提にですね、今、最終的な詰めに入っていると私は思っております、早い時期にこの企業との決着を、とりあえず学校前の通学路の部分だけでも地籍調査の立ち会いをすることによって、我々も村が進める計画に賛同いただけるように、村としても粘り強く、我々も

交渉を続けていきたいということでございますので、その点については御理解をいただければと思います。

○1番（市田実孝君）

答弁ありがとうございました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆様、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります高齢者支援について、村民農園の利用活用についての2点ほどお伺いいたします。しばらくの間お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず、1点目の高齢者支援について、少子高齢化社会の問題は、全国各自治体においても頭を悩ますものであります。本村においても、人口の約43%を占める65歳以上の高齢者の皆様方がいまだ御活躍されています。今後、ますます高齢化率が増加に見込まれる中、行政だけの対応では大きな負担がかかるものと思われれます。各集落高齢化の進む本村において、今後は集落主体の地域福祉の充実が重要になると思われるが、当局としての展開は。併せて、各集落ごとに窓口相談所的な設置も検討できないか、村長の答弁を求めます。

次に、高齢者等移動支援について、自律的活動の支障となっている課題、並びに自らの移動手段を持たない高齢者等の村内における移動円滑化を図ることによって、多様な世代主体の交流機会を創出することで、持続可能な地域社会が形成され、子供から高齢者まで全ての世代が幸せに送れる社会の実現を目的とし、昨年12月に大和村高齢者等移動活動支援協議会が立ち上げられました。路線バスの廃止により、代替バスの運行が始まりましたが、運行便数の減により交通機関を利用する村民にとっては、大きな負担になっております。また、村内における活動においても、コロナウイルス感染症対策による外出自粛、イベントや各集落行事の中止により、集落間交流の減少、さらには村内にある小売店の廃止や縮小など、高齢者の皆様には不便な日常生活を送られていると思われれます。こうした問題解決策として、高齢者等移動支援対策は村民にとって大いに期待しているところではありますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか。また、年内運行開始になるのか、

村長の答弁を求めます。

2点目は、村民農園の利用、活用についてお伺いいたします。農業従事者の減少、高齢者化による耕作放棄地の解消の一つとして、昨年令和3年度より村民農園が運用されていると思われませんが、現在の利用状況はどのようになっているのか。また今後、当局としては村民農園の利用についてどのように推奨していかれるのか、村長の答弁を求めます。

また、耕作放棄地対策として、各集落に村民農園設置も有効であると思われるが、当局のお考えは。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

#### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の高齢者支援についての1番目の、集落主体の地域福祉の展開についての御質問でございますが、本村におきましては、令和4年6月時点の高齢化率が43%となっており、今後も上昇を続け、令和12年には50%を超える見込みであります。つまり、2人に1人が65歳以上の高齢者となるため、今後、地域を維持していくためにも、一人一人ができる限り元気で過ごしながら、地域での役割を担い、あらゆる世代が主体的に地域づくりに参画していくことがますます重要になってくると考えられます。

本村におきましては、その重要性を踏まえ、以前より集落単位での住民主体施策を重要視しており、活動として自主サロンや困りごと対応等が集落内でも積極的に行えるための仕組みを構築しているところでございます。このような地域福祉活動は目に見えにくく、成果にも時間を要するものでございますが、気かけあえる地域づくり、困りごとを伝えられる地域づくりの積み重ねが、安心して暮らせる地域福祉の要になると考えていることから、引き続き施策を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の展開でございますが、現在、主に元気な方々を中心に集落活動が行われている部分については、要介護や障害がある方々にも対応できるよう、拡大展開してまいりたいと考えております。具体的には、集落内に介護や地域福祉の拠点となる場所を設置し、身近な場所で介護サービスを受けることができるだけでなく、子供から高齢者までが日常的に主体的にかかわれる場所として整備していくことで、地域福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の集落ごとに窓口相談所的なものが設置できないかという御質問でございますが、現在、集落の中では区長、民生委員、地域支え合いグループの世話人の方々などが身近な相談役としてきめ細かな相談対応を行い、必要に応じて役場の担当者との連携を図るなどの役割を果たしておられます。身近な場所で気軽に相談ができることは、困りごとや悩みごとをできるだけ小さなうちに解決できたり、対応能力が高まることにもつながるため、望ましいことであると考えております。先ほど申し上げました地域福祉の拠点につきましても、集まりの場、介護の場だけでなく、身近な相談所としての機能も果たせるように計画をし、今後も集落の方々とも話し合いをしながら、

集落主体を中心とした地域福祉施策を講じてまいりたいと思います。

3番目の高齢者等移動支援についての御質問でございますが、まず、進捗状況につきましては、令和3年度に移動支援協議会を設置いたしまして、アンケート調査や研修会等も行いながら検討を進めてまいりました。今年度におきましては、車両購入や運行開始を予定しているところでございます。

また、運行形態についてでございますが、対象者につきましては、高齢者に限らずだれでも利用できる形を考えております。そのため、現在村内を運行しております公共バスを基準とし、その運行時間に重ならないように、できる限り集落内を通る形で、週3回、1日2便の直営運行で計画をしているところでございます。

運行時期につきましては、年内を目指しておりますが、全国的に車両納入の遅れが見られているようでございますので、車両導入後、速やかに運行開始ができるよう準備を進めてまいりたいと思います。

また、運行内容につきましては、公共交通会議での協議を踏まえることとしておりますが、運行開始後も利用実態を踏まえ、特に高齢者や障害者の方々が利用しやすい運行となるよう協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の村民農園の利用活用についての御質問でございますが、村民農園につきましては、令和2年度の県営農地環境整備事業の一環として、思勝、長溝地区の耕作放棄地約1,800㎡を整備いたしました。その後、作業道を整備し、1区画50平米の16区画に分けて利用者の募集を行い、令和3年10月から開園をしているところでございます。利用状況といたしましては、16区画のうち8区画が利用されており、季節の野菜などが栽培をされているところでもございますが、残り8区画につきましては利用者がいないため、草が伸びるたびに役場のほうでトラクターで管理をしているところでもございます。当初は16区画がすぐに埋まるのではないかと予想をしておりましたが、残念ながら現在半分程度という状況でございます。利用について、これからも呼びかけをしているところでもございますが、現在、1法人からの農園の利用について問い合わせ等もあり、現地確認を行い、返事を待っているところでもあり、また、学校農園としての活用やIターン者へのほうにも、村民農園の利用について引き続き呼びかけを行いながら、全区画が利用されるよう推進してまいりたいと考えております。

耕作放棄地解消対策といたしましては、各集落に村民農園の設置はできないかということでございますが、現在、思勝地区の村民農園は県営事業のメニューの中で整備をいたしましたので、新たに整備する場合には村独自で行わなければなりません。また、利用者がいなければ、維持管理に人材と費用が必要となりますので、現在の思勝地区の村民農園の利用状況を考えますと、各集落への整備につきましては時期尚早ではないかというふうに考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

## ○2番（前田清和君）

村長より答弁をいただきました、ありがとうございます。まず、僕がこの高齢者支援について質問しようと思った、ちょっとお話をさせてもらいたいんですが、実は、この議会の前に、ある方から、健康面のこともあって、その方が独り者で、独り者というか、単身者で子供さんもないということで、自分、今後どうなるのかなと、その病気の不安と、これからの生活が不安だということで、少し相談にのらせてもらったんです。先ほど村長からあったように、集落には民生委員とか、地域支え事業、それぞれにいろいろ活動されているんですが、やはり、人間は1対1の付き合いですので、やはり誰でも彼でも相談をできるとか、そういうのがやっぱり難しいのではないのかなと思った。言いやすい人もおれば、やっぱりこの人には相談しにくいとか、やっぱり人それぞれですから、いろんな考え方も持っていますので、じゃ、そういう方々に、じゃ、集落として、地域として、じゃ、何ができるかということをやったり考えて、それであればやっぱり地域がまず支え合って、地域の誰でもが、困っている人一人も見逃さないというのを、やはりこれからの時代、進めていかなければいけないということで、少しお話をさせていただきました。

交通手段のある方、高齢者であれば役場のほうにも行ってね、相談できるんですが、やっぱり地域は地域のことでしか、やっぱり分からないことがたくさんあるんですよ。いくら集落外の人が役場の行政に行っても、本音でしゃべれるとか、本音でこの人にこういう相談をしたいとかいうのは、まあ、ほとんどの方がなかなか、相談したくてもできないんじゃないかな。それよりは、やっぱり顔見知りの集落の方が一番支えになりますから、そういう部分で今回させてもらったんですけど、先ほど村長のほうから民生委員と地域支え合い事業と連携しているというんですが、担当課長にお伺いしますが、月に1度、そういう民生委員と地域支え合い事業の代表者と、そういう会合を持って、今、この集落にはこういう問題があるとか、こういう人が困っているとか、そういう意見交換なども、今されているんですかね。

## ○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほど答弁にございましたのは、民生委員、あるいは地域支え合い事業の世話役の方々が身近な相談に応じているというふうなお答えをさせていただいておりますが、民生委員と地域支え合いのお世話役さんが兼ねている方もおられますので、そういった連携というのにはありますが、民生委員さんと支え合いのメンバーの方々が意見交換を持つというような場は、現在設定はしていないところでございます。

## ○2番（前田清和君）

やっぱり、地域支え合い事業をやられている方々も、高齢の方々もやっぱりおられるんですよ。もう高齢者同士で支え合い事業をしているような、今現状だと思います。やはりそこには、もっと若手の働ける30代、40代、50代、そういう地域の若い世代の協力を、今後、やはり必要になってくるのではないかなというふうに思っています。行政として、今後のね、その支え合い事業の考え方、どのように、今現状、その支え合いの携わっている人たち自体が、もう高齢化者にもなって

いますので、やはり、若い人にしっかりと、その地域は地域で見守る、その育成をやはり今のうちから進めていくべきではないかなと思うんですが、保健福祉課長の見解はいかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいますように、若手の参画というのは、今後の地域を支えていくという上で、非常に重要なものであると思っています。今、支え合いの活動も始めて10年ということで、年齢も当初から活動されている方にとりましては、プラス10歳ということで、全体的に高齢化をしている中で、メンバーの中でも自分たちのあとをどうしたらいいだろうかというような、定期的な相談、みんなで相談も交流、そういった会もしながら、話し合いなどを行っているところですけども、ぜひ、数的にはどうしても若手の数というのは少なくなっていくのですが、ぜひ、こういった集落の活動というのにも積極的に参加が望ましいというふうに考えておりますし、あるいは高齢者、65歳になったからといって、地域から、役割から手を引くということではなくて、一人一人ができるだけ元気に過ごしていただくということが重要かと思っておりますので、そういった両方からの呼びかけなどを行っていくことが必要ではないかというふうに思っております。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、保健福祉課長、その人材育成についてもね、今後、進めていただいて、やはり地域は地域で守っていく。そしてその地域支え合いの方々も負担にならないように、集落民が心一つになおせてやっていただけるような、そういう地域への指導と申しますか、そういうこともまた検討していただければなというふうに期待しております。

次の窓口相談所ですが、先ほど村長からありましたが、民生委員であったり、地域支え合い事業が一つの窓口としてやっておりますので、あえて集落に窓口相談所みたいなのは、今まだ検討中かなということです。それはそれでいいと思うんですが、であれば、しっかりとその地域支え合い事業が集落の窓口になるよう、そして民生委員の皆様方がしっかりと窓口になれるような体制強化を、今後進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

窓口についてでございますけれども、一つは、現在構想しております、先ほど答弁にもございました地域福祉の拠点ということで計画をしている部分が、実質的にそういった窓口にもなり得るのではないかということで、そこも含めて計画をしてみたいというふうにお答えをしたところでございますが、現在の区長さん、民生委員主に福祉の方の相談というのは民生委員さんが主なんですけども、あるいは支え合いのメンバーの世話役の方々も含めまして、そういった相談を受けた際に、必要な対応がより連携を図っていけるようにということで、例えば研修会の中で、そういった相談技術であったりということも、研修内容であることもございますので、そういった機会を活用して、また回数を増やして語り、そういった重要性をまたお伝えしてみたいというふうに思います。

○2番（前田清和君）

最後になります、村長のマニフェストにもありますように、安心安全な大和村づくり、令和4年の施政方針にもありました。やはり高齢者43%、あと8年後には50%、2人に1人が65歳の高齢化社会を迎えます。そういった中、しっかりと65歳以上の高齢者の方々が安心していつまでも住み続けることができる大和村づくりに、やっぱり当局の皆様方も御尽力いただきたいというふうに思います。

それでは次に、高齢者等移動支援についてでございます。このあれは、路線バスの廃止によって代替バス運行につながりましたが、やはりそこで便数が減ったということで、今1日5便ですか、今里と県病院との間を往復しています。その間、昼間の時間帯がどうしてもバスの時間が合わなくて、集落内でも、各集落移動するだけでも2時間もしくは3時間をバス待ちという、村内の高齢者方もたくさんおられました。そうした方々の解消の一つにとって、その高齢者等移動支援、マイクロバス、ワンボックスを利用して、午前中1回、午後1回、週2回運行して、その代替バスと連携を図りながら、少しでもお年寄りが村内でバスを待っている時間を負担することなく、有意義に1日を過ごせるということで、大変すばらしい事業だと思っています。これはやっぱりもちろんお年寄りのためもそうですけど、やはり移動支援と活動支援なんですよ。村内のやっぱりお年寄りの方たち、特にこのコロナウイルスになって、2年、3年、村内の行事がほとんど中止となりました。お年寄りとの関係と申すか、お年寄り同士のそういうつながりも、この2、3年で本当に減少してきたのかなというふうに思いますし、また、村内にはお店があり、商店もあれば小売商店のない村内もあります。そういう方々が村内のこのバスを、マイクロバスを利用してですね、ほかの集落に行って交流を持ったり、買い物ができたり、役場に来たり、国直まで行って遊んでこようか、いろんな形で本当にお年寄りは大変心待ちにしています。1日も早く、これが年内運行ができますことも願っていますが、この週3回というのが、ちょっと企画観光課としては、今のところ週3回を進めていくと。1日2便を出すということなんです、これは今後、利用客が増えてきた場合、週3回ではなく、週5回とか、そしてましては土日、村内のイベントとか、村の行事とかが出てきますよね。そのときにはマイクロバスでは足りませんから、間違いましたワンボックスでは乗れないのでマイクロバスを出すということで、協議会でも話が合ったんですが、その週3回というのは、何曜日とかも、ある程度今の中で話は進んでいるんですか。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

あくまでもスタート時点の計画ということでございますけれども、平日の中で週3回ということで、月・水・金あたりを想定してスタートをさせていただこうというふうに考えておりますが、やはり利用状況を見まして、その間で、その中において公共交通会議であったり、あるいは移動支援協議会であったりという委員の皆様のお意見をお聞きしながら、より利便性が高まるような形に動いていく可能性も十分あるかと思っております。現段階ではそのような形で週3回、1日午前1便、午後2便ということで、現行のバスの隙間を埋めるような形の運行ができないかということで、やることで進めてまいりたいというふうに思っております。

○2番（前田清和君）

まだ今協議会も立ち上がったばかりで、これからですので、細かいことを言ってもあれですけど、とりあえず、この高齢者等移動活動支援、行政として大変村民が期待しておりますので、1日も早く実行できますように、心から願っております。

それでは、村民農園の利用活用についてお伺いいたします。村長から答弁で、令和2年度から始まったこの事業で、昨年令和3年から16区画のうちの利用されているのが、現在8名、8区画ということで、半分がまだ使われてないと。今、その管理は産業振興課が草刈りをしたり、いろいろやられているということなんですけど、今、募集なんですけど、昨年ね、令和3年9月1日から9月21日まで、昨年募集をしまして、利用料金は令和3年度は3,000円ということで、今、8区画使われているんですけど、令和4年度は募集はされましたか。

○産業振興課長（郁島武正君）

おっしゃるように開園前に大きくPRをして、16区画埋まるPRをして、まだ今も募集中ということで、ひらとみの店舗前にも募集の紙を貼っているところですが、今のところまだ8区画が余っている状況でございます。2名ほどが借りて、実際やってみて、断念したという方もいらっしゃいますので、なかなか無理強いはできないところで、こちらとしても粘り強く勧誘を続けていきたい。また、事務嘱託員会などでも、今後PRをして、まだ知らない方もいらっしゃると思いますので、16区画埋まるように努力したいと思います。

○2番（前田清和君）

やっぱりせっかく造った村民農園ですので、8区画置いておくのももったいないですし、やっぱり知らない方もたくさんおられます。産業振興課長、昨年、このチラシを1枚もらったきりで、今年入ってから、多分、4月以降、この令和4年度の募集とか、こういうのも配られてもないだろうし、防災無線でちょっと聞き覚えがないんです、留守にしていたかもしれなんですけど。やはりほったらかしにするのであれば、しっかりと行政として、やはりせっかく開拓をして村民に使っていただくこと、いいことなのに、そのまま置いておくというのは、行政としても今一度考えるべきではないかなというふうに思いますので、しっかりとこの村民農園の宣伝と申しますか、そういうのをしっかりと村民に分かるように、お伝えいただきたいなと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

議員がおっしゃるとおりでございます、PR不足は否めないところでございます。新年度に入り、村民の方も若干変わったりしておりますので、新たにPRをしてですね、活発に使われるようにしたいと思っておりますが、前田議員がそのチラシをまだ持っているということに、大変感動しまして、ぜひ前田議員のほうも区画が余っておりますので、1区画でも2区画でもですね、利用されただけであればと思っております。以上です。

○2番（前田清和君）

ありがとうございます。この利用料金ですが、昨年令和3年度は10月から3月までのひと月500

円ですか。昨年は半年なので、この令和4年度は、今借りておられる8区画の方々というのは、年会費は6,000円と、500円という。

○産業振興課長（郁島武正君）

村民農園の使用料につきましては、年間3,000円としておりまして、令和3年度については途中からでしたので1,500円という形で、4月からは3,000円をいただいているところです。

○2番（前田清和君）

村長から先ほどある法人がお借りたいという話もありましたが、これは法人でも、団体でも、御利用できるわけ、村民に、これは村民限定ですよ。村民の中の法人であったり、団体であれば、どなたでも農園は借りれると理解してもよろしいですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今現在、個人だけじゃなくて1団体が使用しております。会社組織の法人というのはまだないんですが、このような状況でございますので、1区画でも利用していただければということで、今話しを進めて、業者の方にも現場を見てもらっているところでございます。

○2番（前田清和君）

ぜひですね、せっかく造られたものですから、みんなに利用していただけるように、また、声かけ、推奨していただければと思います。

三つ目の耕作放棄地対策として、各集落に耕作放棄地はたくさんあると思うんですよ。ここ近年の耕作放棄地の増減、2、3年でもいいですし、4、5年でもいいですし、どれだけ増減しているのか、いや、逆に減少しているのか、数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

細かな数字の資料は持ち合わせておりませんが、毎年ある程度の耕作放棄地が解消され、またそれを少し超える方が新たな耕作放棄地になっているという状況でございますので、地区によってその差はあるんですが、毎年耕作放棄地は少しずつ増えてきている状況でございます。

○2番（前田清和君）

耕作放棄地は少しずつ増えてきているということで理解してよろしいわけですよ。やはり農業従事者も高齢化が進んで、若い担い手農家の育成など、産業振興課も一生懸命されています。しかし、なかなかやっぱり、仕事をされている方が農家一本で農業従事者としては御飯を食べていけないから、そんなに大々的に農家ができないのが現状じゃないかな。そういう部分もあって、耕作放棄地が増えているということであれば、私が言うように、各集落にね、こんな令和3年度から運用している立派なものじゃなくていいんですよ。もうちょっと、その16区画じゃなくても、その半分でもいいと思うんです。やっぱり農業をしたくても、農業はできない。そこにはまず伐採して整地にして、そこからスタートなので、そこにかかる投資費用、それを考えたときに、耕作放棄地を自分がそこまでして農業をしようという方は、多分その若い人の中ではなかなかおられないのではないかな。本当はやりたくても、そこに投資するだけの余裕がなくて、今の生活がいっぱいいっぱい

で、農業をちょっとかじりたいけどかじれないという方も、たくさんおられると思います。そう考えたときに、やっぱり先ほど村長が言いましたが、この思勝は県営事業でできた事業ですから、村の財源もほとんど使わずにできた。ただほかの集落の耕作放棄地の村民農園を造るとなると、一般財源、村のお金を使ってですね、この村民農園を設置しなければならないということで、村も負担がかかるから、今のところ各集落への村民農園は検討はできないという、村長の答弁だったんですが、本当に、私も本当に産業課長が言うように、やはりここが近かったら、近い、大棚からだったら車で5分で来れるんですけど、なかなか自分の集落にある農園と、集落外の農園となると、行けそうでなかなか行けないんですよ。これが各集落にそういうちょっとした畑があったり、農地があれば、そこで自分たちで、じゃ、何か植えようかな、やっぱりスモモの果樹の村だから、スモモの1本、2本でも植えようかなとか、そういうふうに気持ちもなってくるんですよ。そういう部分で、村長にも質疑したんですけど、各集落への村民農園、そんな大きくなくても結構です。ぜひですね、ちっちゃなものからいいと思うんですよ。それが一つの農業振興につながりますし、特にお年寄り、また若い人でも農業の楽しさを、まずは知ってもらえるチャンスじゃないかなというふうに思いますので、できないじゃなく、まずは検討していただきたいというのが正直な気持ちですが、いかがですか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

ほかの地区への村民農園の開設が、財政負担、経費がかかるということではないというのではなくて、今、思勝地区に整備して、こちらとしては第2弾、第3弾まで考えていたんですが、半分しか今、埋まっていない現状なものですから、その状況の中でほかの地区というまでは、まだ考えがいかない。まず16区画を全部埋めたいということで、前田議員にもお願いしているところでございます。

#### ○2番（前田清和君）

最後になりますが、じゃ、その思勝地区の16区画をまず募集をしっかりと声かけて、しっかりと埋まった暁には、今後、各集落に小さな村民農園でも造っていただけることを心から願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これで、2番、前田清和君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可します。

#### ○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。お疲れ様です。また新入職員の皆さん、議会の傍聴にお越しいただいて、ありがとうございます。質問の前に、仲新城長政副村長、御就任誠におめでとうございませう。これまでの豊富な行政経験と地域で各種団体活動などを通して培われた愛郷心を生かされ、大和村伊集院村政のさらなる発展に御尽力、御奮闘なされることを御期待いたしております。今後ますますの御活躍を御祈念いたします。

もう一つ、先日12日の日曜日にスモモフェスタ2022が開催されましたが、参加してとても驚きました。議会初日の村長の行政報告にもありましたが、多くの来場者で大変賑わっておりました。村長からは村外の方が9割ほどとも報告がありましたが、特に親子連れでの参加が目につき、教育委員会の自然の家がやってきたとのコラボレーション効果もあったと思いますが、スモモ狩り、スモモの収穫体験の効果も大変大きかったのではと感じております。本村が目指している体験型観光農業が、地域経済の活性化につながっていく大きな可能性を感じることができたイベントでした。開催に当たり、コロナ禍の中、大変な御苦労があったと思いますが、御尽力なされた産業振興課、教育委員会、当日の応援に当たった職員の皆さんを称賛をし、スモモフェスタが本村の一大イベント、産業祭として今後さらに発展していくことを御期待いたします。

質問に移ります。コロナ感染者と後遺症の支援策の強化を求めて。感染者への支援策はどうなっているのか。コロナから回復した人の健康状態について、追跡調査を行うべきではないのか。後遺症を患っている人はいないのか。後遺症治療の支援策を推進するべきではないか伺います。

次に、地方創生臨時交付金の活用について。政府が4月に発表した元い総合緊急対策で、地方創生臨時交付金が拡充されましたが、本村の交付限度額は幾らなのか。原油価格、物価の高騰による本村への影響はどうか。住民の暮らしや事業者を守る手だてとして、この交付金をどのように有効活用していくのか伺います。

次に、対馬丸慰霊の碑建立について。1944年に疎開者を乗せた対馬丸が撃沈をされ、本村の海岸線にも数少ない生存者と多くの犠牲者が漂着しておりますが、犠牲者の鎮魂と子供たちに平和と命の尊さを教え、事件を正しく後世に伝えていくために、本村にも慰霊碑を設置するべきではないのか伺います。

次に、墓の継承者ないや無縁墓の対策のために、共同納骨堂の需要調査を求めて。村民からは共同納骨堂の必要性を訴える声は依然としてありますが、村民の墓の管理に対する意識の実態を正確に把握するために、アンケート調査を実施できないものか伺います。

以上、壇上からとします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のコロナ感染者と後遺症の支援策の強化についての、1番目のコロナ感染者への支援策はどうかの御質問でございますが、コロナ感染者への体調管理及び生活物資に関する支援につきましては、保健所が中心となり必要な支援を行っているところでございます。また、生活物資の不足について、保健所から協力要請があった場合には、本村からも物資等の支援ができるよう体制を整えているところでもございますが、現在までに実績がないところでございます。

また、治療費についてでございますが、陽性者となった方について、指定された療養期間中の治療費及び宿泊療養費等については、全額公費負担となっております。検査にかかる支援といたしましては、県による無料PCR検査等も行われておりますが、本村におきましては、医療期間にてP

CR検査等を行った場合に発生する自己負担分につきましても、全額補助となっているところがございます。そのほか、防災無線などでの呼びかけなどを行い、感染者への配慮をお願いしているところがございます。

次に、2番目のコロナから回復した方々への健康状態の追跡調査を行うべきではないかとの御質問でございますが、感染者につきましても、年代、性別のみが公表されることから、本人から自己申告があった場合を除き、氏名を特定することができないことから、村におきましては追跡調査は行っていないところがございます。ただし、コロナ感染後、大和診療所を含む各医療機関を受診された方につきましては、それぞれの医療機関にて健康状態の把握を行っている状況でございます。また、本人から申し出があった方につきましては、本村においても個別に健康状態を確認するように努めているところであります。

次に、3番目のコロナ感染後の後遺症を患っている人はいないのかとの御質問でございますが、報道等でも後遺症についての情報が見受けられ、倦怠感や呼吸障害等の後遺症と思われる症状に苦しんでおられる方が、全国的に存在していると推察されます。本村においては、これまで約80名の陽性者が出ておりますが、そのうち大和診療所にて後遺症の診断につながっている方は1名でございます。大和診療所以外の医療機関で受診をされている方については把握はしておりませんが、6月6日に県医師会から各医療機関に対しまして、コロナウイルス感染症罹患後症状の実態把握及び後遺症患者への医療体制整備について検討することを目的とした実態調査依頼があったところでもございまして、この調査によって県内における後遺症についての実態調査結果が把握できるものではないかと考えているところがございます。

次に、4番目の後遺症治療の支援策を推進するべきではないかとの御質問でございますが、現時点におきましては、国や県においても後遺症治療に直接的に関連する新たな支援策は行われておらず、また他の疾患による後遺症も存在していることから、本村におきましてもコロナ後遺症治療についての具体的な支援策は予定していないところがございます。しかし、新たな支援策ではございませんが、後遺症治療や後遺症による休業補償を支える施策といたしましては、労災保険給付や疾病手当金等、既存の制度が該当する場合もございまして、そういった制度も積極的に御活用いただきたいと考えているところがございます。

次に、2点目の地方創生臨時交付金の活用についての御質問でございますが、令和4年4月にコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の地方創生臨時交付金が創設をされました。交付金の対象は生活困窮者等生活者及び事業者の支援事業となっており、生活支援者に対する事業は困窮者支援、雇用維持、雇用機会の確保など、事業者支援につきましては事業継続等の幅広い活用が可能となっております。今回、決定を受けました本村の交付限度額は、2,220万3,000円となっております。

次に、原油価格物価高騰による本村への影響でございますが、国内でもガソリン価格や身近な食品等の価格上昇など、影響は多岐に渡ると考えております。また、離島という条件不利性により輸

送コストの上昇が価格へ加算されるなど、大きな影響を与えるものだと考えております。さらには、影響する期間も新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢悪化による影響も懸念されるため、収束の時期も見通せない状況になっております。交付金の活用方法につきましては、現在、事業調査を各課に依頼をしているところでございます。その結果を踏まえ、事業の選定、事業計画を策定いたしまして、国へ事業申請を行い、住民生活や事業所の経営を守る施策を実施していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の対馬丸慰霊の碑の建立についての御質問でございますが、太平洋戦争中の1944年8月22日、疎開のため沖縄から九州へ向かっていた対馬丸が、悪石島沖でアメリカ潜水艦の攻撃を受け撃沈、およそ1週間後、奄美大島の南西部にわたる大和村、宇検村、実久村、現在の瀬戸内町の海岸線に多数の犠牲者の遺体と、数少ない生存者が流れ着いたということで聞いております。各村の住民は、生存者を保護したり、集会所で手厚い救護を行ったり、遺体を集めて丁寧に埋設し、吊ったとのごさいます。犠牲者は約1,500人、そのうち780人が学童でありました。多くの尊い命が戦争の犠牲になりました。そういうことから、隣の宇検村におきましては、2017年に対馬丸慰霊碑の碑が建立されております。その建立までの経緯を宇検村に確認をいたしましたところ、内容につきましては次のとおりでございます。

宇検村の宇検集落からの慰霊碑についての要望があったようでございます。その中の集落民には、当時、生存者の救護や遺体の埋葬に携わった方も含まれていたようでございます。そしてその当時の宇検村長と職員が沖縄県を訪れ、沖縄対馬丸祈念館の視察や関係者との意見交換を行ったところでございます。意見の中においては、対馬丸が撃沈した近くの悪石島には小さな慰霊碑があるが、奄美には手を合わせて犠牲者の霊を弔う慰霊碑がないので、造ってほしいとの依頼があったようでございます。その後、宇検村におきましては、協議を重ね、議会の理解も得られる中で、周辺の公園整備も含め、地元の宇検集落に実行委員会を立ち上げ、補助金として予算を計上し、その中で宇検村も実行委員会に関与する中で、この公園の設計等も行ったところでございます。

慰霊碑の設置につきましては、現状といたしまして奄美大島の中では宇検村に慰霊碑が設置されており、犠牲者の霊を弔う場所がございます。大事なことは今後も犠牲者の霊を弔い、戦争の悲惨さや命の尊さを含めた平和の大切さを後世に語り続けることだと思いますが、本村においての対馬丸慰霊碑の設置は考えていないところでもございますが、歴史を語り継いでいくことは大事なことでございますので、今後、関係者との検討をさせていただければというふうに思うところでございます。

次に、平和教育についてでございますが、平和教育は大事なことでございますので、村内の学校修学旅行でも戦争の歴史や戦時下の状況を理解し、その悲惨さや命の尊さを学ぶため対馬丸記念館をはじめとした平和施設で平和について学ぶことなど、実施をしているところでございます。平成30年度と令和元年度に沖縄の子供たちと宇検村の子供たちが、対馬丸平和学習交流事業を実施していますが、先月下旬に大和村の子供たちも、この交流事業に参加して交流ができないかとの提案

を、沖縄県のほうよりいただいているところでもあります。まだ実施内容など確定していないものがあるため、案内はできておりませんが、確定した情報が入った後、案内をしようというふうを考えているところでございます。

次に、4点目の墓の継承者難や無縁墓の対応策についての共同の墓地等の需要調査についての御質問でございますが、関連する質問が昨年6月の議会におきましても議員から質問をいただいたところでもございます。村内の状況を申し上げますと、現在、各集落に墓地がありまして、先祖代々受け継がれてきた墓がございます。旧暦の1日、15日の墓参りを、地元の方や村外の方も定期的に行っております。また、島外に居住している方もお盆や正月等に墓参りをしている状況がございます。無縁墓や後継者難についてでございますが、無縁墓というのは、一言でいえば継承者がいなくなり、手入れされることなく放置された墓のことでございます。無縁墓になる主な要因は、少子高齢化や核家族化と首都圏への一極集中化、親戚関係、家族関係の希薄化などが主な要因だと思われまます。現在の大和村の現状では、無縁墓になる要素はほとんど見られない状況から、現状としては先祖代々の墓が各家庭で守られているというふうに、我々は認識をしております。共同納骨堂のことに関しましても、墓というのはあくまでも各個人の管理でございまして、墓に対する考え方は人それぞれであり、かなり複雑な問題を含んでいるものというふうに感じております。議員の言われるような意見を持っている方もおられるとは思いますが、墓は基本的には個人の問題であり、村が立ち入れる問題ではないというふうに我々は判断をしております。

また、アンケートを取るということは、何のためのアンケートなのかという目的を示す必要があると思えます。将来的に必要なになれば、その段階で取るべきものであり、現段階といたしまして、村としては実施する考えのないところでもございますので、目的のない案件についてのアンケートは考えていないことでもございます。村として、現在、小さくても光り輝き続ける村づくりを目指して、少ない職員でいろいろなことに取り組んでいるところでもございます。村の施策を確実に推進していくためにも、今取り組んでいることをさらに充実していくことが優先というふうに考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○6番（勝山浩平君）

コロナ感染者への支援策から伺いますけど、現在までに80名の陽性者が発生をしているということでありましたが、この80名の陽性者の中で、重傷者、重等症の方、死亡例、または酸素療法が必要な方等がおりますか。いたらその数を示してください。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

療養者等の状況についてでございますけれども、個人の特定ができていないという部分が基本的でございますので、どなたがどうということは分からないのですが、完全な統計というものはございませんけれども、一部、個人的に伺ったりする中では、しばらく酸素が必要だったという方がお

られたりということは伺っております。死亡の方がおられたというふうには聞いておりません。  
以上でございます。

○6番（勝山浩平君）

村長の答弁の確認ですけど、本村では陽性者になってしまった方の把握ができない、保健所が把握しているということですよ。そうなった場合に、自治体としては陽性者へのきめ細かい支援と  
いうのができない、誰か分からなと当然できないんですけども、今はそういった現状にあるとい  
うことですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

個人名につきましては保健所が把握しており、市町村の方には連絡はこないということになって  
おりますので、しっかりとした把握はできないということが基本ではございますけれども、できる  
限り、村としましても努力をいたしまして、どうにかできるだけ早く、予防のためですね、感染拡  
大を防ぐためにできるだけ把握をするように努めているという状況でございます。

○6番（勝山浩平君）

ぜひ把握に努めていただいて、細かい支援策、困っている方がいらっしゃるかもしれませんか  
ら、今後もまた努力していただきたいと思いますが、陽性になった場合ですね、ホテル療養か自宅  
療養になってしまいますけど、本村の80名のうちで自宅がホテルか、そういった数字の把握とい  
うのはされていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

そこにつきましても同様で、情報は得られないということになっておりますので、正確な数字は  
分からないということでございます。

○6番（勝山浩平君）

支援策でひとつ確認したかったのは自宅待機者、ホテルで療養する方は、鹿児島県保健所がいろ  
いろ食材とか提供するので大丈夫なんですけど、自宅で待機をする方、例えば独居の場合とか、家  
から出れないので、食事、困ると思うんですよ。村としても準備しているということでありまし  
たけれども、村としてはどのような内容で、その自宅待機の場合の支援策を準備をしております  
か。

○保健福祉課長（早川理恵君）

自宅待機者につきましても、基本的には保健所のほうから食事支援などの確認がいくようになっ  
ておりますので、ホテルでなくても把握はできているというふうに考えております。現在のとこ  
ろ、その要請というものは保健所からございませんでしたけれども、必要な場合に村の備蓄の中か  
ら食料支援を行うであったりとか、あるいは個別の相談に応じてこういったものが必要だというと  
きには、職員が代行で買い物を行ったりというふうなことを計画はしております、対応ができる  
ように準備はしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

陽性者、濃厚接触者などの療養待機の期間というのは、陽性者は短くて7日とか10日とかありますが、どのようになっていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

感染された方御本人につきましては、症状によって多少違いがあるというふうでございますけれども、7日から10日くらいが目安となっているところでございます。濃厚接触者につきましては、基本的に7日ということでございますけれども、例えば、エッセンシャルワーカーと呼ばれる方々、医療従事者であったりとかいう方につきましては、4日目、5日目で検査をして陰性であれば出勤ができるというようなことも決まっております。

○6番（勝山浩平君）

陽性者10日とかありますけど、10日間で症状が悪化したら、さらに伸びる可能性があるんですね。村長の答弁にありましたけれども、一番支援策という点で思ったのが、陽性になってしまったり、濃厚接触者になってしまったりした場合には、仕事に行けないんですね。労災とかありましたけれども、労災は普通6割支給されます。今回のコロナは8割上がっているんですけど、100%もらえないんですね。労災を適用してくれるのも会社、これはある程度福利厚生がしっかりしている会社は労災とかでやってくれる可能性もありますけど、そういった体制が取れない中小企業、個人企業主、自営業者などは労災とかありませんよね。全くその期間、7日から2週間ほど、長かったら仕事ができない。収入を得る手段がなくなるんですね。そういった方への支援策、自治体によっては感染者、その世帯に見舞金を、この臨時創生コロナ交付金を活用して行っている自治体もありますが、今、コロナで雇ってしまって仕事ができない。しかもウクライナ情勢、円安で物価が上がっている。経済的に家計が苦しい世帯がある可能性がありますので、そういった雇ってしまった世帯、濃厚接触者で仕事ができない環境にある世帯を支援するような、経済的な支援策が必要ではありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

療養期間というのが設定されている間においては、いくら体が元気な状態であっても、例えば仕事ができない、外出ができないということで、一定の制限を強いられるということで御苦労されている方が多いというのは承知をしております。ただ、支援策、先ほど労災保険という話がちょっと出ましたけれども、現在、このコロナの施策におきましては、その他にも数々の施策が出ております。それが主に国のほうからですけども、他の施策に比べまして非常にしやすい形でいろんな施策が出ている状況でございますので、もしかして自営業だからだめということではなくて、該当するその他の、例えば生活困窮の場合に使える施策であったり、休業補償であったりですね、そういうことも該当しないとも言えないと思いますので、まずはそういったものを当たっていただくというのが必要ではないかと思います。村のほうでも一緒に調べたりということはしてまいりたいと思いますので、ぜひ御相談をしていただければというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

本当におっしゃるとおりで、いろんな補償制度が始まっておりますけど、一般の村民は知らないんですね。困っているけど分からない。そういったのがあることさえ知らない方が多数だと思います。そういった制度があるんでしたら、特定はできませんから、広く村民に対して、こういったことで困っている場合は相談をしてください。こういった制度がありますから、活用してくださいというような周知徹底をしっかりと図っていくべきだと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

周知につきましては、昨年度以来、各世帯にチラシを配布して、まずチラシの配布、それから広報大和に掲載という形で、随時情報はお出ししておりますが、情報と制度というのは変わってまいりますので、その期間も少し空いているようにも思いますので、また近いうちにそういった情報が示せるように作成をしまいたいというふうに思います。現在、準備のほうは進めております。

○6番（勝山浩平君）

また、しっかりと準備体制を整えてもらいたいと思いますが、それに合わせた相談窓口をしっかりと設けていただいて、困っている方の支援を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

具体的な給付等の支援策に関しましては、課が分かれるということもあるかと思いますが、こういうふうにコロナの相談ということでしたら保健福祉課のほうでしっかり対応してまいりたいと思いますので、特別に窓口を設けるということではなくて、現在、相談を承っているところとしまして保健福祉課になりますので、そちらに御相談をいただければ、どこかにつながりということも十分可能だと思いますので、そのように対応していただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

でしたら、保健福祉課が窓口ですよというような周知を村民に図っていただきたいと思います。後遺症の治療に関して、1名ということでありましたが、今、80名の陽性者、回復されていっているでしょうけど、子供たちも結構罹患をしております、子供たちへの後遺症の心配という点も大きな懸念がありますが、奄美大島の医療機関でこのコロナの後遺症の治療が受けれる医療機関がありますか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

コロナ後遺症の治療を行う医療機関としましては、新型コロナウイルス感染症罹患症状のマネジメントという手引きが今年の4月の28日に全医療機関に関して配布されています。その中で、コロナの治療をする罹患後の症状の治療をする医療機関というのを、今のところ、郡の医師会のほうのホームページ等にも、そのコロナの検査等、入院等をした医療機関についての広報していますので、その医療機関が対象になるということだと思います。

○6番（勝山浩平君）

コロナの後遺症で治療を受けている方は県病院で受けたんですけど、県病院では治療ができなくて、鹿児島大学の病院を紹介された。ということは、恐らく奄美大島にはコロナ後遺症を専門で

見る、全国的にもまだ少ないでしょうけど、ないという現状だと思いますが、そういった事例が今後発生していった場合に、鹿児島まで行くということは、移動費がかかって、滞在費がかかります。もし子供だった場合には、保護者が付き添って行かなければいけない。そういった、ないほうがいいんですけど、万一、今後あった場合に備えて、経済的な支援策というのを考えていく必要がありますか。今ある制度も活用しながらですね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この後遺症専門の医療機関というのは、議員がおっしゃいますように、実際、非常に少ないということがありますので、先ほど事務長のほうからありました、この診療の手引きというのが配られて、いろいろな医療機関でも見ることができるようにということの一助となるようにということで配られている状況ということでございます。もし、島内で受けられない場合、例えば当該の医療機関へ紹介というケースも、今後増えてくるのではないかとということも十分予想はされます。現在、村のほうで行っております島外医療費助成制度というのがございますので、そういった際に使えるようにということで準備をしておりますので、ぜひそれも御活用いただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

加えてですね、移動費旅費はそれで対象になりますけど、滞在しなければならぬ場合が出てくるかもしれません。そうなった場合は、やはり国のこのコロナ交付金を活用してここもカバーするような支援策を講じることはできませんか、万が一に備えてです。

○保健福祉課長（早川理恵君）

そのことにつきましても、今後のことにはなりますけれども、やはりそういった事例が増えてくるであろうと、後遺症にお困りの方というのも増加してくるだろうということを考えますときに、何らかの支援策というのは考えていく必要があるというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

コロナは最後ですけど、やはり経済的に困っている方が出てくる、いらしゃる、もう現にいらっしゃるかもしれませんし、80名もいらっしゃったら。出てくるかのしれません。確かに国の補助制度はありますが、そこに当てはまらない方も出てくる可能性があります。そうなった場合に村独自としても、この交付金を活用していくらかでも見舞金のような形で、経済的な支援策を講じる、そのような必要が出てくると思いますけれども、そういった政策を、支援策を講じることは、検討していくことはできませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

制度がたくさんある中で、どの制度にもやはり引っかけられないという方が出てくる可能性もあることはあるかとは思いますが。現時点では、そういう方が該当があるのかどうかということも分かっておりませんので、そういったことが明らかになってき次第、また検討を行うことを十分考えられるかというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

これから、相談窓口というのは明らかに設置して、村民に周知をして、保健福祉課ですよという周知をした場合に、そういった相談をされる方がいらっしゃるかもしれませんので、また柔軟に丁寧に対応していただきたいと思います。

地方創生臨時交付金に移りますが、交付限度額2,020万3,000円ということでありましたけれども、限度額であります、この2,020万に関して、ついて本村としては、何割程度この交付金を活用する予定ですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

4月に決定を受けました2,220万3,000円につきましては、全額使う予定となるかと思いますが、現在、先ほどの村長の答弁にもありましたように、各課に事業の要望調査を行っております。その積み上げの結果次第かと思っております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

各課に事業調査を、今、してもらっているということでありましたが、各課というのはどの課にあたるんですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

全課に向けてですね、要綱を付けまして交付金の事業調査を実施しているところでございます。全部の課ですね。

○6番（勝山浩平君）

本村の農業ですね、農業から伺いたいと思いますけど、今、肥料がすごい高騰していて、94%ほど最大限上がるんじゃないかと言われてますけど、またスモモの出荷式の村長の御挨拶の中で、そういった農家への支援策も検討しているというような御発言がありましたが、農家への支援策、今もうすぐスモモも終わってお礼肥料もやらなければいけない時期ですけど、農家への支援策はどのような策を考えておりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

肥料の値上げは、これまでも少しずつ上がってきたところですが、7月から大幅に上がるということで、新聞でも出ております。最大で94%、約2倍ですね。少なくとも25%ということで、農家さんがよく使う、大和村がよく使う肥料は1.5倍程度になるのではないかと予想しているところですが、まだ、経済連のほうは値上げ後の価格を示していない状況でございます。村としても今年から1袋当たり800円の助成を1,500円にアップして実施しているところですが、助成額のアップよりもさらに高い値上げになりますので、ちょうどいいタイミングで臨時交付金がきました。肥料の高騰は農家の経営圧迫に当然なりますので、その辺も含めて、経営支援ということで要望を企画観光課のほうに出していきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

肥料については検討しているということでありましたけど、農業資材等への影響というのはあり

ませんか、そこへの支援策というのは考えていませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今現在、臨時交付金を活用して行おうとしているものは、肥料高騰分の差額です。その分が出ましたら、そのあたりを含めて要望していく予定にしておりますけども、今後のことを見据えて、化学肥料が今の状態のまま値上げ続けるのであれば、有機肥料に頼ってくる時期もくるということで、その関係のものについても意見、要望していく予定にしているところです。

○6番（勝山浩平君）

林業、水産業においてはどうですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

農林水産業につきましても、これまでの村の助成制度もありますけども、今回の臨時交付金に関して要望といえば、農業関係を要望していく予定にしています。

○6番（勝山浩平君）

本村は林業で頑張っている方もいて、海で頑張っている方もいます。やはりその頑張っている方の声とかを聞いてほしいですね。せっかくの交付金がありますから。今、漁業とか、コロナ禍で自然遺産になって観光客は増えましたけど、また少なくなって市場での競りねも下がりました。軽石も流れてきて海にも行けませんでした。今度原油が上がっています。そこも現場の方の意見をしっかりと聞いて、支援策を打ってほしいと思いますが、林業漁業ですね、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

漁業者への支援につきましては、臨時交付金を当てることは考えておりませんが、今日、夜7時から漁業集落の総会がありますので、その中で、これまでやってきた燃油助成、漁具購入助成、市場出荷助成を若干、漁業者が使いやすいように変えて実施する予定にしておりますので、その説明も行う予定にしております。林業については、これまでやってきた助成を変更はしていないところでございます。

○6番（勝山浩平君）

また、せっかく今晚、そのような場があるようですから、漁業者から意見を聞いていただけたらありがたいと思います。

続いて、食材も高騰しておりますが、本村学校給食、大和の園の給食、また社協、村の組織ではないんですけど、社協でも食材給食を提供しておりますが、学校給食の場合は、鹿児島県の学校給食会の調査では、今年度使う食材の94%が値上がりしているということで、自治体によっては給食費の値上げを決めたところもありますが、本村において今後回避をしてもらいたいところでありまして、学校給食費の値上げとかですね、大和の園の給食費の値上げ、また社協も値上げをするようであったら、値上げを抑えるように、そこら辺の助成というのを検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

学校給食に関しましては、給食費の値上げは現在のところ考えておりません。ただし、今議員も御認識のとおり、物資の値上がりは今後も続くようでございます。そうなりますと、今組んでいる給食の材料費だけでは、とてもじゃないけど足りないことが予想されます。これを地方創生臨時交付金をつかうのかどうか、それとも単純に今ある材料費の補正予算を組むのか、そこはまだ決まってはございませんが、地方創生臨時交付金事業で要望は出していきたいと考えております。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

大和の園におきましても、現在食費の値上げ、また量とか質を落とすということは、全く考えておりません。

○保健福祉課長（早川理恵君）

社会福祉協議会のほうにつきましても、同様でございます。利用者の値上げによってカバーしようということではなくて、高騰した分の食材に対する補助なりという方法で対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

午前中にも蔵議員からありましたけど、観光事業者、飲食店ですね、飲食店も食材の高騰で、しかもこれまでのコロナ禍で店がオープンできずに、大変厳しい経営状況になると思いますが、飲食店の支援というのは何か今回の交付金を活用して考えていくべきではありませんか。村長がおっしゃった安定した経営を支えていくためにも必要だと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（早川勝志君）

飲食店につきましては、企画観光課のほうが主管課になっておりますので、それも含めて企画観光課からも要望として上げたいというふうに考えているところです。

○6番（勝山浩平君）

対馬丸の慰霊碑の建立についてですね、教育委員会などでそういった対馬丸の事件を戦争教育に生かそうというようなのが進んでいるとは全く知らずに、今回の質問をさせてもらっていますけど、申し訳ありません。実は、実際、集落の高齢者、90代の方です、がいらっしゃって、その当時のことを憶えていてですね、今でも気にされているんです、その年代の方々はですね。今里、志戸勘、名音の海岸線に漂着されたとしておりますが、本村の海岸線に1週間後に漂着しておりますけど、何名の御遺体と何名の犠牲者が漂着したかというような数字などを把握はされておりますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

把握の方法としては、大和村誌のほうに、対馬丸のほうの記事が載っております、その中で今里、志戸勘、名音、戸円の4集落のほうに18名の遺体が流れ着いたという記載があります。

○6番（勝山浩平君）

1週間経って流れ着いているので、もう大変凄惨な現場だったとお聞きしました。腐敗臭がしているので、顔口をマスクで覆って、それでも臭いがきついで、焼酎を飲んで酔っ払って遺体を運んで、海岸線の海岸の奥のほうに埋葬したという話を聞いております。そういった方々が、大変気

にしておられます。

宇検村の船越海岸のようなものもありますけど、小さな規模でもいいので、犠牲者の冥福を祈るような慰霊碑の建立ができないかなというような話がありました。ですから、今後、いろいろ本村において、戦争を身近に感じる事が、身近というかですね、近くに感じることができるような遺跡はありませんし、防空壕、崖の洞窟とか、集落によってはありますけど、平和教育に生かしていくための一つの平和教育観光資源としてですね、そういった建立の建設も含めて、こういった事実があったということの検証。話変わりますけど、教育長が作られたサトウキビの直川智翁のああいっただ紙芝居とかありましたけど、リーフレットもできました。対馬丸に関しても今一度後世にしっかりと伝えていくために、今知っている方々はもう90代です。これも検証して、しっかりと資料として、またできたら平和教育に使える観光パンフレットとして整備をしていく必要があると思いますが、いかがですか。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

戦後77年経っております。その生存している方のやっぱり意見というのは、非常に体験しておりますので、その時の当時のことがいろいろ聞けると思いますので、また、そういったことなどもですね、今後、聞きながら、今後どういうふうにしていくのかというのは、今後の検討課題としてさせていただきます。

#### ○6番（勝山浩平君）

戦争教育とか平和教育観光としても活用できると思いますので、ぜひ今一度検証していただきたいと思います。

共同納骨堂、これも何回も質問させていただいておりますけれども、実際、村民の方の需要というのは、私はあると感じているんですね。共同納骨堂とは、そもそもどのようなものだ認識をされておりますか。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

共同納骨堂といいますのは、今、それぞれ各家庭で、家庭でというか、各それぞれの墓があります。墓の中の遺骨が入っていますけど、そういったものを一つの納骨堂ですね、そういったものを建てて、1画1画を、この1画は誰々家の墓の分ですよといった、そういったもので細かく分けていくのが共同の墓地だと、共同納骨だというふうに認識しております。

#### ○6番（勝山浩平君）

認識が同じでよかったでした。共同埋蔵、例えば無縁墓などを一つにまとめて、骨壺に入れて納める。あと個別埋蔵、今おっしゃったのがあるんですね。村長の答弁では墓は個人の管理、個人の問題ということでありましたけれども、全国的にも自治体が共同納骨堂を整備する事例が増えておりますが、そういった先進地事例の調査等をネットでもできますけど、されたことがありますか。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

ネットで調査したものがあるんですが、全国で今、1,741市区町村というのがあるんですけど、

その中で54市区町村のほうに共同納骨堂が整備されております。割合としては約3%になっております。

○6番（勝山浩平君）

近いところでは鹿児島市が来年、共同納骨堂を整備しますね。奄美群島でも今検討に入っているのが与論島、喜界町、喜界町はアンケートを取ったりしていますけど、瀬戸内町も必要性を今協議しています。確かに、墓は個人の問題というのもありますけれども、今は見る方がいらっしゃるかもしれないかもしれませんけど、20年、30年後、自分の墓を見てくれる方がいないという心配、高齢者の方、5年、10年、もう来年という方もいます。自分の子供は大和村にいないから、墓を見る方がいない。そういった高齢者の声が多いんですよ。これまで議会報告会等で聞いてきたのは、Iターン者の方の声もありました。骨を、大和村が大好きで来た、骨をうずめるつもりで。でも墓の、子供たちは本土にいて、将来墓のことが心配だという声もあるんです。Iターン者のほかにも、各集落、全集落とは言いませんけど、国直とかでも聞きました。ですから、整備を前提にしてではなくてですね、アンケートが目的がということでありましたけれども、共同納骨堂に関するアンケートということで、アンケート調査だけでもしてもらったらという提案です。そういった判断材料がないと、整備をしたほうがいいのか、今は要らないのか、分からないと思うんですよ。3月に名音集落で墓に関してのアンケートを行いました。これは納骨堂じゃないんですけど、墓の管理費、料金の件で取ったんですけど、アンケートでよくあるその他の項目、一番最後にある御意見ありませんかというような項目に、5名の方々が納骨堂が必要だという声を書かれておりました。調査をしていたのであれば、本村でも結構将来的に墓の心配をしている方々が多いと思いますので、アンケートの調査の必要性について、検討していただくことがせめてできませんか。

○住民税務課長（池田浩二君）

村長の答弁でもありました、私のほうも答えますが、将来的にはそういったものも考えられることも、少子高齢化などであるとは思いますが、現在、やはり個人のほうで管理されている墓がほとんどであります。その声ですね、少しずつ大きくなってきて、集落間のいろんな要望が出てきた場合にはですね、検討の余地も出てくるんじゃないかとは思いますが、今の段階ではアンケート、そういった目的もないアンケート取る必要は考えていないところです。

○6番（勝山浩平君）

最後にしますけど、目的がないというのは、目的は共同納骨堂が必要か、要らないかということ、村民の考えを把握するのが目的です。共同納骨堂ですね、それについて高齢者からそういった声が実際あるんですよ。先々といった場合に、確かに今よりもっと声は高まって来るでしょうけど、実際、今、高齢者がそういったことで心配している方がいらっしゃいますよということは、念頭に置いていただいて、場合によっては早急な対策を図っていただきたいと思います。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

-----○-----  
休憩 午後 3時02分  
再開 午後 3時10分  
-----○-----

### ○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番、重信安男君に発言を許可いたします。

### ○3番（重信安男君）

皆さん、こんにちは。まだ収束のないコロナ禍の中、議会活動、行政運営とすこしではあります  
が動き始めてまいりました。感染状況におかれまして、予断を許さない状況でありますので、村民  
の皆様、これからも気をつけてください。また、私は今回、1年ぶりとなる一般質問となります  
が、村民及び行政の方々へ議員活動として怠っていたことを深くお詫び申し上げます。

それでは、通告に従い、最後となりますが質問をいたします。

1点目に、思勝漁港再開発整備について伺います。台風や津波等による災害を防ぐために、埋立  
はできないのか。浦内5集落は村内でも唯一の入り込んだ湾になっております。特に津名久集落は  
奥に面する場所に位置しており、津波が来た場合、集中して波が集まると考えられます。現に数年  
前、台風、大潮、高潮などが重なり、集落内の県道まで波が入って来たことがあります。現在は既  
存の防波堤に防潮扉が設置されていますが、温暖化による水面上昇や突発的に何が起こるか分か  
りません。また、1m以上の津波が来ることも予想されます。何よりも海岸側に住んでいる住民が  
とても心配されていると思われれます。現漁協埋立てに沿って20mから30m整備することで、大きな  
津波以外台風等の安全対策につながると考えられますが、村長の答弁を求めます。

次に、小型船舶のドック揚げ場拡張工事についてですが、先ほど申し上げた埋立てに関して、万  
が一に備え、同時に2隻ドック揚げができるよう整備をしていただき、現在は1t以上、5t未満  
の船舶が操業していない3隻を含め8隻ほど停泊をいたしております。漁業や遊漁船をされている  
方たちの中には、船を揚げたくても1隻が機械整備のため長くドック中で漁船を整備できない状況  
も現実に起こっております。これから先、漁業振興に向け漁業発展のため漁師を増やしていくべ  
く、ぜひドック揚げ場拡張整備をしていただきたく、村長の答弁を求めます。

次に、思勝港について伺います。現在は大金久沖防波堤用のため、ブロック制作を行ったり、保  
管場所に利用されておりますが、これから先、行政として何をされるのか、将来どうされていくの  
かをお聞きいたします。

2点目に、浮漁礁設置について伺います。以前にも4年ほど前、浮漁礁について質問をいたしま  
したが、現在、大和村は沖合には一つの中層しかないと思われれます。それも年数が経ち、水深約80

mぐらいの深さに反応があります。あまりにも深すぎて魚がついていない状況です。前回、浮漁礁設置の配置図を見せていただき、職員による確認作業をすると言っていたのですが、確認はお済みでしょうか。見せていただけたらありがたいと思っております。今回の質問で、新規で表層を設置できないか、浮いて見える漁礁なら村民の漁業関係者、誰でも釣りに行くことができます。そしてなるべく燃料のかからない近い場所にとっております。大和村は実際、魚を漁をされる方は少ないですが、もし近場に設置できれば、漁師を目指す若者が出てくるかもしれません。ぜひ当局も漁師が抱える苦労を真剣に考えていただき、漁業振興発展のために力になっていただきたく答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、自席にて再質問をいたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの重信議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の思勝漁港再開発整備についての、台風や津波による災害等を防ぐため埋立てはできないかとの御質問でございますが、大和漁協前から津名久河口付近までの海岸線につきましては、現在、防潮堤も設置されており、思勝港内の埋立ても完了したことにより、防潮堤設置時よりは許容越波の想定範囲内であると考えております。また、台風による被害等につきましては、今後の台風時の状況を把握しながら、どのような対策を講じる必要があるのかというふうには、我々としては考えてまいりたいと思っております。

津波に対しましては、鹿児島県津波浸水想定最高津波推移が、本村で思勝港では4.6mになっております。現在の防潮堤で被害を防げる高さにはなっておりますが、村の防災マップにもありますように、地震における津波対策は、まず津波から命を守る方法として、とにかく逃げるといわれておりますので、気象庁からの津波警報等には十分注意をして、発表された場合には、まず高台に避難することが重要であると考えておりますので、御質問にありました災害等を防ぐための埋立てにつきましては、埋立ての効果は期待できないことから、考えていないところであります。

防災対策については、各集落の避難所及び各学校を避難所として利用する際の機能向上を実施しているところであり、ソフト面においては、要配慮者避難個別計画の作成を含む自主防災組織の強化及び自衛隊や消防関係団体との連携強化並びに防災訓練などを主とした村民周知を継続実施し、防災意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小型船舶のドック専用場の拡張整備はできないかとの御質問でございますが、現在、港湾及び漁協区域内の船揚げ場施設には、陸揚げされて利用のない船舶が多数見受けられます。そうした状況から、船揚げ場等が手狭になり、利用する漁業者にとっては施設を利用するのに大変不便をきたしていると感じているところであります。

御質問にありましたドック専用場の拡張整備についてでございますが、まずは放置されている船舶を漁協から協力を仰ぎながら所有者を特定し、除却命令等を出すなどして、船揚げ場の確保を最優先に考え、適正な港湾漁港の環境整備に努めてまいりたいと思っております。そうすることによって、

船舶の修繕等ができる専用場所も確保されるものだと考えておりました、今のところ船舶のドック専用場の拡張整備は考えていないところでございます。

次に、旧思勝港湾の再利用は考えていないかとの御質問でございますが、津名久集落墓地下の大和港思勝地区の野積み場につきましては、現在、大半が大金久海岸高潮対策事業のブロック制作ヤードとして使用しているところでもありますが、今後の再利用計画につきましては、基本的に港湾施設の野積み場としての位置付けがなされており、利用計画に基づいて仮設的な一時占用を除きましては更地で利用するのが目的に合ったやり方でありますので、他の目的外使用につきましては、今のところ特に考えていないところでございます。

次に、2点目の浮漁礁設置についての御質問でございますが、大和村沖合への漁礁の設置については、これまで同僚議員からも一般質問もいただきながら、また、村としましても漁業所得向上のためにも必要であるとの認識から、奄美地区広域漁場整備事業におきまして、シビ、カツオ類やホタテ類の漁獲量を向上させるため、表層、中層型漁礁と沈設型のコンクリートブロック漁礁の設置について要望をしているところでもございます。今後、県と漁協を含めて協議を行い、事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、議員の方から質問がございました漁礁の確認作業についての状況でございますが、後ほど担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

大和村沖にある浮漁礁のあるかないか、流出しているかの確認作業でございますが、まだ確認作業は実施していないところであります。

#### ○3番（重信安男君）

思勝漁港のですね、再開発整備について、津波以外にですね、台風、高潮、大潮等でですね、昨日、今日も大潮で港が満潮で防波堤というんですか、あれ、防波、護岸、防潮堤、防潮堤約1m50ぐらいの余裕しかありませんでした。今日のなぎのあれがですね。だけどやっぱり、台風時期とかですね、我々大和浜から見れば、津名久は山がないもんですから、風とかすごいですよ。横風、横雨ですかね、何も。自分なんかも船があるもんですから、親父とよく船を、台風時期見に行きよったんですけど、何と言うんですかね、津名久のそのところだけですね、波が当たって風で家の中に、敷地に飛んで行っている塩害そういうのも見てて、私は昔からそう思っていたんですが、現在、国直から今里までの11集落の中で、海に面して家があるところはここだけと私は思うんですよ、津名久の、場所が。川を挟んで。右側はブロックを積んで、何か少しは解消していると思えますけれども、林商店側から左側の漁港側のほうに向かっての家屋の安全対策はなっていないんじゃないかと私はそれを思って今回質問したんですけども、そういう調査等とかは、海に関する調査関係はされていますか。

○建設課長（前田逸人君）

今、台風とか、潮風の背後地の被害というのは、今のところまだそういった詳細な調査はしておりませんが、村長の答弁もありましたとおり、一回、台風による被害につきましても、今後の台風の状況を、再度確認しまして、こういった対策が取れるのかというのを検討してまいりたいと思います。

○3番（重信安男君）

先ほど言ったみたいに、海岸とですね、建物が隣接している。その間は5mぐらいしかない。5mぐらいしたらもう海なんです。そういうところは、そこしか、津名久もその箇所しかない私は認識しているんですけども、やはりそこに住まわれている方は、多分不安だと思いますよ、台風とか災害時期は。そういうことで、今まで村とかにですよ、要望とか、集落から要望とか、住まれている方から要望とかいうのでありませんでしたか。

○総務課長（政村勇二君）

村内における沿岸部にお住いの方たちからの要望に関しましては、直接要望は、私が5年前、担当になってから届いていないところではございます。先ほど重信議員の方からもお話がありました沿岸にお住いの住居を持たれている方に対しましては、その場所的なものもございしますが、津波の件で参考までに答弁させていただきたいと思っておりますけれども、令和3年の3月26日付けで、鹿児島県が南海トラフを想定した津波の公表をしております。そういった中では、村内においても南海トラフが発生した際には、まず地震発生から第1波が来るまでの時間が64分、その第1波目が約3m、こちら先ほど村長の答弁にもございました4.6mという津波が来る恐れがある時間帯は90分余りの想定が、県の公表として発表されております。そういった中におきまして、浸水区域においてもですね、これは鹿児島県のほうで村内各11集落の着色されたものも公表しておりますが、それはその想定図の中にはですね、地震が発生した際、今、おっしゃられた堤防、防潮堤、全て破壊された場合の想定として、最高で5m未満の浸水が想定されるという地域がございします。それ、破壊された場合ですね。防潮堤がある、堤防がある場合に関しましては、やはりそこまでの浸水深といいます、その高さですね、5m未満のもっと下がる区域になろうかと思っておりますが、そういった部分に関してもですね、そういった防災意識の向上を取り組むうえでですね、こういった情報もまた事務嘱託員、自主防災組織等を通じながら周知をしてですね、また有事の際にはですね、事前の早めの避難を呼びかけるよう、また、ソフト面も踏まえた上で防災意識の向上に取り組んでいきたいというふうには考えております。

○3番（重信安男君）

やはり住民に添ってですね、住まれている人に直接確認とかですよ、今後、将来的にですよ、考えていかないといけないと、私は思っているんですよ。やっぱり台風が来るたびに不安だと思うんですよ。どこも一緒なんですけれども、目の前の5m、目の前が海なんです。何がぼちゃっと上がって来る。そんなのを見ればやっぱり怖いですよ、住民も。津波はもうどうしようもないで

すよ。みんな一緒、平等だと思いますけど、高潮、台風のとときぐらいの、やっぱり20mでも30mでも埋め立てたらですよ、安心感が出るんじゃないかと、住民も。だって、その目の前に小さな公園でもいいですよ。造ってあげれば、お年寄りとかもですね、夕涼みしたり、できると思います。大きな埋立てとは私も考えていませんけれども、そこに隣接している方々の分を少し考えてですね、その分は埋め立てるなり、手前のほうはちょっと砂がありますよね、村長ね、砂場、あるんですよ。船揚げ場の奥のほうの、今もうちょっと隠れて、そういうきれいな砂はないんですけども、やっぱりそういう砂を残してほしいという住民の方もおられますので、あえて強制的じゃないんですけどね、集落の意見を聞きながら、確認してもらって、やっぱり安全対策を考えるのであれば、ぜひやっていただきたいと私は思っております。

#### ○建設課長（前田逸人君）

おっしゃるように、台風に対しての越波といいますか、潮風被害については、先ほども繰り返しになりますけども、再度一回、台風の状況、満潮時の状況を確認いたしまして、どういった被害が背後地、後ろのほうの住宅にあるのかというのを、再度確認して、対策が取れるものであれば対策を取っていきたいと考えております。津波対策につきましては、答弁に合ったとおり、今のところ総務課長からもありましたけれども、津波浸水した想定区域ですか、そういったのがクリアできるということで、今のところは、埋立ての効果は少ないのではないかと考えておりますので、今のところ埋立ては考えておりませんということでございます。以上です。

#### ○村長（伊集院 幼君）

ちょっと私のほうから補足させていただければ、先ほど答弁しましたように、港湾区域の中で以前からしますと、集落の海岸線には防潮堤で波を防いでいたわけでございます。その後、港の整備が進むことによって、沖に張り出して港が前面に沖側に防波堤の整備等がこれまで思勝港においては進められてきました。そのことから考えますと、実際、波の影響というのは、港が沖にせり出したことによって、背後への影響は大分少なくなっているんじゃないかという、我々は思いを持っています。そういう中では、台風時にすごい被害があるからどうかしてくれということは、今までそういう緊急性の要望がなかったために、我々としても施設が今現状、どこまで延命化を図れるのかという港の調査なんかも、これまで進めてきましたので、もし災害等で被害を被る場合は、我々は対策をこうして講じていきたいということで、先ほど来、答弁をさせていただいております。津波に関しましては、もうその場所にいる状況ではないわけでございますので、それはそこから避難をしなければならないということで、我々は災害等の今後対応をしっかりと地域住民の皆さんの御意見を賜りながら、安全対策に努めていきたいということでございますので、そのように御理解をいただければと思います。

#### ○3番（重信安男君）

向こうは漁港になっていまして、船を止める場所にもなっていますよね。だから、我々も台風時期には、船をですね、ロープを防潮堤に200mぐらいですかね、引っ張って行って、そこからロー

プをとって、自分自分の船につけて、北と南から当たっても大丈夫なようにということでやっているんですけど、余りにも遠いんですよ、ロープをとる距離が。その防潮堤からとることになっていきますので、できれば、埋め立てることができればですよ、もうちょっと近場から安全用のロープをとれるんじゃないかと、船用のですね、台風時期の。そういうのも考えているんですよ。そういうのにも安全性が出てくるんですよ。だから、とりあえず私もこういう大きな質問ですので、住民に一番確認をしてですね、住まわれている住民と津名久集落に確認をして、それからまた検討していけばいいと思いますので、将来的にはですよ、私は絶対必要になってくることじゃないかなと思っておりますので、前向きに検討をお願いします。

次に、ドック揚げ場なんですけど、今、一つだけ、ドック揚げ場あるんですよ、1 t以上5 t未満ぐらいの船を揚げる。私も年に1回、2回ぐらい利用させてもらっていますが、やっぱり、この前ですね、1隻機械故障で1カ月半ぐらい、ずっと揚っていますドック揚げ場に。ほかの漁師がですね、ドックを揚げたいのに、何でいつまで揚げているのっていう、そういう苦情等も私のほうに来ますので、私も、いや、もう機械の故障ですから仕方ないですねという話をしたんですけど、そうやって揚げたくても揚げれない、整備したくても整備できないという方も、やっぱり中にはいるんです。それと今、漁業関係よりも遊漁船が多くなってきておまして、観光ですね、使うためのやっぱり遊漁船も、あれぐらいの大きいドック揚げじゃないと揚げれない。船を揚げれないんですよ。さっき村長が言った思勝港の、いっぱい揚がっていますよというあそこは、揚げることができないんですよ。本当ですよ、あんなにいっぱい、船というのは海に浮かべるものなんですけど、なぜか陸にいっぱい揚がっていて、本当にそういう苦情もやっぱりあります。だから、そうやってですね、もう一つできればですよ、私も昨日も見たんですけど、10mぐらいをですね、15mぐらい、そこをドック揚げ場を整備して、もう1隻2隻揚がれるぐらいのもの、いいんじゃないかなと私は思ったんですけど、いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

その施設があることに越したことはないと思うんですけども、我々としては今ある施設をうまく皆さんが、漁業の皆さんも調整しながら利用してもらって使ってもらおうということで、先ほどもこの船揚げ場の利用の在り方、おっしゃるように大きい船を揚げる場所が、レールといいますか、船を揚げる設備がされておりますので、それを何カ月も揚げている自体が、その利用形態がおかしいんじゃないかなというふうに我々は思いますので、しっかり修理をするために陸揚げをする、そして修理が終わったらすぐ港に浮かべるといふ、その利用の在り方をですね、皆さんのほうでまた考えていただくことも、私は大事じゃないかというふうに思います。そこら辺は漁民の皆さんでしっかり調整ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○3番（重信安男君）

村長、そういうふうに言われれば、そういうふうに努力するしかないですけど、現実、今、そういうふうな苦情が来たから、私は言っているんですよ。やっぱり二つあればいいねって、そうすれ

ばいつでも揚げて、下げてできますねという、だから、難しいかもしれませんが、あつて損はないと思うんですよね。もしかしたら、今から漁船がね、増えるかもしれませんよ。そしたら足りなくなるかもしれません。この先分かりませんので、できれば私はあと1隻分くらい造っていただきたいと強く要望いたします。

最後になりますが、旧思勝港の再利用について、現在、村長、みたいにブロック制作に利用されて、あれは使用料とか、やっぱり入ってきたりするんですかね。

○議長（奥田忠廣君）

重信君、マイクのスイッチ入れて。

○3番（重信安男君）

今現在、制作されていますけど、県とか業者のほうか、らそういう使用料とかは入っていますか。

○建設課長（前田逸人君）

おっしゃるとおり、占用料はいただいております。以上です。

○3番（重信安男君）

やはり、そういう場所はですね、やっぱりそうやって利用していただければ、金額もそんなに上がらんか分かんないですけども、村にとってですね、入って来ないお金が入って来るわけですから、それを村民に使うということで、とてもいいことですので、これから、もしですよ、防波堤が終わったら、後はどうされる。何か計画とかありますか。

○建設課長（前田逸人君）

村長の答弁にもありましたとおり、あそこは野積み場という用途の使用が制限されておりますので、今後も野積み場としての使用をやっていくということで、今のところ何も計画はございません。以上です。

○3番（重信安男君）

例えばですけれども、後々何もしないで、置いておくのもいいかもしれませんが、大和村に少しでも産業を持って来たいということで、今、戦争でパルプが高騰して、木がね、高くなって、現在宇検村のパルプ工場は閉鎖しましたが、そういうのを今度、活用してですね、企業誘致でパルプ工場と、工場というか、そういう木を運搬するような、そういう施設を造ったりとかですよ、また今、産業廃棄物のごみ関係でも問題がありますし、制限をしてですね、鉄だけとか、車だけとか、プラスチックだけとか、そういう設備とかも造ったりして、船が係船できるような形にしてですよ、そういうことにすれば、また使用料とかも入って来るんじゃないかということを思うんですけど、今奄美もごみ問題大変ですので、漁協にもですね、3隻ほど廃船みたいな船がありますけど、やっぱりそういう船の処分、船を処分するような施設とかですね、そういうのを置いておかないと、いつまでもあんなして船を置いておくんですよ。村長先ほど言いましたけど、だけど、海に浮かべる船を海に浮かべっぱなしというのはね、10何年も、使用してない船があります。本当に私

はもうじゃまでならない、見苦しい。そういうのも処分したいんですよ、本当はですね。そういう処分施設みたいな置き場でもいいですよ。そこからもうすぐ船で本土に持って行ってもらえば、そういう施設をできれば造ってほしいとか、なければ、もう今、観光がすごいですよね、マリン関係、海関係の観光施設を向こうに一つでも造る。そして、クジラとかイルカウォッチングをできるような、そういう観光施設を造って、船をそこに係船する。そういう観光とかですね、そういういろんな利用をしていってほしいと私は思っていますが、どうですか。

○建設課長（前田逸人君）

そういった利用が今後、出る可能性であれば、野積み場としての用途が決まっていますので、先ほども申し上げましたとおり、用途変更とか、そういう、もしかしたら変更、使用の変更とか、かける必要があるかと思えますけども、係船にして、ものを仮置きして、船に乗せるというのが野積み場ですから、そういった施設を造るとかじゃなしに、一時仮置きという場所は、そこで可能ですので、そこはもう今後の計画によっては、そういった用途変更が必要になってくるときには、またそういったときに検討、考えていきたいと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

重信君、もうちょっと声を大きくできませんか。

○3番（重信安男君）

じゃ、もう一応その件は、これをお願いしたいと思えますので、前向きにいろいろと、大和村に企業誘致を持って来るために、いろんな提案を行政からもですよ、我々議員からだけじゃなく、行政からもこういうことをしたいんだということで、いろいろまた声掛けていただきたいと思っています。

最後に漁礁ですかね、もう私もそれは2回ぐらいかな、話したことがあるんですけども、大和村は漁礁がとにかく、あるんですけど、水深80から90ぐらい、深いところにあるもんですから、魚が全然ついていない状況なんですよね。だからいつもそこを通り過ぎて、また遠い県のブイのほうに魚釣りに行くんですけども、この前は理事とも話したんですが、浮漁礁として表層をですね、中層ではなく、表層を何とか入れていただきたい。副村長も課長時代、私とですね、そういう話もされて、憶えていらっしゃるんですか。その時もですね、やっぱり表層を入れたほうが良いということで、なんですけど、ちょっと今、そういう計画はないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

大和村沖には県ブイを含め、奄美漁協が事業主体のと、あと村が地域振興推進事業で設置したものと、まほろば大和漁業集落で設置した簡易的な漁礁がかなりの数あることになっているんですが、実際は、流出していて、中層型が1基しか残っていないんじゃないかというのは聞いております。そのため、以前から流出の確認をしに行くというふうには言っておりましたが、まだ実施できておりませんので、漁業者の協力が得られれば、一緒に同行したいと思えます。

○3番（重信安男君）

そうですね、やっぱり自分自分で確認しに行かないと、答弁もできないと思うんですよ。ですから今度、私が実際波の凪ているときに、一緒に確認しに連れて行きたいと思うんですけども、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

べた凪の時に行ければお願いしたいです。宮古崎沖あたりはちょっと気持ち悪くなるものですから、べた凪の時をお願いいたします。

○3番（重信安男君）

なるべくべた凪を選んで行くように努力しますので、課長一人だけではなく、もう一人ぐらいですね、職員も連れて行ったほうが、やっぱり後々引き継ぎ等とかもできますし、本当に登録された配置図を見てですね、一回確認に、本当に行こうと思えますので、ぜひ行ってください。そうしないと本当に分からないですよ。漁礁を入れないと、魚は本当に釣れないですよ。魚は通り過ぎて行ってしまいますから、あればそこに止まるんですよ。通り過ぎて行って、徳之島とかですね、古仁屋、徳之島、あの辺に行ってしまうと、釣りたい魚がここにいないわけですから、できれば、今やっている漁師のためにも、ぜひ表層を1基設置してほしいということで、県のほうにもですね、要望していただきたいと思えます。確認する時には、また連絡しますので、そのときにはどうぞよろしくをお願いします。終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで3番、重信安男君の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合に、議長に一任していただきたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

#### ○議長（奥田忠廣君）

日程第3、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本村の農林水産振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

#### ○議長（奥田忠廣君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期、日程など議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第2回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長      奥 田 忠 廣

大和村議会議員      前 田 清 和

大和村議会議員      重 信 安 男

